

# 夢へはばたけ！ ふじのくに若い翼プラン

—第3期静岡県子ども・若者計画—

平成 30 年 3 月

静岡県



## はじめに

県では、「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり  
～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」を県政  
の基本理念に掲げ、県民の皆様のご生活と幸福度の向上を実現  
するため、人づくり・富づくりに取り組んでいくこととして  
しております。



とりわけ、子供や若者の健やかな成長は、県民の皆様全  
ての願いであり、また、「“ふじのくに”づくり」の基礎を成すものであること  
から、子供や若者が「生きる道」を見出し、「有徳の人」に向け歩めるよう、適  
切な支援を行なうことが重要であります。

現代は、“秒進分歩”と例えられるほど技術の進歩が速く、スマートフォンを  
はじめ、AI、IoTといったICT社会の到来は、「第4次産業革命」とも言  
われています。加えて、グローバル化の進展や少子化、核家族化、都市部への  
人口集中、さらには非正規雇用の増加など、子供や若者を取り巻く環境は大き  
く変化しております。

多くの若者が自立して、社会生活を営んでいる一方で、ニートやひきこもり、  
不登校、子供の貧困、児童虐待など、複雑な問題を抱えた子供や若者がいるこ  
とも事実です。

こうした課題に対応するため、この「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラ  
ン－第3期静岡県子ども・若者計画－」では、「子供・若者が『有徳の人』とし  
て自立し、夢を実現できる地域をめざして」を基本理念とし、子供たちの成長  
と自立に向けた支援はもとより、困難を有する子供や若者、その家族への支援、  
さらには、そのための地域づくりを推進していくこととしております。

急速に変化する社会にあっても、“ふじのくに”の若人が「生き抜く力」を身  
に付け、富士山のように高い志を抱き、夢に向かって自らの翼ではばたいてい  
けるよう、社会総がかり・地域総ぐるみでの取組が必要です。「地域の子供は地  
域の大人が育てる」という意識の下、県民の皆様のご支援・ご協力をお願いい  
たします。

結びに、本計画の策定に当たり御意見を賜りました、静岡県青少年問題協議  
会をはじめ関係団体の皆様にご厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

静岡県知事 川 勝 平 太

# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の策定にあたって
  - (1) 計画策定の趣旨 ..... 1
  - (2) 計画期間 ..... 1
  - (3) 計画の位置づけ ..... 1
  - (4) 子供・若者の範囲と計画の対象者 ..... 2
- 2 計画の理念・方針
  - (1) 計画の基本理念 ..... 3
  - (2) 計画の基本方針 ..... 3
  - (3) 計画の体系 ..... 4
  - (4) 施策の展開の特徴 ..... 5

### 第2章 子供・若者を取り巻く現状と課題

- 1 子供・若者の生活状況と意識 ..... 6
- 2 ICT社会における子供・若者の状況 ..... 10
- 3 困難を有する子供・若者の状況 ..... 13

### 第3章 子供・若者施策の展開

- 1 すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援
  - (1) 自己形成への支援 ..... 23
  - (2) 社会の変化に適切に対応できる能力の育成 ..... 33
  - (3) 若者の職業的自立・就労支援 ..... 41
- 2 ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援
  - (1) 抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実 ..... 44
  - (2) 困難な状況ごとの支援 ..... 47
  - (3) 子供・若者の被害防止・保護 ..... 56
- 3 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進
  - (1) 地域全体で子供を育む環境の整備 ..... 60
  - (2) 子供・若者の社会参加・参画の機会の充実 ..... 64
  - (3) 子供・若者を取り巻く社会環境の整備 ..... 67

### 第4章 計画の推進に向けて

- 1 全庁体制による取組の推進 ..... 70
- 2 社会総がかりによる取組の推進 ..... 70
- 3 地域の実情に応じた子供・若者育成支援体制の整備 ..... 70
- 4 成果指標の設定と進捗管理 ..... 70
- 事例紹介1 子供若者育成支援活動・子育て支援活動の紹介 ..... 71
- 事例紹介2 子供・若者の社会貢献活動、社会参加・参画活動の紹介 ..... 76

### 参考資料

- 1 第3期静岡県子ども・若者計画 骨子 ..... 79
- 2 成果指標一覧 ..... 81
- 3 子ども・若者育成支援推進法 ..... 84
- 4 子供・若者育成支援推進大綱概要 ..... 89
- 5 静岡県青少年問題協議会設置条例 ..... 92
- 6 静岡県青少年対策本部設置規則 ..... 93
- 7 静岡県子ども・若者支援ネットワーク設置要綱 ..... 94

# 第1章 計画の基本的な考え方

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

本県では、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」及び静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン第2期計画」等の関連分野の計画を踏まえながら、「第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン」を平成26年に策定し、子供・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくための施策を展開してきました。

「第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン」の計画期間は、平成29年度までであることから、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、国の子供・若者育成支援推進大綱を勘案しつつ、静岡県の新ビジョン（総合計画）及び静岡県教育振興基本計画等の関連分野の計画を踏まえながら、本計画を策定しました。

また、本計画は、外部有識者からなる静岡県青少年問題協議会において協議いただいたほか、県民意見提出手続き（パブリックコメント）、若者や若者を支援する団体との意見交換を実施し、外部の意見を取り入れながら、青少年行政に関する総合的かつ基本的な施策を樹立し、青少年対策の効果的な実施を促進するために設置されている静岡県青少年対策本部で策定しました。

## (2) 計画期間

本計画の期間は、2018年度から2021年度までの4年間とします。

## (3) 計画の位置づけ

- ア 本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条の規定による、「都道府県子ども・若者計画」です。
- イ 静岡県の新ビジョンのもと、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画です。
- ウ 静岡県教育振興基本計画等の関連する分野別計画に示された、子育て支援及び教育行政等に関わる施策を踏まえて策定し、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を総合的かつ計画的に推進する指針とするものです。

### ○子ども・若者育成支援推進法 第9条

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

#### (4) 子供・若者の範囲と計画の対象者

本計画の子供・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満の者としませんが、施策によっては、ポスト青年期の40歳未満の者も対象とします。

なお、本計画では、「子供・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。

施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

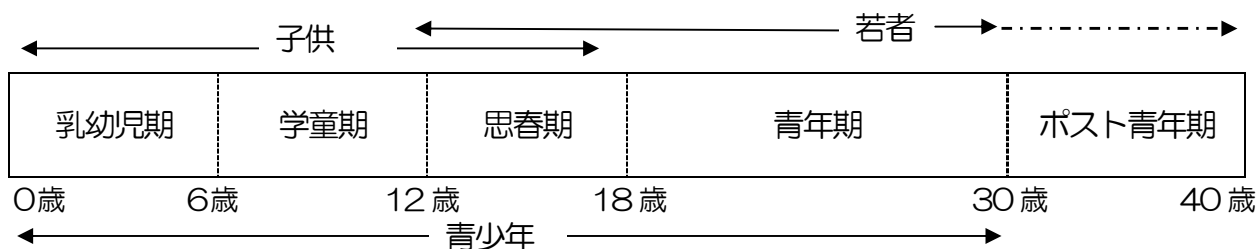
※ 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者。

※ 学童期：小学生の者。

※ 思春期：中学生からおおむね18歳までの者。

※ 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。

※ ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。



## 2 計画の理念・方針

### (1) 計画の基本理念

子供・若者が有徳の人として自立し、夢を実現できる地域をめざして

本県では、静岡県の新ビジョンにおいて「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり ～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」を基本理念に掲げて県政運営に取り組んでいます。

また、これを受け、「静岡県教育振興基本計画」では、美しい“ふじのくに”の礎となる人材を育成するため、「有徳の人」の育成を基本目標としています。

そこで、子ども・若者育成支援推進法による「都道府県子ども・若者計画」として、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を推進する本計画は、「子供・若者が有徳の人として自立し、夢を実現できる地域をめざして」を基本理念とします。

—「有徳の人」とは—

- ① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人
- ③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

### (2) 計画の基本方針

基本理念の実現のため、次の3つの基本方針のもと、施策を展開・推進します。

#### 1 すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子供・若者が健やかに成長して自己を形成し、社会の変化に適切に対応しながら就労して自立できるよう支援します。

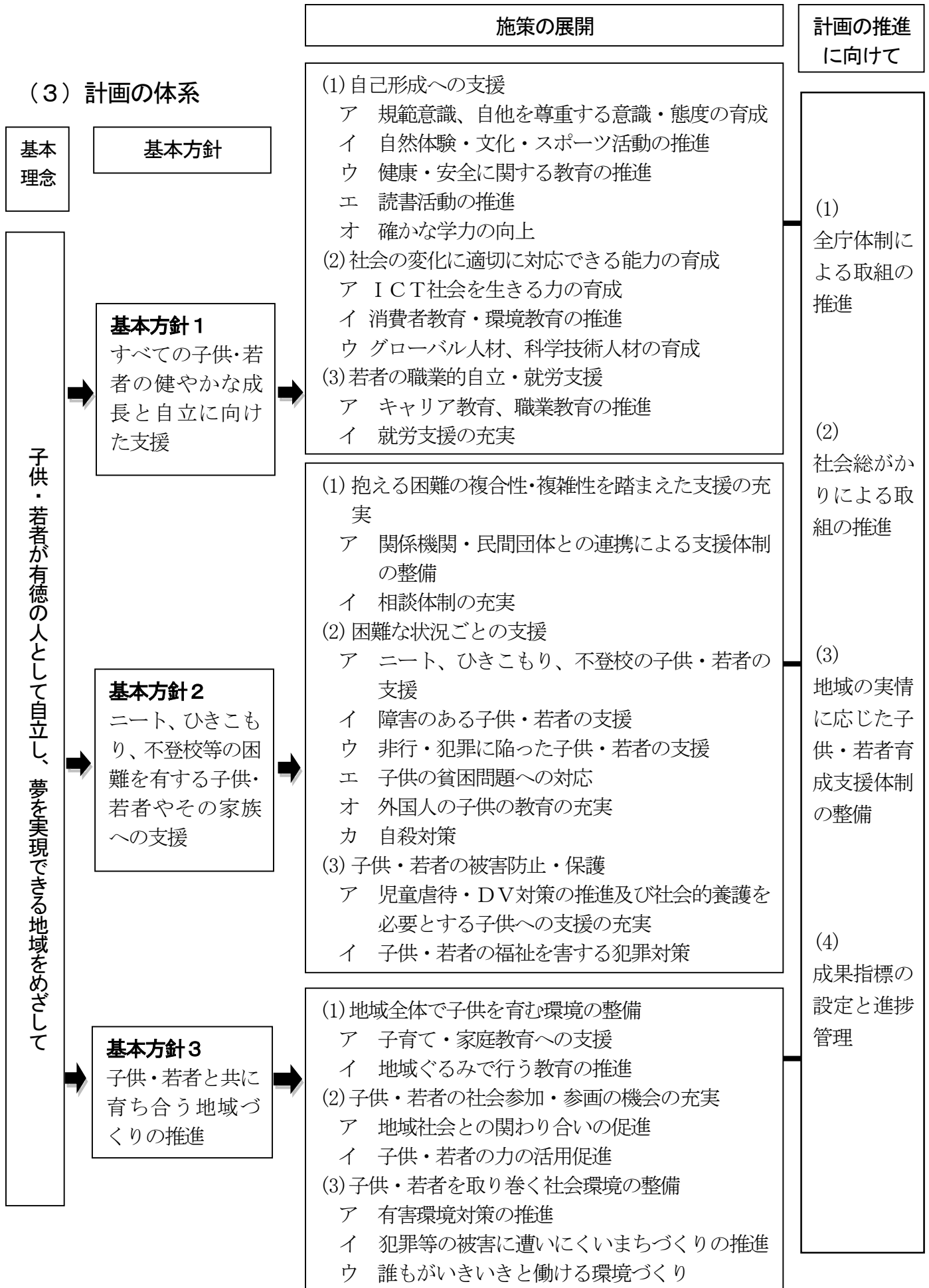
#### 2 ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援

困難を有する子供・若者及びその家族が早期に必要な支援と繋がるための環境の整備、児童虐待等の被害防止、被害を受けた子供・若者等の保護に取り組み、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

#### 3 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

家庭教育支援等をとおして地域で子供を育む環境を整え、子供・若者を取り巻く社会環境を整備するとともに、子供・若者の社会参加・参画を支援し、子供・若者と共に育ち合う地域づくりを推進します。





#### (4) 施策の展開の特徴

今日、ICT社会やグローバル化の進展など、すべての子供・若者を取り巻く環境は急速に変化しており、社会の変化に適切に対応できる能力を育成することが課題とされています。

また、子供・若者が抱える困難は多岐にわたり、複合的で複雑なものも多くあります。このため、困難な状況に応じた支援の充実や、関係機関の連携による早期の支援、継続した支援の充実も大きな課題となっています。

こうした課題に対応するため、本計画は、前計画の施策展開の柱の見直しを図り、「ICT社会を生きる力の育成」「グローバル人材・科学技術人材の育成」のほか、「障害のある子供・若者の支援」「子供の貧困問題への対応」「自殺対策」「子供・若者の福祉を害する犯罪対策」を施策の柱として新しく設定し、これまで以上に充実したきめ細かい支援を展開していきます。

## 第2章 子供・若者を取り巻く現状と課題

# 1 子供・若者の生活状況と意識

\*以下(1)~(5)の記述・図表は、本県の状況です。

## (1) 子供・若者の人口

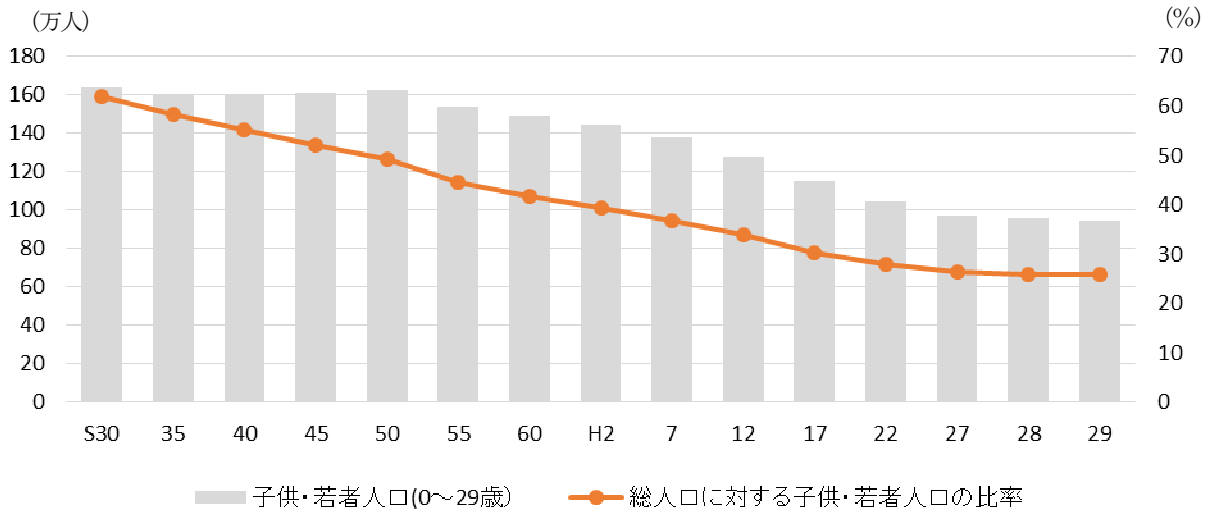
平成 29 年 10 月 1 日現在、静岡県のご総人口（推計人口）は、3,673,401 人で、前年より 13,544 人減少しました。

子供・若者（0～29 歳）の人口は、948,286 人で、前年より 11,518 人減少しました。子供・若者の人口は、総人口の 25.8%を占めており、男女比は、女 100 人に対し、男 107.0 人で、男が上回っています。

また、下図の通り、子供・若者の人口及び総人口に占める割合はともに減少し続けています。

[ 資料:統計調査課「静岡県年齢別人口推計調査、総務省「国勢調査」 ]

図表1 子供・若者人口及び総人口に対する子供・若者人口の比率の推移



(単位：人、%)

	昭和 30	35	40	45	50	55	60	平成 2
総人口	2,650,435	2,756,271	2,912,521	3,089,895	3,308,799	3,446,804	3,574,692	3,670,840
子供・若者人口 (0～29 歳)	1,639,309	1,609,347	1,605,387	1,612,446	1,627,465	1,541,617	1,490,975	1,443,303
比率	61.9	58.3	55.1	52.2	49.2	44.7	41.7	39.3

	平成 7	12	17	22	27	28	29
総人口	3,737,689	3,767,393	3,792,377	3,765,007	3,700,305	3,686,945	3,673,401
子供・若者人口 (0～29 歳)	1,376,638	1,278,448	1,151,369	1,049,456	972,354	959,804	948,286
比率	36.8	33.9	30.4	27.9	26.3	26.0	25.8

## (2) 小中学生の生活習慣

小中学生とも大半の児童生徒が毎朝、朝食を食べているものの、およそ5%の児童生徒が、毎日、朝食を食べているわけではない状況があります。

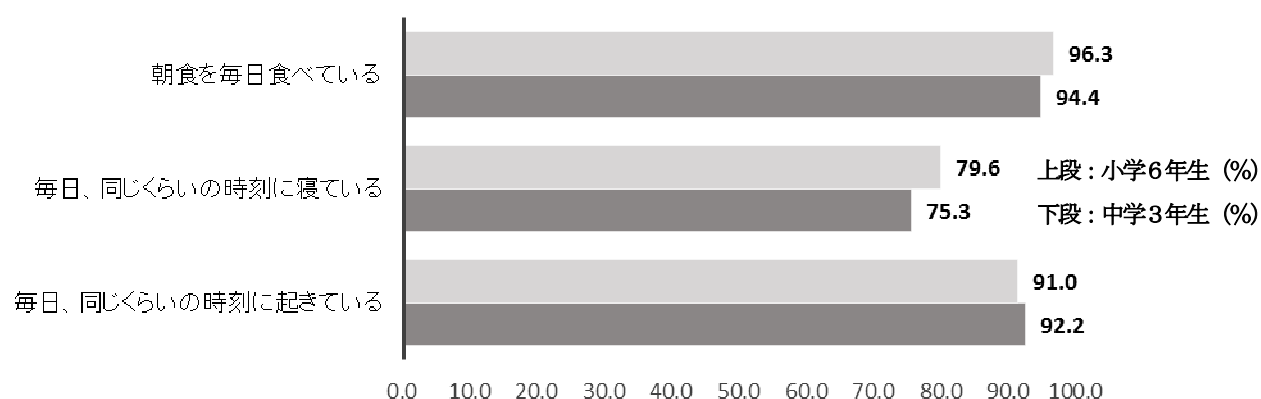
また、同じ時刻に起きる児童生徒の割合が9割を超えるのに対して、同じ時刻に寝る児童生徒の割合は8割を切っていて、睡眠時間が一定ではない児童生徒がいます。

放課後の過ごし方は様々です。中学生の部活動への参加を除くと、テレビ等の視聴、ゲーム、インターネットの利用が小中学生ともに多く、勉強や読書を上回っています。

[ 資料: 文部科学省「全国学力・学習状況調査(H29)」 ]

図表2

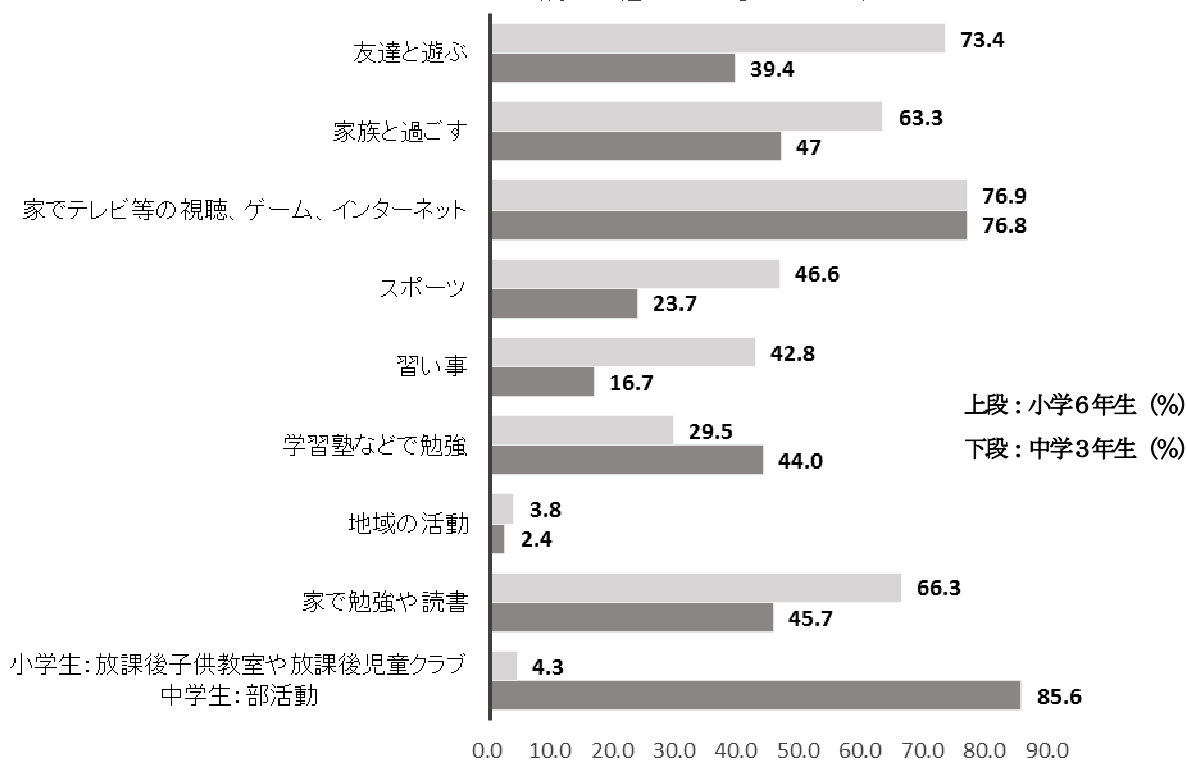
### 朝食、睡眠習慣



図表3

### 放課後の過ごし方

(何をしておこなうことが多いですか?)



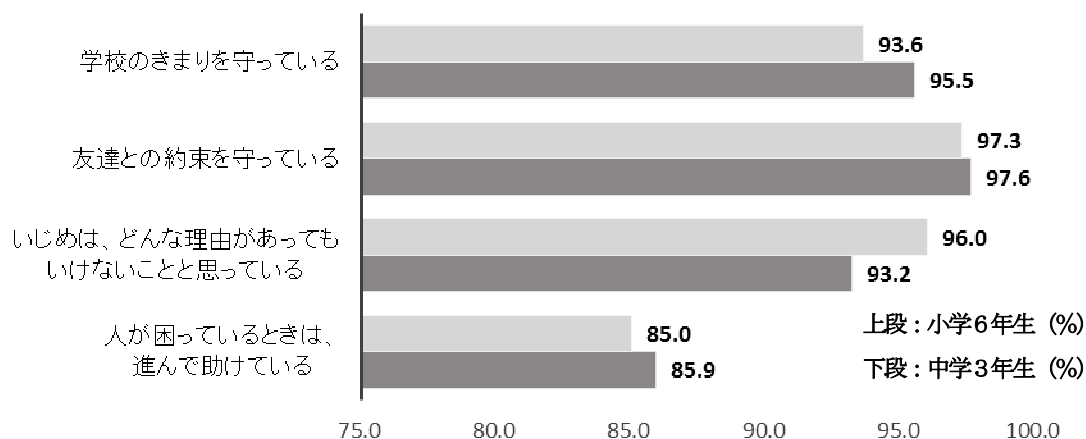
### (3) 小中学生の規範意識

小中学生とも大半の児童生徒が決まりや約束を守っており、いじめを認めず、いけないものはいけないと考えていて、高い規範意識を持っているものの、およそ5%の児童生徒がいじめを必ずしもいけないことではないと考えている状況があります。

[ 資料: 文部科学省「全国学力・学習状況調査(H29) 」 ]

図表4

#### 規範意識



### (4) 小中学生の自己肯定感・挑戦心

自分には、よいところがあると思う小中学生の割合は、全国平均を上回っていて(小学校: +3.1 ポイント、中学校: +3.6 ポイント)、多くの児童生徒が自己を肯定的にとらえています。

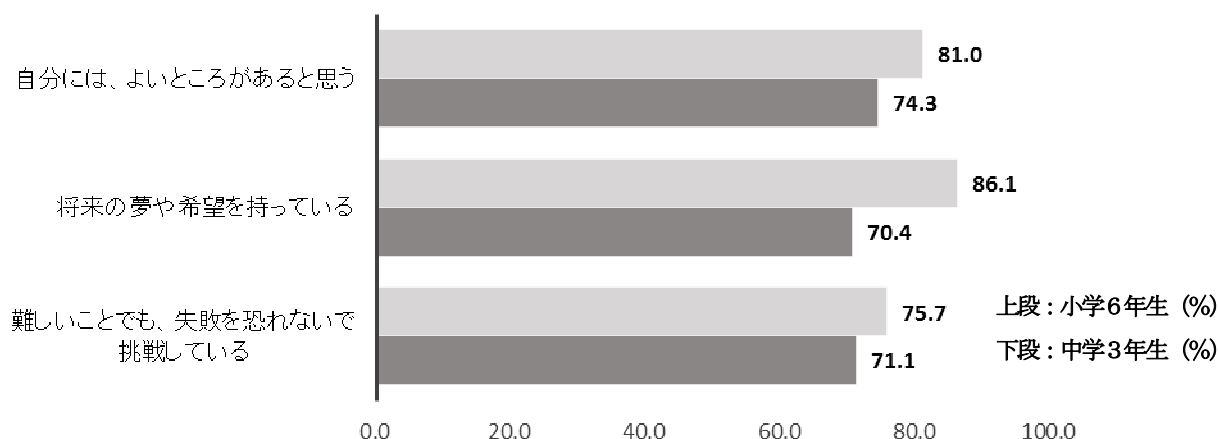
将来への夢や希望を持っている児童生徒の割合は、小学生と比べると中学生は大きく下回りますが、全国でも同様の傾向を示しています。

失敗を恐れず挑戦する児童生徒は、小中学生とも7割を超えています。

[ 資料: 文部科学省「全国学力・学習状況調査(H29) 」 ]

図表5

#### 自己肯定感、挑戦心



## (5) 小中学生の地域社会との関わり

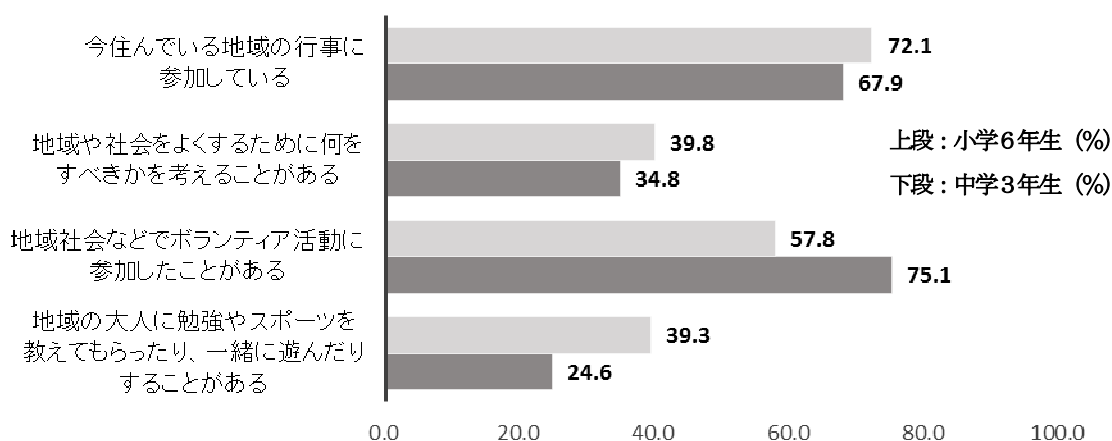
地域の行事に参加する児童生徒の割合は全国平均を大きく上回っています(小学生：+9.5ポイント、中学生：+25.8ポイント)。また、地域社会でのボランティア活動に参加したことがある中学生も7割を超えていて、多くの児童生徒が地域社会への参加経験を有しています。

一方、参加経験は多いものの、地域や社会をよくするために何をすべきかを考える小学生の割合は全国平均との差はあまりないものの(小学校:-2.5ポイント、中学校:+1.4ポイント)、4割を下回っていて、主体的に地域社会へ関わる意識・態度を育むことが大切です。

[ 資料:文部科学省「全国学力・学習状況調査(H29) 」 ]

図表6

### 地域社会との関わり



## 2 ICT社会における子供・若者の状況

\*以下(1)~(3)の記述・図表は、本県の状況です。なお、「10代」は小学生を除きます。

### (1) ICT機器等の利用状況

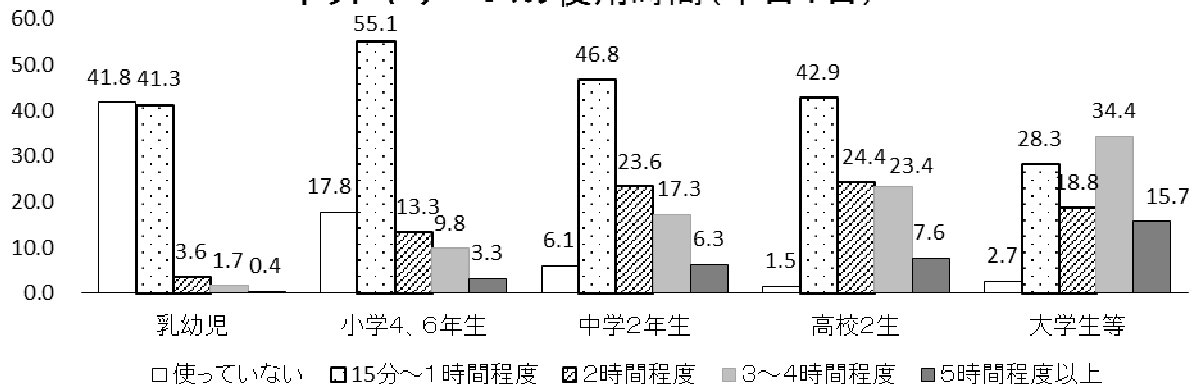
インターネット(以下、ネット)やゲームを多くの子供・若者が使用しています。平日1日の使用時間をみると、乳幼児～高校生では、15分～1時間が4～5割と多く、大学生等<sup>1)</sup>は3～4時間が最多で3割を超え、どの学校段階にも5時間以上使用する者がいます。

また、子供・若者が使用している情報端末は多様化していて、ネットサービスも小学生から多くが利用しています。一方、ネット上の情報の拡散性や記録性の認識が不足している子供・若者が3割を超えるほか、30代以上の認識はより低い状況であるため、子供・若者だけでなく、指導する立場の大人も適切な利用について学ぶことが大切です。

[ 資料: 第29期青少年問題協議会調査(H27) ]

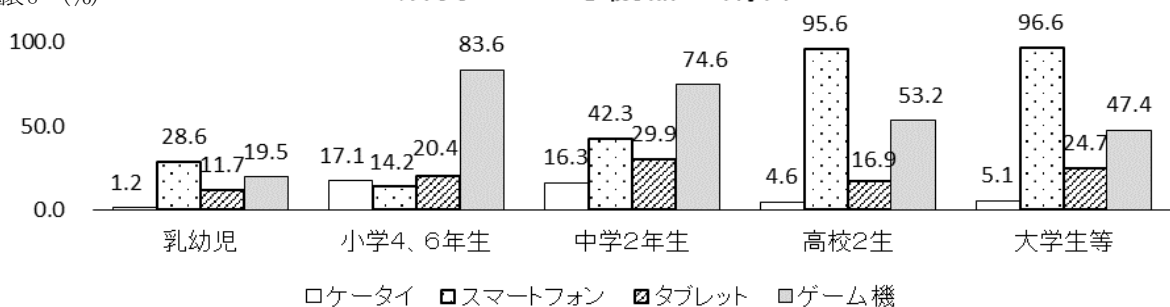
図表7 (%)

#### ネットやゲームの使用時間(平日1日)



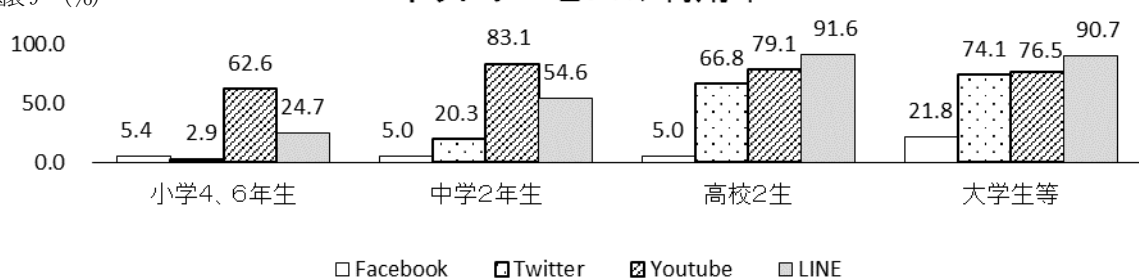
図表8 (%)

#### 所持している機器の割合



図表9 (%)

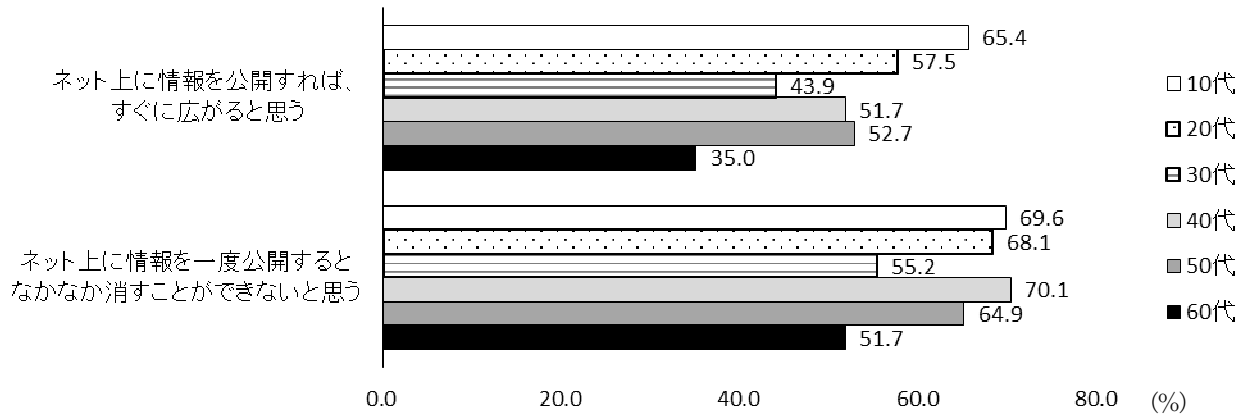
#### ネットサービスの利用率





図表 10

### 情報の拡散性・記録性の認識



## (2) ネット利用と人間関係

20代の半数程度がメッセージのやり取りでストレスを感じている一方、10代・20代の6割を超える子供・若者が、ネットやスマホは人間関係構築に有用だと考えています。

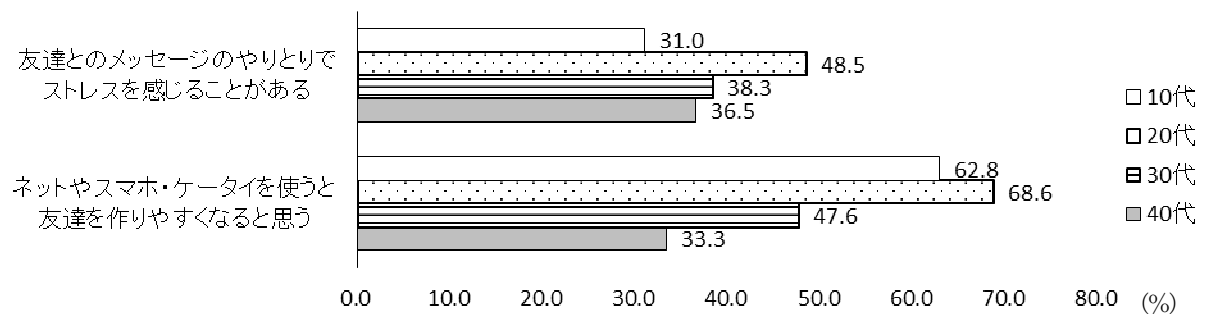
生活に充実を感じている割合が高いのは、家族とのコミュニケーションの少ない者<sup>2</sup>より多い者<sup>3</sup>、ネット利用の多い者<sup>4</sup>より少ない者<sup>5</sup>で、家族とのコミュニケーションの多少により「充実を感じる」「充実を感じない」に明確な差がでています。

ネットやスマホが子供・若者の人間関係に影響を及ぼす中、よりよい ICT 社会にするためにも、ネットやスマホを離れた日頃のコミュニケーションを大切にする視点が重要です。

[ 資料: 第 29 期青少年問題協議会調査(H27) ]

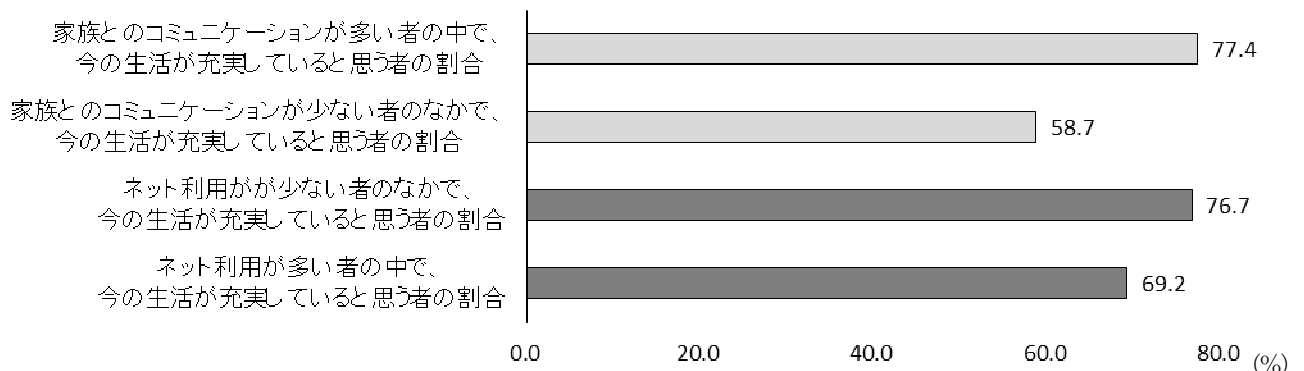
図表 11

### ネット利用と友人関係



図表 12

### 家族とのコミュニケーション・ネット利用と生活の充実感 (小学生～大学生等)

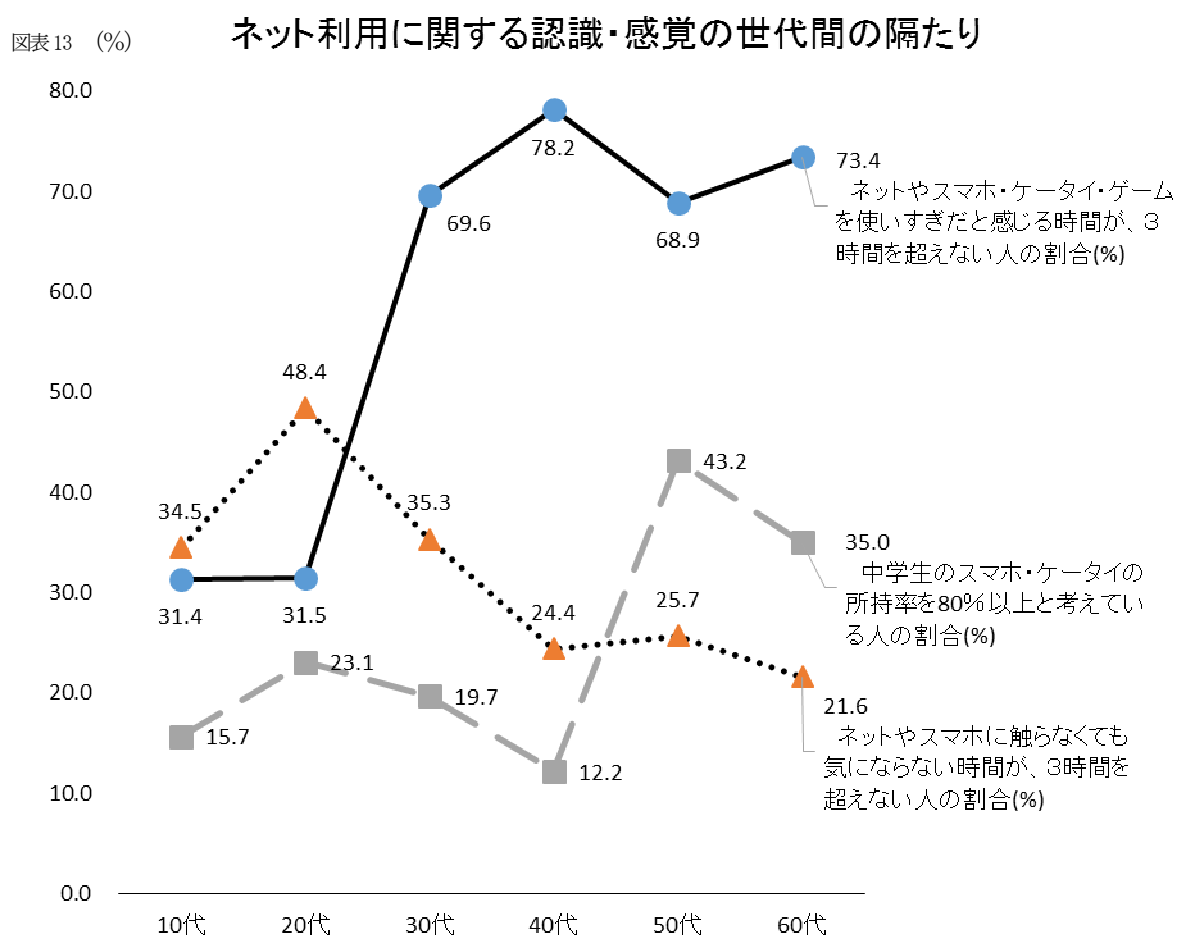


### (3) ネット利用に関する認識・感覚の隔たり

ネットやスマホ・ケータイ・ゲームを長時間利用していると感じる時間、ネットやスマホに触らなくても気にならない時間、中学生のスマホ・ケータイの所持率の予想等、ネット利用に関する認識・感覚は、世代ごとに、あるいはネット利用の多少によって、大きな隔たりが生じています。

ケータイ・スマホのルールづくり等、ネット・スマホ等の指導・支援をする場合は、世代間の認識・感覚の違い、ネット利用の多少による感覚の違いなどを踏まえ、曖昧な表現を避け、具体的な表現を使いながら、お互いが納得できるように進めることが大切です。

[ 資料: 第29期青少年問題協議会調査(H27) ]



- 1 大学生等：大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生
- 2 家族とのコミュニケーションの少ない者：家族と一緒に話を「あまりしない」「ほとんどしない」と回答した者
- 3 家族とのコミュニケーションの多い者：家族と一緒に話を「とてもよくする」「よくする」と回答した者
- 4 ネット利用の多い者：平日のネットやゲームの使用時間が3時間以上の者
- 5 ネット利用の少ない者：平日のネットやゲームの使用時間が30分程度以下の者

### 3 困難を有する子供・若者の状況

#### (1) 若年無業者<sup>6</sup>（ニート）、ひきこもりの状況

全国の15～39歳の若年無業者(ニート)の数は、平成28年は前年増の約77万人で、15～39歳人口に占める割合は2.3%でした。年齢階級別にみると、35～39歳が20万人と最も多くなっています。また、就業を希望する若年無業者が、求職活動をしていない理由は、「病気・けがのため」「学校以外で勉強中」が約4割、「探したが見つからない」「知識・能力に自信がない」「希望する仕事がありそうにない」が3割となっています。

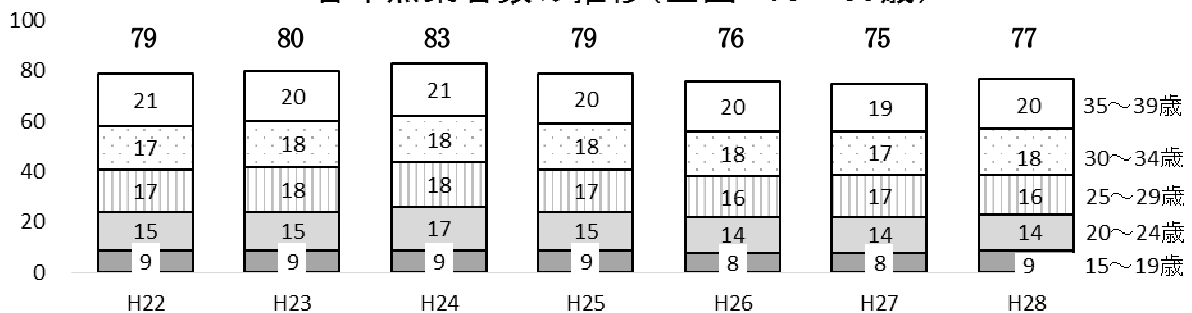
全国の15～39歳のひきこもりの数は、平成27年には54.1万人と推計されています(本県は1.4万人と推計される)。年齢階級別では、35～39歳のひきこもりが最も多く、30～39歳でみてみると、4割を超えています。また、ひきこもりの状態になった年齢は、14歳から24歳まででおおよそ8割を占め、ひきこもりの期間も7年以上の者が3分の1を超えています。このことから、ひきこもりが長期化し、年齢が上がっていく様子が伺えます。一方、ひきこもりの状態になったきっかけをみると学校や就業の問題が多いことが分かります。

若年無業者(ニート)、ひきこもりとも、その期間が長引くと回復が難しいことが指摘されており、早期に対応し、適切な支援機関につないでいくことが求められています。

[ 資料:総務省「労働力調査」「就業構造基本調査(H24)」、内閣府「若者の生活に関する調査(H28)」 ]

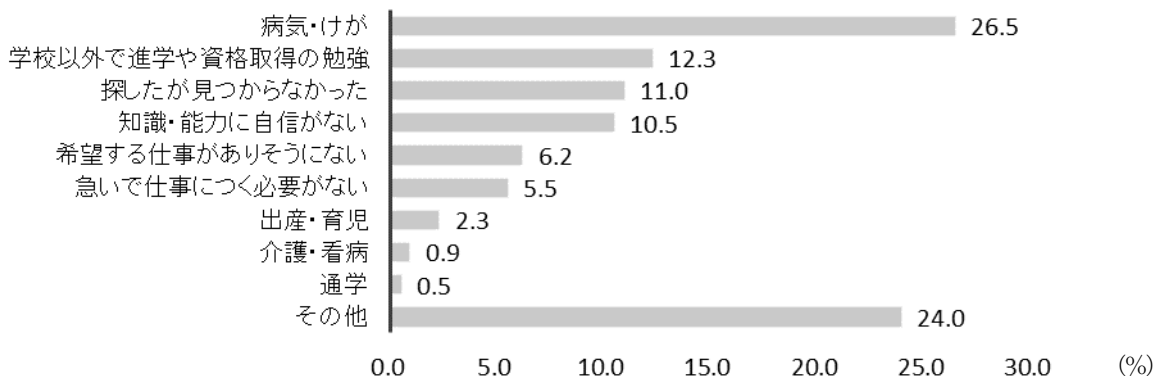
図表14 (万人)

若年無業者数の推移(全国 15～39歳)



図表15

就業希望の若年無業者の非求職理由(全国 15～34歳)



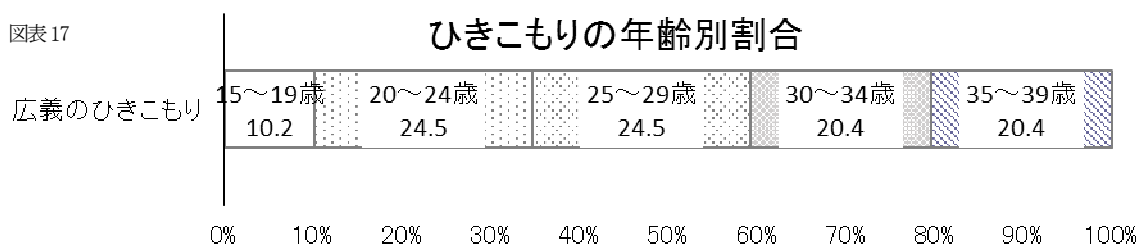
6 若年無業者：非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。総務省「労働力調査」は15～34歳、内閣府「子供・若者白書」では15～39歳としている。「Not in Education, Employment or Training」を略した「NEET, ニート」とほぼ同意で使用されている。

図表 16

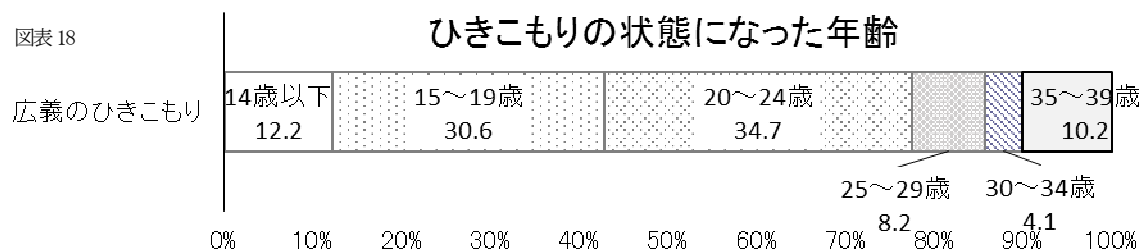
### 15～39 歳のひきこもりの推計数(平成 27 年)

区分		状態	調査の有効回収率に占める割合	全国の推計数	本県の推計数
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.06%	36.5万人	1.0万人
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどにはでかける	0.35%	12.1万人	0.3万人
		自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	0.1万人
*上記の状況が6ヶ月以上続いている者			合計	54.1万人	1.4万人

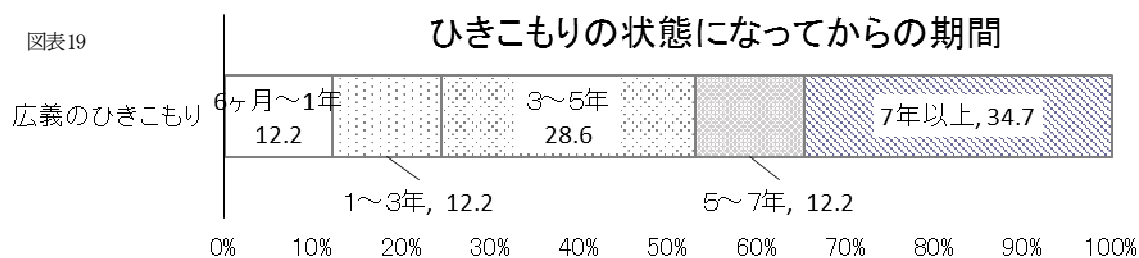
図表 17



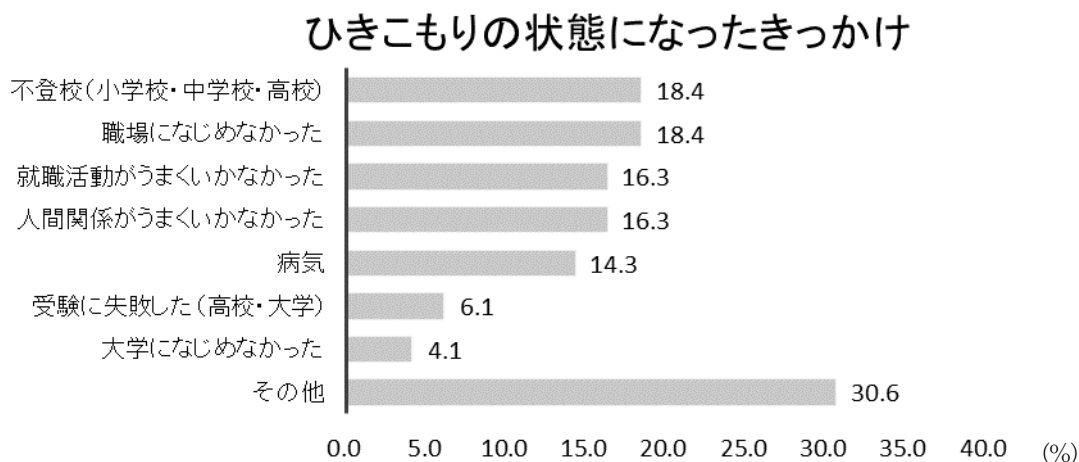
図表 18



図表 19



図表 20



\*以下(2)~(9)の記述・図表は、本県の状況です。

## (2) 不登校、中途退学の状況

不登校児童生徒数は、全体としては上昇傾向にあります。

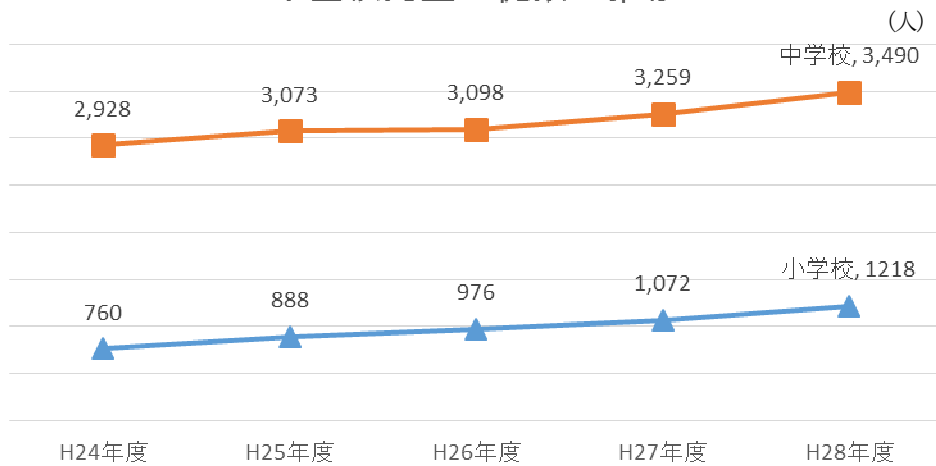
高等学校の中途退学率は、全日制、定時制ともに全体としては減少傾向にある一方で、定時制高校の中途退学率は、全日制高校のおよそ 20 倍と高いものになっています。

不登校や中途退学により社会との関わりがなくなり、ひきこもりにつながることも懸念されることから、個々が抱える課題に適切に対応していくことが求められています。

[ 資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「公立高等学校における中途退学者等の状況調査」、統計調査課「学校基本調査報告書」 ]

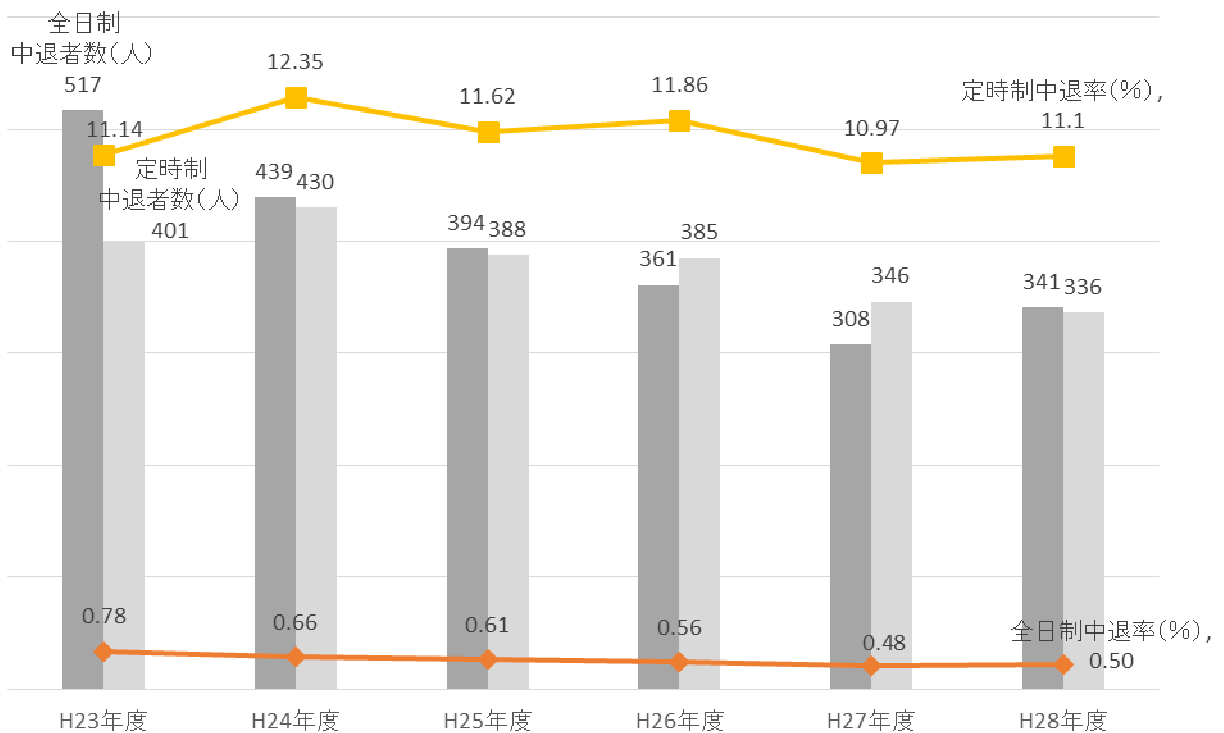
図表 21

### 不登校児童生徒数の推移



図表 22

### 公立高等学校中途退学者数・中途退学率の推移



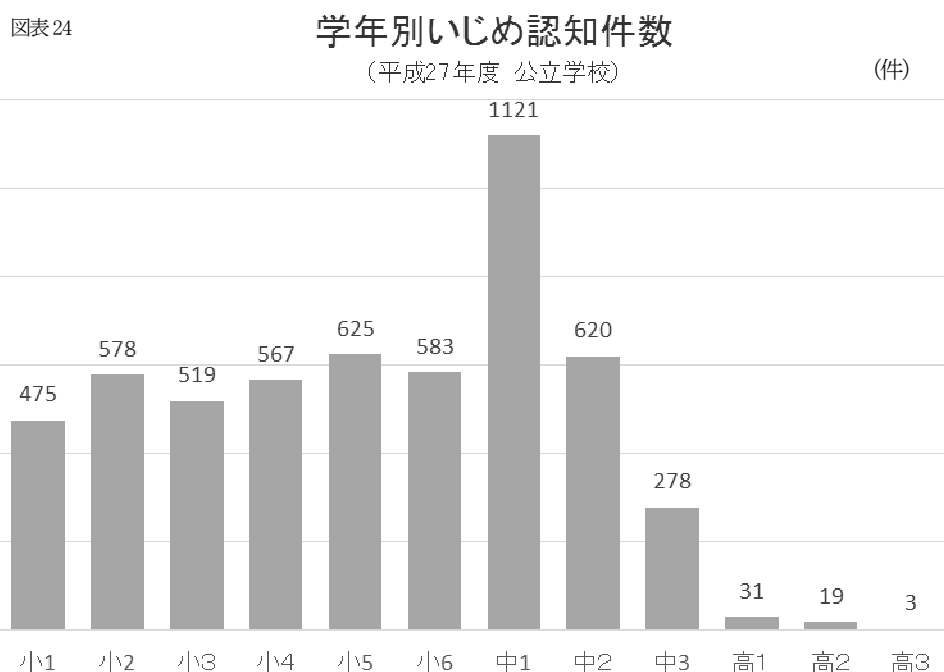
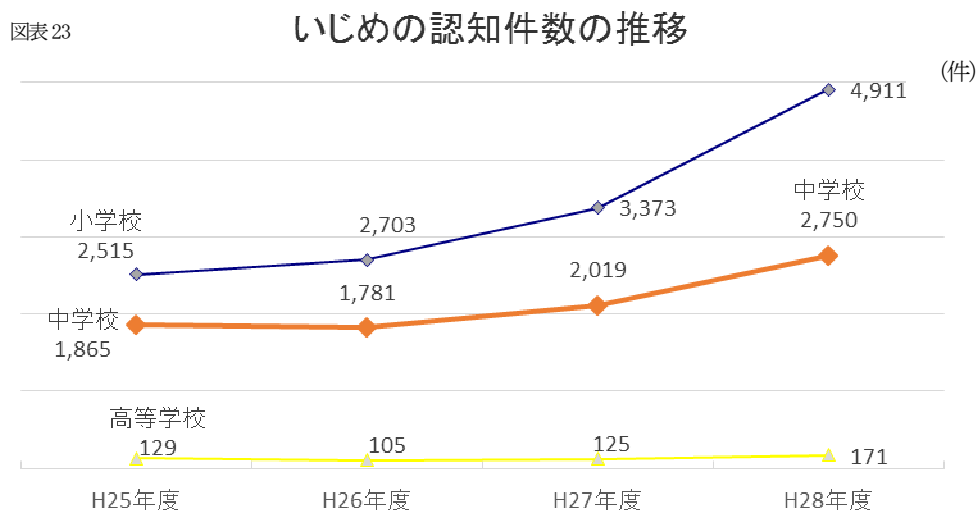
### (3) いじめ<sup>7</sup>の状況

小中学校におけるいじめの認知件数は上昇傾向にあります。

小学校では、学年が進むほど件数が増加する傾向があり、中学校では1年生の件数が特に多く、学年が進むにつれて減少し、高等学校では急減します。

発達段階・学年に応じた指導、早期発見、早期対応が求められています。

[資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」]



7 いじめ：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない。

## (4) 特別支援教育の状況

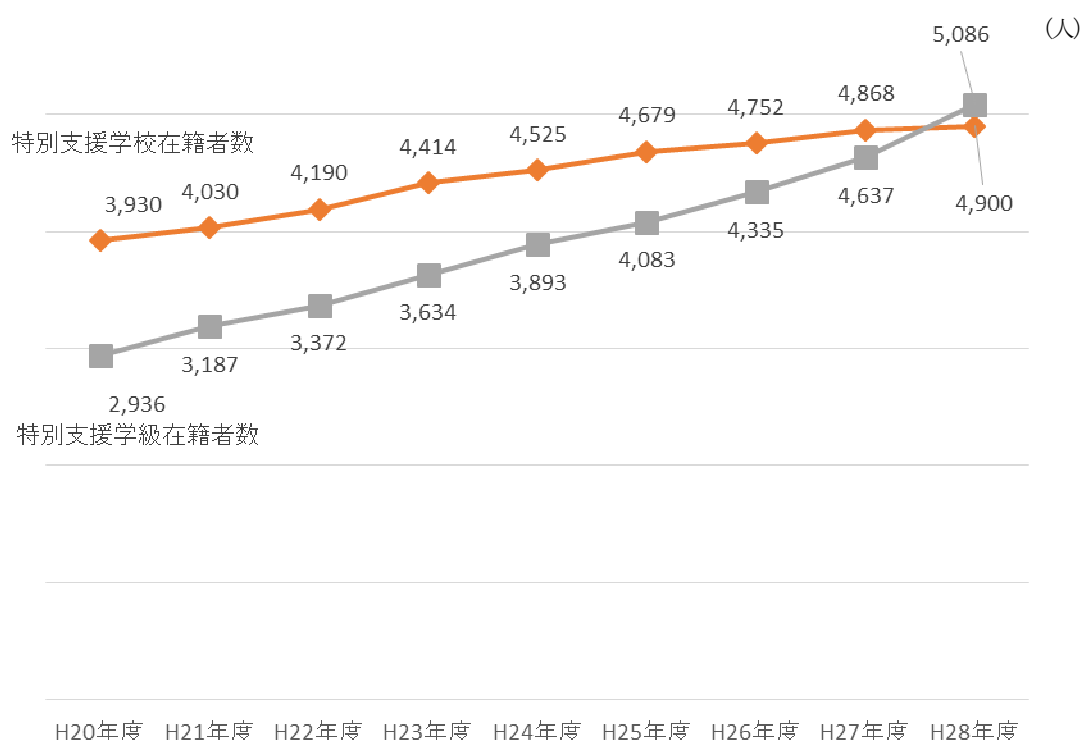
特別支援教育対象児童生徒数は、増加傾向にあります。

平成 28 年の本県の義務教育就学児童生徒数に対する、特別支援学校小学部及び中学部在籍者の割合は 0.95%、特別支援学級在籍者は 1.69%、通級指導教室<sup>8</sup>で学ぶ児童生徒は 0.80%でした。また、平成 24 年の文部科学省の調査では、通常の学級に在籍する児童生徒の 6.5%が「学習面又は行動面で著しい困難を示す」と報告されました。

対象児童生徒数が増えるなか、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな指導の充実とともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との共生・共育の推進が必要です。

[ 資料:統計調査課「静岡県学校基本調査」 ]

図表 25 特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数



8 通級指導教室：通常の学級に在籍して授業を受けている児童生徒のうち、障害により特別な配慮や対応が必要な児童生徒が一定時間、特別な指導を受けることができる教室のこと。

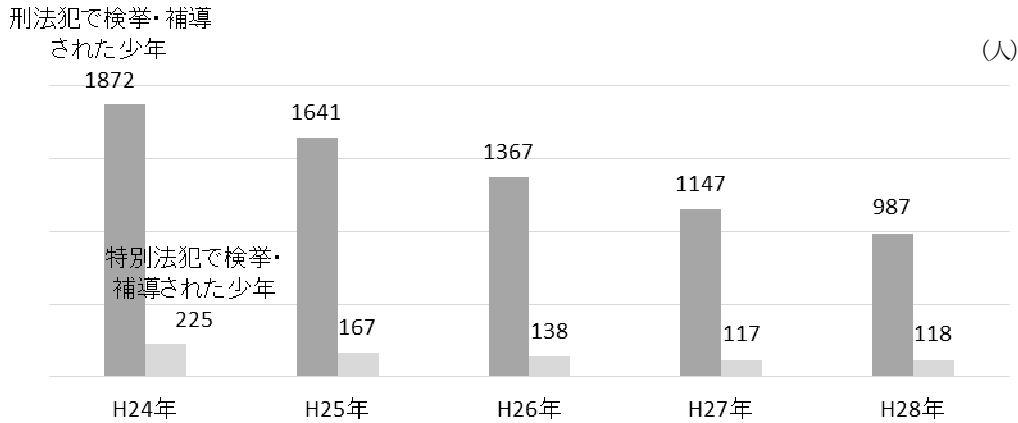
## (5) 少年非行の概況

刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年は、減少傾向にあります。

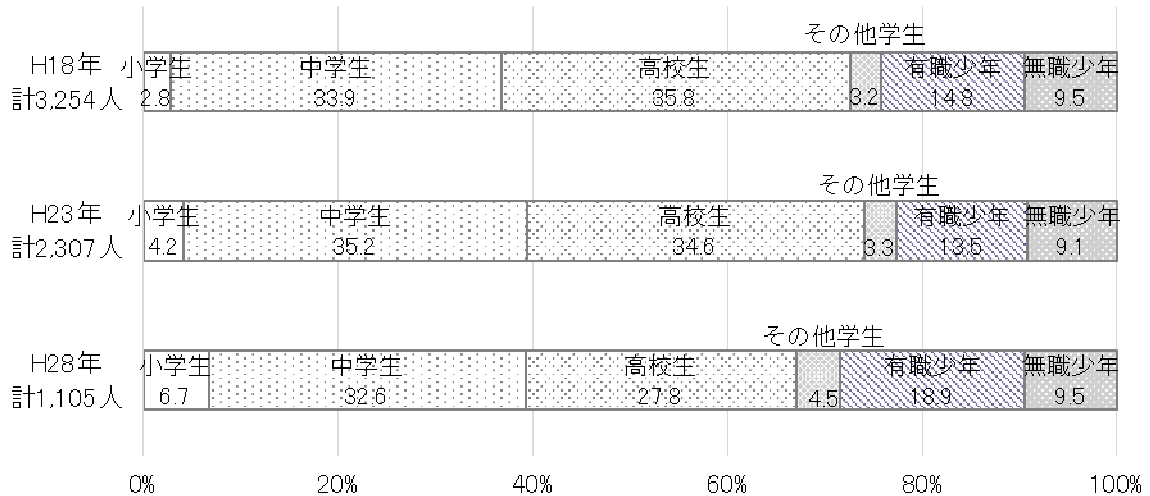
学職別でみると、平成 28 年は中高生が6割と高い割合を占めています。中高生の割合は平成 18 年、23 年の7割から減少しているが、小学生と有職少年の割合が増えています。引き続き、学校・地域等と連携して非行防止の取組を推進することが必要です。

[ 資料: 県警察本部少年課 ]

図表 26 刑法犯・特別法で検挙・補導された少年の人数の推移



図表 27 刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年の学職別割合



\*刑法犯で検挙・補導した少年

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法 208 条の 2 の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上の（重）過失致死傷及び自転車運転過失致死傷（改正前の刑法 211 条 2 項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪で検挙・補導した 20 歳未満の者をいう。

\*特別法犯で検挙・補導した少年

上記「刑法犯で検挙・補導された少年」以外で、刑罰法令に規定する罪（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上の（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物自動車運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転行為の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。）で検挙・補導した 20 歳未満の者をいう。



## (6) 子供の貧困の状況

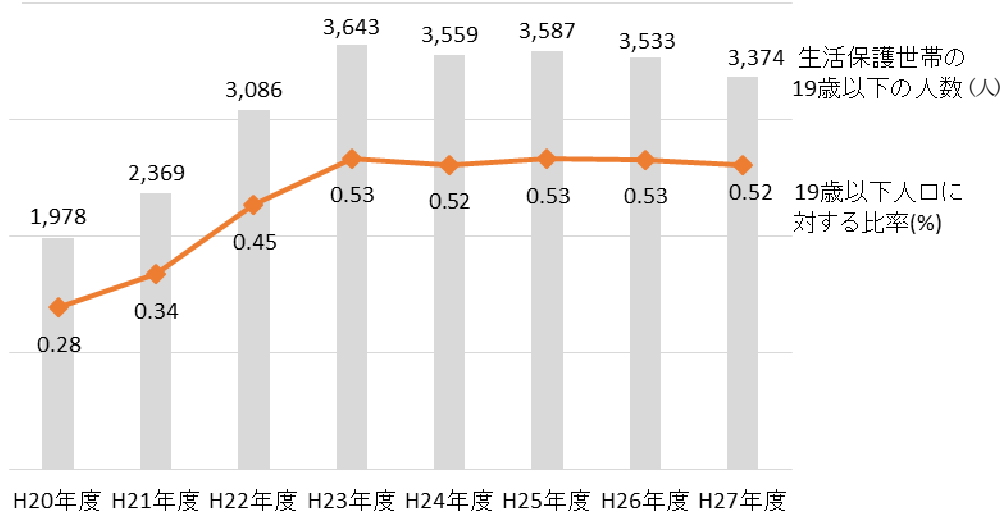
生活保護世帯に属する子供の数及び19歳以下の人口に対する比率は、平成23年度まで上昇していましたが、近年は横ばい傾向にあります。

生活保護世帯の子供の進学率は、本県全体と比べると低く、高校等への進学では10ポイント以上、大学等への進学率では50ポイント以上下回る一方、就職率(高卒後)は30ポイント以上上回っています。

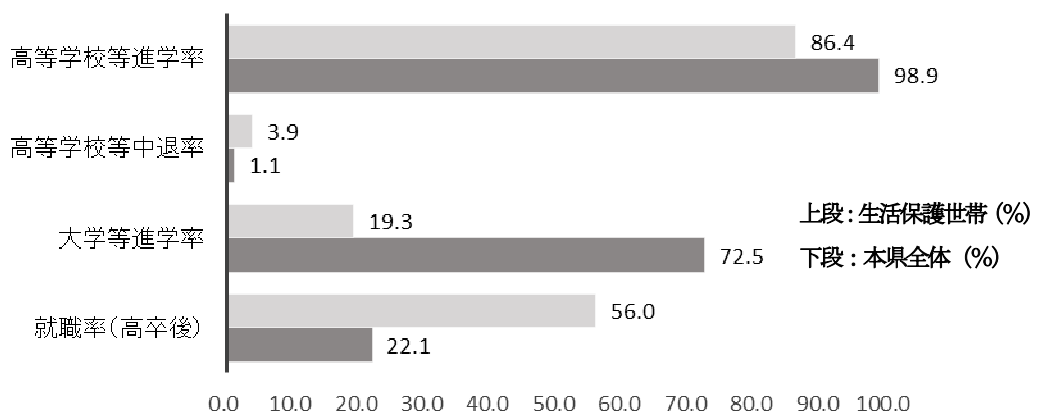
貧困は子供の生活や成長に様々な影響を及ぼすことから、学習支援や経済的支援等の推進が求められています。

[資料:厚生労働省「被保護者調査」、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、県統計調査課「静岡県学校基本調査」]

図表28 生活保護世帯の19歳以下の人数・人口比率の推移



図表29 生活保護世帯の進学率、中退率、就職率(H28年度)



\*高校等進学率：中学校卒業者のうち、翌年度に高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学した者の割合。

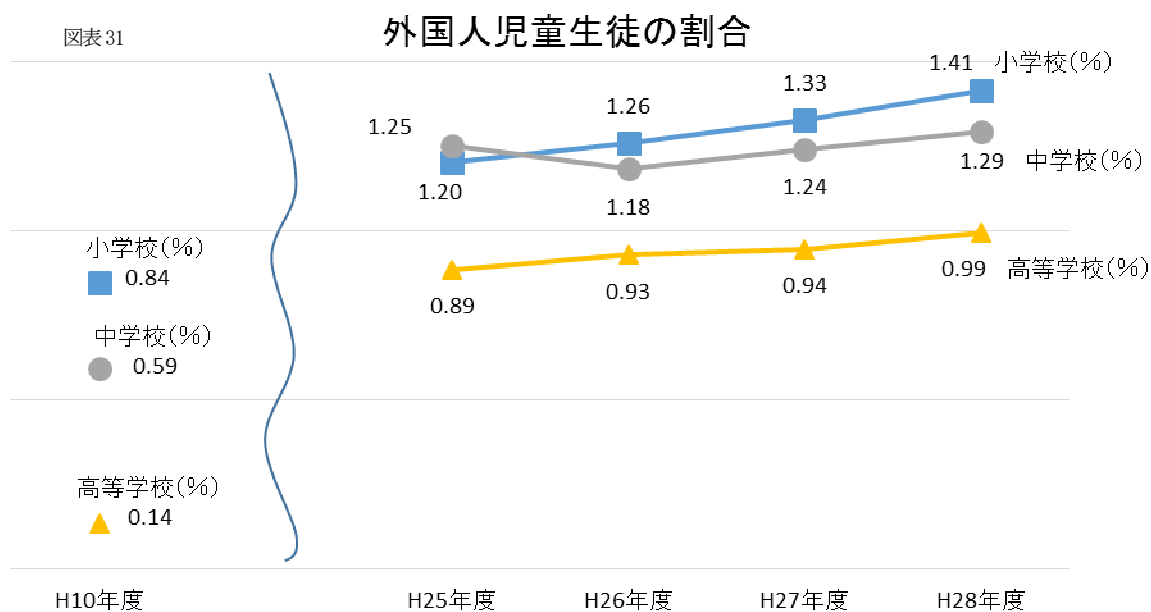
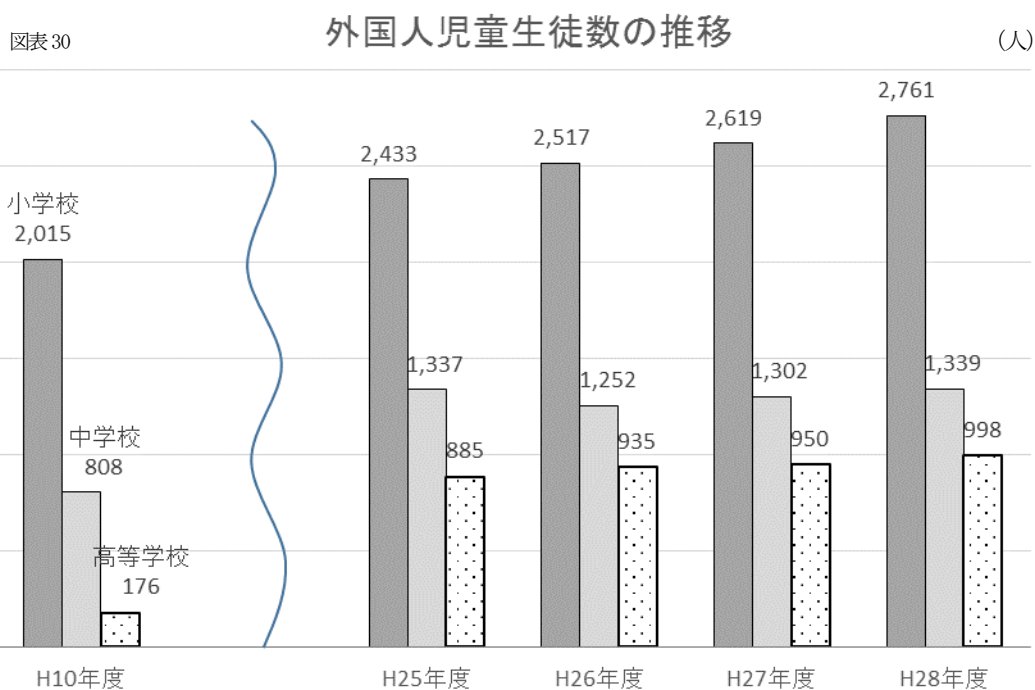
\*大学等進学率：高等学校卒業者のうち、翌年度に大学、短期大学、専修学校(専門課程・一般課程)に進学した者の割合

## (7) 外国人の子供の状況

外国人児童生徒数は、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれで増加傾向にあります。また、平成28年の全児童生徒に占める外国人児童生徒の割合を平成10年と比較すると、小学校で1.7倍、中学校で2.2倍、高等学校で7.1倍になっています。

多文化共生意識の向上・定着に取り組むこととともに、言葉の問題等、外国人の児童生徒が抱える課題に対する支援の充実が求められています。

[ 資料:統計調査課「静岡県学校基本調査」 ]



## (8) 若者の自殺の状況

10代、20代、30代の死因の第1位が自殺となっています。死亡者に占める自殺者の割合は、10代、30代で3割を超え、20代では半数近くを占めています。また、本県の平成28年の自殺者総数は602人で、平成22年の854人をピークに、平成23年以降減少傾向にある中、19歳以下及び20代は横ばい傾向で、自殺者に占める子供・若者の割合が増加しており、若年層の自殺対策をより推進する必要があります。

[ 資料:人口動態統計 ]

図表 32

年齢階級別死因順位(平成28年)

	10～19歳		20～29歳		30～39歳		全年齢	
	死因	割合(%)	死因	割合(%)	死因	割合(%)	死因	割合(%)
第1位	自殺	32.5	自殺	46.1	自殺	31.8	悪性新生物	27.3
第2位	不慮の事故	25.0	不慮の事故	17.1	悪性新生物	27.2	心疾患	13.8
第3位	悪性新生物	10.0	悪性新生物	13.5	心疾患	8.8	老衰	10.3

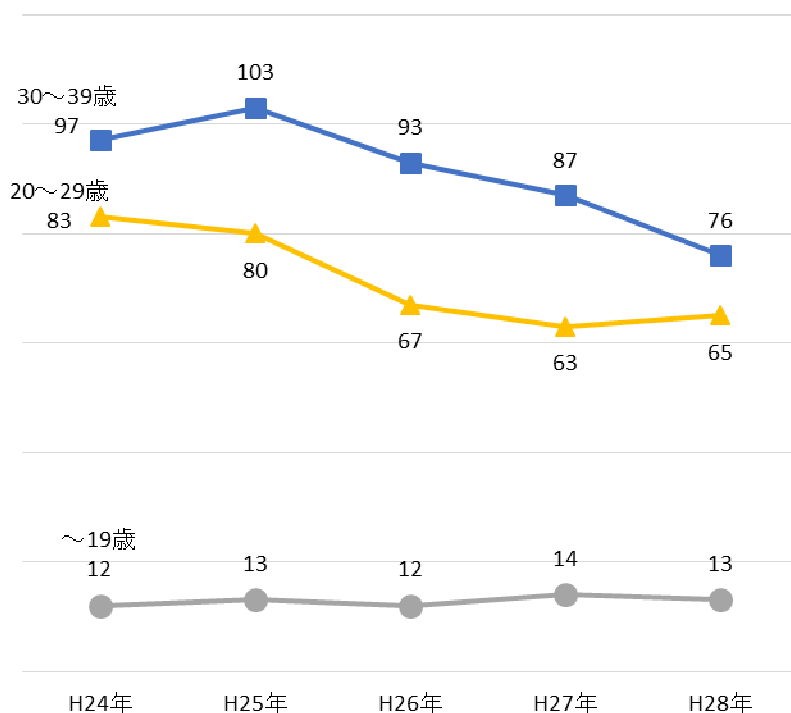
\* 全年齢で見ると、自殺は第9位(1.5%)

\* 心疾患は、高血圧性を除く。

図表 33

年齢階級別自殺者数の推移

(人)



## (9) 児童虐待の状況

児童相談所に対応した児童虐待の相談件数は増加しています。児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度の相談件数444件と比較すると、平成28年度はおよそ5.6倍に増加し、2,496件の相談件数になりました。

相談内容は、心理的虐待が最も多く、およそ半数を占めており、身体的虐待が3割程度で続きます。

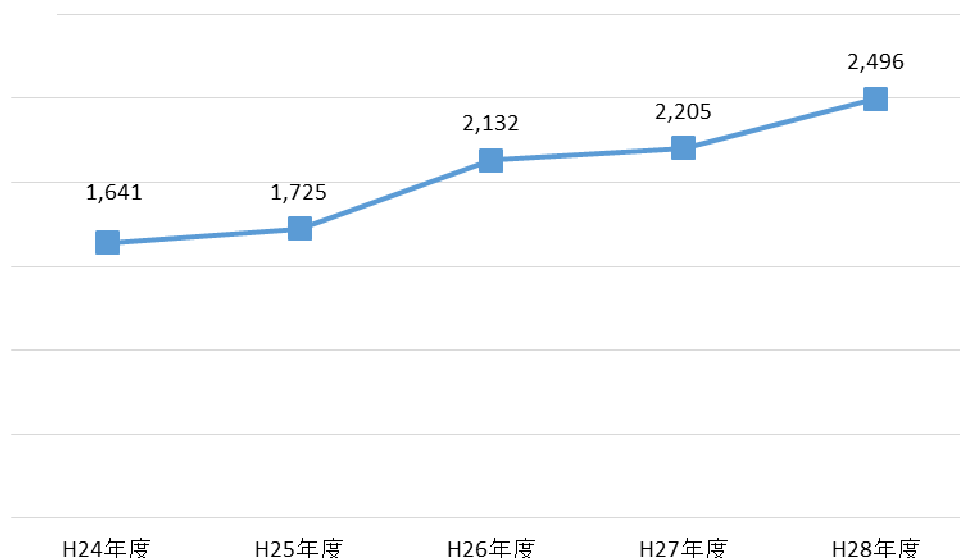
子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待を予防するとともに、個々のケースへの的確で迅速な対応が求められています。

[ 資料: 児童相談所における虐待相談件数(県こども家庭課) ]

図表34

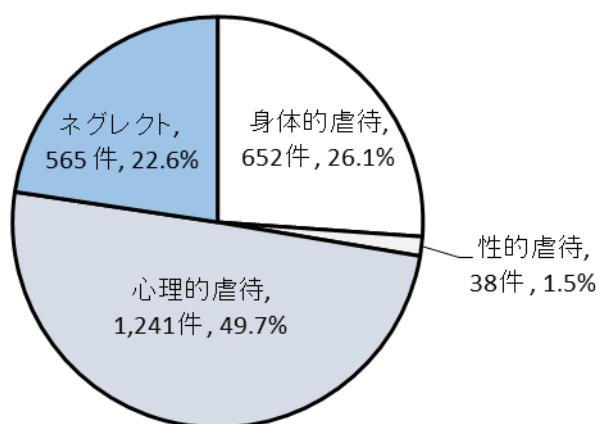
### 児童虐待相談件数の推移

(件)



図表35

### 児童虐待相談件数の内訳(H28年度)



- \* 身体的虐待: 生命・健康に危険のある身体的な暴行
- \* 性的虐待: 性交、性的暴行、性的行為の強要
- \* 心理的虐待: 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為
- \* ネグレクト: 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児

## 第3章 子供・若者施策の展開

# 1 すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

## (1) 自己形成への支援

すべての子供・若者が、自尊感情や自己肯定感を持ち、自己を確立して社会的に自立できるよう、その基礎となる豊かで徳のある人間性と健やかな体を育み、確かな学力を培うことが必要です。

豊かな人間性を育むために、規範意識やコミュニケーション能力の向上、人権尊重意識の高揚、思いやりの心の醸成を図る取組を行うほか、自然とふれあう体験や文化・スポーツ活動への参加の支援、想像力を豊かにする読書活動を推進します。

また、健やかな体を育み、安全に生活を送ることができるよう、体力向上の取組、食育や性感染症予防の取組、交通安全教育、薬物乱用防止の取組等を行います。

そして、学校教育を中心として、確かな学力の向上に向けた取組を行います。

### 現状と課題

- ・ 人権問題が複雑・多様化している中、誰もが幸せに暮らせる社会を実現するため、県民に、人権尊重の理念に対する正しい理解を促す必要があります。
- ・ 健康づくりや地域における交流を促進するため、県民がスポーツ活動を行う機会の創出や環境の整備が求められています。
- ・ 栄養バランスのよい朝食をとっている子供が半数以下となっており、健やかな心身の土台となる食に関する指導の充実を図る必要があります。
- ・ 読書離れや図書館の利用低下が指摘されており、豊かな情操を養い、学習の基礎となる言語能力の向上につながる読書に親しむ習慣の確立が必要です。
- ・ 全国規模の学力調査の成績は大きく向上しており、引き続き、学力を向上させる取組を継続していくことが重要です。

### 成果指標

指 標	現状値	目標値	
人権教育に関する研修会の伝達研修等を実施した学校の割合	(2016年度) 小 77.2% 中 62.8% 高 57.3% 特 81.1%	小 83% 中 79% 高 77% 特 86%	教
困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	(2017年度) 25.3%	33.3%	総
1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	(2015年度) 67.9% (参考値) <small>文化・芸術を直接鑑賞した人の割合</small>	75%	総
県内文化施設(概ね300人以上の公立ホール)利用者数	(2016年度) 7,495,456人	7,700,000人	総・教
県内施設・大会等でスポーツをする人・観る人の人数	(2016年度) 15,479,139人	16,500,000人	総

成人の週1回以上のスポーツ実施率	(2017年度) 53.9%	65%	総・教
県民の公立図書館利用登録率	(2015年度) 43%	45%	総・教
栄養バランスのとれた朝食をとっている 幼児児童生徒の割合	(2016年度) 幼 35.5% 小 52.0% 中 45.3% 高 32.0%	幼 50% 小 55% 中 50% 高 50%	教
児童生徒の年間交通事故死傷者数	(2016年) 3,026人	2,500人	教
全国規模の学力調査で全国平均を上 回る科目の割合	(2017年度) 小 50% 中 100%	100%	総・教

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

## 施策・主な取組

### ア 規範意識、自他を尊重する意識・態度の育成

#### ① 道徳教育・人権教育の推進

- ・道徳教育研修会を実施し、教科化に沿った道徳教育の充実を図るとともに、道徳教育推進地区の研究成果を全県に広め、道徳教育の一層の充実に努めます。
- ・さまざまな人権課題への対応がせまられており、研修内容の充実などにより、教職員をはじめ、人権教育の指導的立場にある人の資質向上と指導力強化を図り、人権教育を推進します。
- ・県民の幅広い世代に人権尊重の理念を普及させるため、人権啓発センターを中心に、学校や関係機関等と連携しながら、効果的な啓発・広報活動を展開します。
- ・男女が共に様々な分野に参画していくことができるよう、性別による役割分担意識の是正に取り組みます。

#### <主な取組>

- 道徳教育推進地域の設置
- 人権教育の手引き(人権教育指導資料)の作成・活用
- 人権教育研究指定校における研究の推進と成果の普及
- 出前人権講座、講演会・研修会等の開催
- テレビ・ラジオCMの放映、SNSによる情報発信、駅や店舗へのポスターの掲示等
- 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の実施

[ 義務教育課、教育政策課、私学振興課、地域福祉課、男女共同参画課 ]

#### ② 思いやりの心を育む取組の推進

- ・生命の尊さや福祉への認識を深め、乳幼児や高齢者、障害者を思いやる心を育むため、保育・介護体験実習を実施します。

<sup>1</sup> 道徳教育推進地域：小・中学校が家庭や地域と連携し、一体となって道徳教育を推進していくため、県内2つの中学校区を指定して道徳教育の先進的研修を行い、その取組や成果について研修会やホームページ等で発信している。

- ・ 障害のある人への積極的な声かけを行い思いやりの心を育むとともに、心のバリアフリーの実現を目指し、「声かけサポーター」を養成するなど、障害に対する正しい理解の浸透と「合理的配慮の提供」の徹底を推進します。

### <主な取組>

- 私立高等学校への保育・介護体験実習の促進
- 保育・介護体験実習の実施(全県立高校)
- 「声かけサポーター」の養成
- 団体等が実施する「合理的配慮の提供」の研修等への支援

[ 私学振興課、高校教育課、障害者政策課 ]

## ☆教えて、ふじっぴー！☆

### ①合理的配慮の提供とは？ 私たちにできることは何？

Q 合理的配慮の提供とは何ですか？

A 歩道や出入口の段差、音声案内や点字表示の欠如、心ない言葉や視線など、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で様々な障壁や差別があります。「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思があった場合に、負担になりすぎない範囲で障壁などを取り除く配慮を行うことをいいます。

Q どのようなことが合理的配慮の提供に当たるのですか？

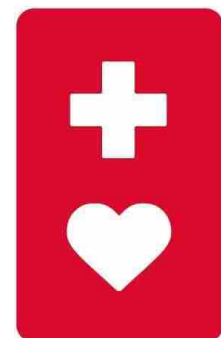
A 例えば、視覚障害のある人がレストランを利用する時に、お店の人がメニューに書かれている内容などを読み上げながら説明したり、知的障害のある人が役所で手続きなどを行う際に、特にゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対したりすることなどが考えられます。

Q 私たちにもできる合理的配慮の提供は何ですか？

A まずは、障害のある人に対して暖かく接してください。また、困っていそうな場面を見かけたら「何かお手伝いすることはありますか？」と一声かけて、自分でもできるサポートをしましょう。例えば、お店などで、車いすを利用している人が陳列棚の商品に手が届かず困っている時は、一声かけてから、代わりに商品をとって手渡してあげてください。

また、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、援助や配慮を必要としていることが、外見からはわからない人もいます。そうした人たちが周りの人に配慮を必要としていることを知らせるのが「ヘルプマーク」です。

「ヘルプマーク」を身につけている人を見かけたら、電車やバスで席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク



## イ 自然体験・文化・スポーツ活動の推進

### ① 自然とふれあう機会の充実

- ・ 青少年の体験活動の充実を図るため、青少年教育施設の適切な管理・運営と指定管理者への指導に取り組みます。
- ・ 自然と直接ふれあう機会を創出するため、県有自然ふれあい施設の適正な管理・運営を行うとともに、自然観察や木工体験などの体験プログラムの充実に加え、NPO、学生等の多様な主体が実施する新たな分野の活動の展開を促進します。
- ・ 子供たちの自然を大切にすることを育むため、小中学校等に対し、施設における自然体験学習の利用を促進します。

#### <主な取組>

○青少年教育施設の管理・運営・指導

○指定管理者による民間のノウハウを活かした「県立森林公園」、「県民の森」の運営

[ 社会教育課、環境ふれあい課 ]

### ② 文化・芸術に触れる機会の充実

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラム<sup>2</sup>を展開することで、県民が文化や芸術に触れる機会を提供します。
- ・ 県立美術館の展示や企画展、グランシップにおける公演、SPAC<sup>3</sup>の活動により、県民が芸術に触れる機会を提供します。
- ・ ふじのくに子ども芸術大学<sup>4</sup>の体験・創造講座の実施や、県施設における鑑賞事業などにより、子供たちが文化や芸術に触れる機会を提供します。
- ・ 県内のプロオーケストラが実施する子供向けのプログラムへの支援や、「音楽の広場」などの静岡県文化財団による企画事業を通じて、県民が音楽に触れる機会を提供します。
- ・ ふじのくに地球環境史ミュージアムの館内講座やアウトリーチ活動の充実により、多くの県民が本県の自然や歴史を学ぶ機会を提供します。
- ・ 富士山世界遺産センターの展示や出前講座などを通じて、県民が世界遺産富士山の価値について学ぶ機会を提供します。
- ・ 県民が富士山の保全や後継承に対する理解を深める富士山の日<sup>5</sup>運動を推進します。

<sup>2</sup> 文化プログラム（オリンピック・パラリンピック文化プログラム）：スポーツと文化、教育を融合させるオリンピックの根本原則に則り、オリンピック憲章で実施が定められており、前大会終了後から4年間に渡り、開催都市をはじめとする各地で様々な文化的イベント等を開催。

<sup>3</sup> SPAC：公益財団法人静岡県舞台芸術センター（Shizuoka Performing Arts Center）のことで、静岡県が設立した、国内外で活動する公立劇団。

<sup>4</sup> ふじのくに子ども芸術大学：小中学生に文化・芸術を体験・創造する機会を提供するため、様々な分野において第一線で活躍する芸術家が講師となり、文化・芸術の楽しさや奥深さを教える体験型講座。

<sup>5</sup> 富士山の日：県民が揃って富士山について学び、考え、想いを寄せ、富士山憲章の理念に基づき、後世に引き継ぐことを期する日として、静岡県が定めた日（2月23日）。



SPAC 中高生鑑賞事業

- ・ 県民講座等を通じて県民が韮山反射炉の顕著な普遍的価値について学ぶ機会を提供します。
- ・ ふじのくに茶の都ミュージアム<sup>6</sup>の展示や体験メニューなどを通じて、県民がお茶の産業・文化・学術について学ぶ機会を提供します。
- ・ 文化部活動を支援するため、文化関係団体等との連携により、専門的スキルを持った外部指導者(「文化の匠」)の県立高校・特別支援学校等への派遣を拡充します。

#### <主な取組>

- ふじのくに地球環境史ミュージアム 体験型講座の実施、移動ミュージアムの開催
- 富士山世界遺産センター 出前講座などの実施
- 富士山の日運動の推進
- 世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座の実施
- ふじのくに茶の都ミュージアム お茶に関する体験メニューやセミナーなどの実施
- 高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進

[ 文化政策課、富士山世界遺産課、お茶振興課、高校教育課 ]

### ③スポーツ活動に親しむ機会の充実

- ・ 誰もが参加できるスポーツイベントの充実や、ふじのくにスポーツ推進月間(10月)を通じて、スポーツを始める機会の充実を図ります。
- ・ 地域住民が主体的に運営する地域スポーツ団体のサービスの充実や、スポーツに関する情報発信、指導者の資質向上などを支援し、スポーツに多様な形で親しむことができる環境づくりを進めます。
- ・ 市町のスポーツ拠点となる総合型地域スポーツクラブ<sup>7</sup>の整備、活動の充実を支援します。
- ・ 部活動における安全対策の充実や実技指導力の向上に向けた研修会を実施するとともに、部活動指導員や外部指導者を効果的に活用するしずおか型部活動<sup>8</sup>を推進し、運動部活動の活性化を図ります。

#### <主な取組>

- しずおかスポーツフェスティバル<sup>9</sup>、県民スポーツ・レクリエーション祭<sup>10</sup>の開催
- 地域スポーツクラブ間の情報交換等を行う交流事業の実施

<sup>6</sup> ふじのくに茶の都ミュージアム：お茶の産業・文化・学術に関する展示など、お茶について楽しく学べる機会を提供する博物館で、2018年3月、島田市に開館。

<sup>7</sup> 地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点として、様々な種目が用意され、地域の誰もが、それぞれのレベルに応じて活動できるスポーツクラブであり、県がモデル事業として磐田市に設置したクラブでは、学校に希望する運動部活動がない、専門的な指導が十分に受けられない生徒の活動を、地域の企業や大学等との連携により支援。

<sup>8</sup> しずおか型部活動：部活動の専門的指導力を持った教員の不足等の諸課題に対し、外部指導者の活用等で改善と活性化を図る取組。

<sup>9</sup> しずおかスポーツフェスティバル：県内に居住・勤務・在学している幅広い世代の方が参加し楽しめる、競技会や簡易ゲーム等のスポーツの祭典。

<sup>10</sup> 県民スポーツ・レクリエーション祭：障害のある人もない人も、幼児から高齢者まで幅広く、誰もが気軽に取り組むことができる「ニュースポーツ」等を体験できる大会。



ふじのくに茶の都ミュージアムの開館

## ウ 健康・安全に関する教育の推進

### ①体力向上の取組の充実

- ・ 乳幼児期の体力向上のための親子運動遊びプログラム<sup>12</sup>の普及啓発を図ります。
- ・ 児童生徒の健康の保持増進や体力向上に向けて、日頃からスポーツ・運動に取り組む習慣の確立や学校教育における体力向上の取組の充実を図ります。

#### <主な取組>

- 県内幼稚園・保育所及び商業施設等における親子運動遊びプログラムの普及啓発
- 「新体力テスト」、「体力アップコンテストしずおか」の実施

[ スポーツ振興課、健康体育課 ]

### ②食育の推進

- ・ 子供への食の指導を充実させるとともに、保護者の意識向上などにより、家庭における食育を推進します。
- ・ 生涯にわたり、健康でいきいきと生活できるように、子供のころから食についての正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践する食育を推進します。
- ・ 「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲<sup>13</sup>の促進に関する条例」の制定を受け、小中学校において、静岡茶を飲む機会、食育の機会を確保することにより、静岡茶の愛飲を推進します。
- ・ ふじのくに食の都づくり<sup>14</sup>仕事人と学校関係者等が連携し、県産食材の魅力を教育現場で伝える出前授業等を実施することにより、地元の食材や食文化への愛着を育てる食育を推進します。
- ・ 米や茶、魚など、和の食の基本となる食材が多彩で豊富な本県の特徴を活かした食育活動を推進します。

<sup>11</sup> **スポーツ人材バンク**：教育現場でのスポーツ指導者不足を解消するため、中学・高校の運動部活動や、地域のスポーツ教室に認定指導者を派遣する仕組み

<sup>12</sup> **親子運動遊びプログラム**：乳幼児期において運動・スポーツに親しむ基礎を培うために親子で一緒に行う運動遊びのプログラム（ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム（0～3歳児を対象）、ファミリー・チャレンジ・プログラム（4～6歳児を対象））。

<sup>13</sup> **静岡茶の愛飲**：静岡茶を飲む機会を確保することにより、児童生徒の健全な心と体を培うことなどを目的とした「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」において、「静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲むこと」とされている。

<sup>14</sup> **「食の都」づくり**：農林水産物の生産数・品質ともに全国トップクラスを誇る県産食材を生かし、地域で採れた食材を、地域でおいしく、楽しく、美しく、賢くいただく“ふじのくに食文化”を創造し、国内外の人々を惹きつけ、憧れの地域にしていく取組。



親子運動遊びプログラム(ファミリー・チャレンジ・プログラム)の動画の一場面

\*動画は県HPより視聴可

### <主な取組>

- |                                 |
|---------------------------------|
| ○食育啓発リーフレット「朝ごはん食べていますか？」の配布、活用 |
| ○ライフステージごとの食育の推進、市町等への支援        |
| ○児童生徒への静岡茶愛飲の取組推進               |
| ○食の都の授業の実施                      |
| ○ふじのくに多彩な和の食文化の推進               |

[ 健康体育課、健康増進課、マーケティング課、地域農業課、お茶振興課 ]

## ③様々な健康課題への対応

- ・子供たちがたばこの害について知る機会を作るとともに、子供の受動喫煙の機会を減らすよう、家庭への啓発に取り組みます。
- ・未成年者の飲酒に伴うリスク及び急性アルコール中毒を含む過度の飲酒の害に関する知識の普及並びにアルコール健康障害に関する支援体制の整備に取り組みます。
- ・若い世代から、年齢に応じた啓発を継続的に行い、薬物乱用の防止に取り組みます。
- ・若者を中心として増加傾向にある大麻について、正しい知識の普及に取り組みます。
- ・若い世代から、H I V感染症、梅毒等の性感染症について、正しい知識の普及を図ります。
- ・体型への過剰なこだわり等から、若者世代での発症が増加傾向にある摂食障害の正しい知識の普及や医療連携による支援体制の整備に取り組みます。
- ・思春期の健康阻害を予防するため、助産師・保健師の専門相談員に加え、同世代のカウンセラーが、思春期特有の悩みに関する相談に取り組みます。

### <主な取組>

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ○たばこの害や受動喫煙防止に関する普及啓発の実施            |
| ○アルコール健康障害に関する普及啓発や相談支援の実施          |
| ○中・高での思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座の開催      |
| ○HIV・梅毒・性器クラミジア・肝炎ウイルスの検査・相談体制の整備   |
| ○小・中・高等学校での薬学講座の開催                  |
| ○大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会の開催             |
| ○摂食障害に係る講演会や家族教室等の開催並びに医療機関への研修会の実施 |
| ○思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」の運営             |

[ 健康増進課、障害福祉課、疾病対策課、薬事課、健康体育課、こども家庭課 ]

## ④妊娠・出産・育児に関する教育

高校生や大学生など若い世代に対して、妊娠や出産、育児に関する正しい知識の普及と将来に向けた健康づくりに取り組みます。

- ・生命の尊さや子育ての意義を学び、自己の将来の在り方生き方を考える契機とするため、高校生が乳幼児と交流し、触れ合い、世話をするといった体験活動を推進します。

### <主な取組>

- |                       |
|-----------------------|
| ○高等学校や大学などにおける出前講座の開催 |
|-----------------------|

- 啓発冊子の作成及び配布による情報提供
- 私立高等学校への保育・介護体験実習の促進
- 県立高等学校での保育・介護体験実習の実施

[ こども家庭課、私学振興課、高校教育課 ]

## ⑤交通事故防止対策

- ・ 自転車利用者に交通ルールを徹底させるため、「自転車安全利用五則」を活用した通行方法の周知と広報啓発活動や、小・中・高校生を重点とした参加型の交通安全教育を推進します。
- ・ 自転車利用者へ歩行者優先の意識を徹底するとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

### <主な取組>

- 中・高1年生全員に自転車ルール・マナー「副読本」の配付
- 高校で事故事件犠牲者パネル展等の開催
- 高校生の二輪車グッドマナー講習会の開催
- 交通安全教育指導者研修会の開催

[ 暮らし交通安全課、健康体育課 ]

## ☆教えて、ふじっぴー！☆

### ②梅毒などの性感染症はどんな病気？ 治さないとどうなるの？ 防ぐにはどんなことに気をつければいい？

梅毒は、性感染症の一つであり、「梅毒トレポネーマ」という病原菌が原因となる感染症です。平成22年(2010年)以降、国内における梅毒の感染報告者数が増加しています。梅毒に感染すると、発疹のほか、陰部や口唇部にしこりができたり、リンパ節が腫れたりすることもあります。まったく症状が現れないこともあるため、感染に気がつかないこともあります。感染経路は、性的な接触で、直接接触した粘膜や皮膚の小さな傷等から感染します。感染した場合は、**治療(抗菌薬の服用)をきちんとすれば、完治します。**治療をしないと、骨や筋肉等にゴムのような腫瘍が発生したり、心臓や血管、脳等の複数の器官に病変が生じたりする等、重症化する場合があります。更に、妊婦が感染すると、流産や児の異常(先天梅毒)が起こることがあります。

参考 梅毒感染者報告数

(出典)厚生労働省「感染症発生動向調査」

年	全国(件)			静岡県(件)		
	男性	女性	計	男性	女性	計
H22(2010)	497	124	621	15	7	22
H28(2016)	3,174	1,385	4,559	43	18	61

梅毒以外にも、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭(せんけい)コンジローマ、淋菌感染症及びHIV感染症等、様々な性感染症があります。

感染を防ぐためには、①粘膜同士の直接の接触を防ぐこと(コンドームの適切な使用により感染リスクを減らすことはできます。)、②皮膚や粘膜に異常がある時は、性的な接触を控えて医療機関を受診することが必要です。

性感染症は、自らの行動により予防することができる感染症です。



## エ 読書活動の推進

### ①生涯を通じて読書に親しむ習慣の確立

- ・ 保護者や子供のライフスタイルの変化等を踏まえながら、県民一人ひとりが、生涯を通じて読書に親しむ「読書県しずおか」の確立に向けて、人的・物的環境の整備や、読書活動の啓発を推進します。
- ・ 生涯を通じて読書に親しむ習慣を確立するために、その礎となる乳幼児期から子供と本をつなぐ親子読書<sup>15</sup>の活動の充実を図ります。

#### <主な取組>

- 乳幼児期を中心とした親子読書の推進
- 読書ガイドブック・ブックリストの活用促進
- 高校生を対象としたビブリオバトルの開催
- 学校図書館の機能強化と活用推進
- 県立中央図書館(子ども図書研究室)を中核とした県内図書館、子供の読書活動に関わる団体等の支援

[ 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、総合教育センター、県立中央図書館 ]

### ②県立中央図書館の充実

- ・ 県立中央図書館が担う、市町立図書館の蔵書を補完する専門書を中心とした資料収集や県民の学習・研究・調査を支援するレファレンスの充実を図ります。
- ・ 市町立図書館の振興を図るため、県内図書館員の資質向上を支援します。
- ・ 県立中央図書館をはじめ、県内図書館を活用して読書や生涯学習の礎を築くことができるよう積極的に広報するとともに、市町立図書館等とさらなる連携に努めます。
- ・ 施設の老朽化が進んでいる県立中央図書館の再整備を進めます。

#### <主な取組>

- 専門書を中心とした資料や地域資料の収集・整理・保存・提供
- 県内図書館職員を対象とした研修の開催、運営相談

[ 県立中央図書館 ]

<sup>15</sup> 親子読書：静岡県では、親子(家族)のふれあいを通して、読書の素晴らしさを次世代に繋げていく読書活動を「親子読書」と捉えている。

## オ 確かな学力の向上

### ①授業力の向上

- ・ 学習指導要領で求められている学力を身に付けるため、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた学校改善・授業改善等の取組を推進します。
- ・ 学力向上プロジェクトや、小学校学習支援事業、学力・学習状況調査に向けた支援を実施し、県内小中学校の学力向上を図ります。

#### <主な取組>

- |                               |
|-------------------------------|
| ○全国学力・学習状況調査分析会(国語・算数(数学)・理科) |
| ○学力向上推進協議会・学力向上連絡協議会の開催       |
| ○チア・アップシートや分析支援ソフトの作成と活用促進    |
| ○保護者・教員用動画コンテンツの作成・配信         |

[ 義務教育課 ]

### ②学校におけるきめ細かな指導の充実

- ・ きめ細やかで質の高い学びの実現に向けて、静岡式 35 人学級編制<sup>16</sup>の完全実施や小学校における専科指導の充実、外国語指導助手の活用を図ります。
- ・ 生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図るため、放課後等における学習支援について、退職教員や大学生など多様な地域人材の参加により、個別の学習支援を行います。
- ・ 基礎学力の定着を測る「高校生のための学びの基礎診断<sup>17</sup>」や大学入試センター試験に代えて実施する「大学入学共通テスト<sup>18</sup>」に対応するため、学習習慣の定着や外部人材を活用した探求学習を推進するなど、学力向上に向けた研究に取り組みます。

#### <主な取組>

- |                            |
|----------------------------|
| ○35 人以下学級編成の完全実施(2019)     |
| ○非常勤講師の適正配置、小学校への専科指導教員の配置 |
| ○放課後学習支援の実施                |

[ 義務教育課、高校教育課 ]

<sup>16</sup> 静岡式 35 人学級編成：小3から中3において、2学級以上かつ1学級平均が35人を超える75人以上の学年は、35人以下（下限25人）の学級編成または少人数指導の選択ができる、静岡県独自の制度。

<sup>17</sup> 高校生のための学びの基礎診断：高校生の基礎学力の定着を図るために、2019年から試行されるテストで、民間テストの活用が予定されている。

<sup>18</sup> 大学入学共通テスト：大学入試センター試験に代わって、2021年度から実施されるテストで、国語及び数学における記述問題、英語における民間テストの活用等が予定されている。

## (2) 社会の変化に適切に対応できる能力の育成

ICT社会やグローバル化の進展など子供・若者を取巻く環境の急速な変化に適切に対応できる力が必要とされています。

必要な情報を見極め、活用するために必要な資質を身に付けるなど、ICT社会を生きる力を育むとともに、世界に目を向けながら創造的な未来を切り拓き地域社会の発展に貢献できるグローバル人材や将来の科学技術の発展を担う人材の育成に努めます。

また、ICT社会やグローバル化の進展に伴い、多様な商品・サービスの情報が大量に氾濫する等、消費者を取り巻く状況も急速に変化しています。適切な商品・サービスを選択して消費者市民社会の発展に寄与する、「自ら考え自立し行動できる消費者」を育成する教育を推進します。

さらに、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図るために、自ら進んで環境に配慮し、自発的な実践活動を行う心を育むなど、環境教育を推進します。

### 現状と課題

- ・ 情報通信技術の急速な進展に対応するため、情報活用能力の育成と、ICTを活用した指導力の向上が求められています。
- ・ 消費者と事業者との間の情報の質や量、交渉力の格差などに起因する消費者被害が、依然として多くなっています。
- ・ 本県では、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量は年々減少し、廃棄物の排出量も減少しています。パリ協定に基づく温室効果ガス削減目標への対応や資源の循環利用など、低炭素・循環型社会への転換が求められています。
- ・ 急速にグローバル化や技術革新が進展する社会において、多くの学生への海外留学の機会の提供や、教育の国際化、専門性を高める教育の提供が求められています。
- ・ 高等教育機関が、高度な技術や専門的な知識を有する多様な人材を育成し、地域社会の発展に寄与していくためには、教育・研究機能の充実とその成果の地域還元を進めていく必要があります。

### 成果指標

指標	現状値	目標値	
授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	(2016年度) 69.5%	85%	総・教
消費生活相談における被害額	(2016年度) 474千円	380千円以下	総
一般廃棄物排出量	(2015年度) 896g/人・日	(2020年度) 815g/人・日以下	総
ふじのくにグローバル人材育成基金 <sup>19</sup> による海外派遣者数	(2016年度) 97人	(2016～2020年度) 累計900人	総・教
県内高等教育機関から海外への留学生数	(2016年度) 526人	1,000人	総

<sup>19</sup> ふじのくにグローバル人材育成基金：国際的に活躍しようとする意欲のある高校生や、グローバル教育の向上を図る学校及び教職員を、産業界や県民が社会総がかりで支援するために創設した基金。



外国人留学生数	(2017年度) 2,821人	5,000人	総・教
県内高等教育機関が行った受託研究・共同研究件数	(2016年度) 850件	1,000件	総

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

## 施策・主な取組

### ア ICT社会を生きる力の育成

#### ①教員のICT活用指導力の向上とICT環境の充実

- ・ 情報教育に関する研修や、静岡県版ICT校内研修プログラムを活用した校内研修の充実などにより、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- ・ 情報活用能力を育成する情報教育とICTを効果的に活用した教科指導を行うため、情報通信技術の進展や社会基盤の変化に即応したICT環境の整備を促進します。

##### <主な取組>

- 情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施
- 生徒指導主事研修会におけるインターネットを介した生徒指導事案に関する情報共有
- パソコン教室用機器の更新、提示用デジタル機器導入等のICT機器の整備

[ 私学振興課、総合教育センター、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教育政策課 ]

#### ②親子で考えるルールづくり、大人の学びの促進

- ・ 世代間の認識・感覚の隔たりを踏まえ、スマートフォン等のICT機器の利用に関して、親子・家庭での話し合いを深め、大人と子供が互いに納得できるルールづくりの普及啓発を促進します。
- ・ 情報モラルやメディアリテラシーは大人の方が必ずしも高いわけではないことから、大人自身も考え学び子供・若者とともに成長できるよう支援するための人材を養成し、大人の学びを促進します。

##### <主な取組>

- 「親子で話そう！！我が家のケータイ・スマホルール」カレンダーの作成・配布
- ケータイ・スマホルールアドバイザー<sup>20</sup>の養成・活用・フォローアップ

[ 社会教育課 ]

#### ③基本的な生活の充実

- ・ ICTの利用に過度にとらわれることを防ぐ視点からも基本的な生活の充実が大切であり、充実した家庭生活を送ることができるようにするため、家族とのコミュニケーションを深める日の設定を促進します。
- ・ ICT社会の生活をより豊かにする視点からも基本的な生活の充実が大切で、不登校やいじめ等がなく充実した学校生活を送ることができるようにするため、コミュニケーション能力や他者を理解・尊重する態度等を育成し、望ましい人間関係づくりを支援します。

<sup>20</sup> ふじのくにケータイ・スマホ・ルールアドバイザー：正しく安全なネット利用等について助言し、家庭で話し合っってルールを決めることの大切さを保護者に伝えるアドバイザーとして、PTA役員等から養成した人材。

### <主な取組>

- 「家庭の日」の普及啓発
- 人間関係づくりプログラムの活用促進

[ 社会教育課、義務教育課、高校教育課 ]

## ④多様な考え方に触れる機会の創出

- ・ ICT社会の進展に伴う価値観・ライフスタイルの多様化に対応する視点からも自分とは違う考えや感覚を知る機会を得ることは大切であり、地域で行われている体験活動等、多様な主体が企画する学びの情報を発信します。
- ・ ICT社会の進展に伴う価値観・ライフスタイルの多様化に対応する視点からも自分とは違う考えや感覚を知る機会を得ることは大切であり、高齢者がこれまでに培った特技や技術を伝承する活動、昔遊びなどを通じた高齢者と子供・若者の交流を促進します。

### <主な取組>

- 静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」の運営
- 老人クラブと連携した世代間交流の促進

[ 総合教育センター、長寿政策課 ]

## ⑤トラブルの予防と拡大防止

- ・ ICT機器の適切で安全な利用について、学ぶ機会を提供します。
- ・ インターネット上の見守り活動により、不適切な書き込み等を見つけ、情報モラルの育成に役立てます。

### <主な取組>

- 「小中学校ネット安全・安心講座」の推進
- スクールネットパトロールの実施

[ 社会教育課、高校教育課 ]

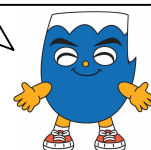
## ☆教えて、ふじっぴー！☆

### ③安全・安心にネット環境を利用するためにはどんなことに気をつければいい？

インターネットは便利ですが、使い方に気をつけないと、友達とのトラブルに発展してしまったり、場合によっては犯罪に巻き込まれてしまう危険もあります。子供がネット環境を利用するときには、次のルールについて、家庭で話し合って具体的な約束を決めましょう。

- ルール1 ネットを使うときは、フィルタリングを利用しよう！
- ルール2 友達を傷つける書き込みはやめよう！
- ルール3 ケータイ・スマホを使いすぎないように気をつけよう！
- ルール4 ネットで画像を公開するときは気をつけよう！
- ルール5 情報を見極めよう！
- ルール6 法律を守ろう！

話し合って欲しいポイントなどを掲載した「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホカレンダー」を作成しています。詳しくは県教育委員会ホームページへ！



静岡県 ケータイ・スマホルール [検索](#)

## イ 消費者教育・環境教育の推進

### ①自ら学び自立し行動する消費者の育成

- ・消費者教育を担う人材のレベルアップを図るとともに、これらの人材を活用して学校、地域等における消費者教育を推進します。
- ・環境教育や食育など多様な分野の講座に消費者教育の視点を取り入れることにより、消費者教育を充実させます。
- ・成年年齢の引き下げや決済手段の多様化などの消費生活を取り巻く環境の変化に対応した情報提供を充実させます。
- ・消費者団体、NPO等と連携して啓発活動を実施します。

#### <主な取組>

- 出前講座への消費者教育講師の派遣
- 地域消費者生活講座の開催

[ 県民生活課、義務教育課、高校教育課、健康体育課、社会教育課 ]

### ②環境教育・環境学習の充実

- ・地域で自ら環境教育を実践できる人材を養成するとともに、多様な主体による環境学習の機会を創出します。
- ・小中学生の環境問題に対する関心を高めるとともに、特に近年環境意識の低下が懸念されている若者世代を対象とした環境意識の向上を図ります。
- ・「衣・食・住」に着目した廃棄物の削減等に資する啓発活動を展開し、県民総参加の3Rの推進に取り組みます。
- ・県民、事業者等への「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図り、多様な野生動植物を育む豊かな自然環境の後世への継承に向けた自発的な取組を促進します。
- ・富士山の環境負荷の軽減や豊かな自然環境の回復・保全に向けた取組、県民の自然環境保全意識の高揚を図る取組を進めます。
- ・水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、各種啓発活動や広報活動を実施します。
- ・若年層をはじめとする県民の森づくりへの興味・関心を高め、森づくり活動への参加を促進するため、ホームページやSNSなどの様々な広報媒体を活用し、森づくり情報を発信します。
- ・地域特性を踏まえた多様な新エネルギー<sup>21</sup>等の見学・体験を通じて、新エネルギー等に対する理解を促進します。

#### <主な取組>

- 環境学習指導員養成講座、環境学習フェスティバルの開催
- 環境教育ネットワーク推進会議の開催
- 子ども環境作文コンクールの開催
- 企業の若手社員向け環境教育の実施

<sup>21</sup> 新エネルギー：太陽光や風力などの自然の力で再生可能なエネルギーのうち、経済性の面から普及が十分でなく、非化石エネルギーとして導入を促進する必要があるもの（法令で定めるものは、太陽光、太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなど10種類）。

- ふじのくにエコチャレンジ<sup>22</sup>、食べきりキャンペーン・チャレンジの実施
- ボランティア等との協働による富士山の清掃活動、植生の復元・保全等の実施
- 水の作文コンクールの実施、小学生を対象とした「水の出前教室」の実施
- 森づくり県民大作戦<sup>23</sup>の実施
- 風力や木質バイオマス発電所等の新エネルギー施設を見学・体験する機会の提供

[ 環境政策課、廃棄物リサイクル課、環境ふれあい課、自然保護課、水利用課、エネルギー政策課 ]

## ウ グローバル人材・科学技術人材の育成

### ①多文化共生意識の定着

- ・多文化共生意識の定着を図るため、国際交流員による学校等における異文化理解講座の開催、ふじのくに留学生親善大使<sup>24</sup>の委嘱や交流活動などを促進します。

#### <主な取組>

- 世界の文化と暮らし出前教室の開催やふじのくに留学生親善大使の委嘱・活動支援

[ 多文化共生課 ]

### ②海外留学の促進

- ・民間企業や各種団体などとの産学官の連携を強化し、県内大学生等の海外留学(短期語学留学を含む)を支援します。
- ・関係機関と連携し、学生への留学支援制度や各国留学情報の発信に取り組みます。
- ・ふじのくにグローバル人材育成基金を活用し、長期留学(1年程度)や短期留学(1ヶ月以内)などの高校生の海外体験への支援に取り組みます。

#### <主な取組>

- 海外留学応援フェアの開催
- トビタテ!留学JAPAN地域人材コースを利用した海外留学支援

[ 大学課、私学振興課、高校教育課 ]

### ③外国人留学生の受入れ促進

- ・留学生受入れに向けた各大学の取組や課題を共有し、県内企業や各種団体の意見も伺いながら、県内大学と連携を図り、留学生の受入れ促進に取り組みます。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアム<sup>25</sup>を通じ、滞在サポートや交流支援、就職支援を行うなど、留学生への支援の充実を図ります。

<sup>22</sup> ふじのくにエコチャレンジ：地球温暖化防止のために、“静岡県のみんなのチカラ”でエコな行動に取り組んでいく参加型の県民運動。

<sup>23</sup> 森づくり県民大作戦：森林ボランティア・企業・行政などの協働による森づくり活動を県内各地で行うもの。

<sup>24</sup> ふじのくに留学生親善大使：県民と外国人留学生との交流を図り、本県の国際化を推進するため、国際交流活動に意欲があり、帰国後も本県との交流の架け橋となることが期待される、県内大学等に在籍する外国人留学生を親善大使に委嘱。

<sup>25</sup> ふじのくに地域・大学コンソーシアム：本県の高等教育機関、県、市町、その他地域団体等を構成員とする公益社団法人であり、教育研究機能の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として設立され、大学間や大学と地域の連携により、教育連携、共同研究、地域貢献などの取組を実施。

- ・海外の高等教育機関等への情報発信により、県内大学への留学を積極的に働きかけます。

#### <主な取組>

- 留学生への相談会及び電話相談、国際交流イベント、就職支援などの実施
- 日本留学フェアへの参加、現地教育機関等訪問

[ 大学課 ]

### ④海外との交流の促進

- ・異文化に触れることで視野が広がり、海外との友好が深まることを期待し、児童生徒、青年等の国際交流を推進します。
- ・外国の歴史・文化や習慣などを理解し、国際感覚を身に付けるきっかけとなる海外体験として、高等学校の海外修学旅行の実施を促進します。
- ・県内大学と海外大学との交流を拡大するため、海外大学を訪問し、県内大学の魅力を伝えるとともに、海外大学との大学間協定の締結を促進します。

#### <主な取組>

- モンゴル国(ドルノゴビ県を含む)との高校生交流(派遣・受入)
- 日中青年代表交流の実施

[ 私学振興課、高校教育課・社会教育課、大学課 ]

### ⑤国際化に対応した教育の推進

- ・国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションを図る能力を育成するため、外国語指導助手や外国語教育に関する人材の効果的な活用、小学校における英語教科化への対応などにより、国際理解教育や外国語教育の充実を図るとともに、国際バカロレアの調査研究に取り組みます。
- ・ふじのくにグローバル人材育成基金を活用し、高校生の海外体験、教職員の海外研修、グローバルハイスクール、海外インターンシップ等への支援に取り組みます。

#### <主な取組>

- 小学校の外国語教育に関する教員を対象とした校内研修の実施
- 外国語活動及び外国語教育推進リーダーの育成・活用(2018～20)、効果検証(2021)
- 青年海外協力隊、青年ボランティア等への教職員の派遣の推進

[ 私学振興課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課 ]

### ⑥専門性を高める教育の充実

- ・科学技術の発展を担う人材を育成するため、小学校への理科専科指導教員の配置や理数教育の充実などにより、科学技術に関する魅力ある授業づくりを推進します。
- ・児童生徒一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じた多様な学習機会を提供し、個々の才能や個性を社会全体で伸ばしていくため、専門的な知識や技能を持つ特別教諭<sup>26</sup>等の民間外部人材の活用を推進します。

<sup>26</sup> 特別教諭：専門的な知識や技能を有する民間人等に、授業や部活動において生徒の指導に当たってもらうため、教諭として招聘する制度によって採用された人。

- ・高等学校と高等教育機関・企業等が連携した講座の開催や、社会の変化に対応した施設・設備の整備などを通じて、高校生が高度な学問の一端に触れる機会や、研究活動等を行う機会の充実を図ります。

#### <主な取組>

- スーパーサイエンスハイスクール<sup>27</sup>への支援、サイエンススクールの取組を支援・普及
- 高校生アカデミックチャレンジ<sup>28</sup>の実施
- 静岡大学「グローバルサイエンスキャンパス」への高校生の参加促進
- 「日本の次世代リーダー養成塾<sup>29</sup>」への高校生の派遣

[ 私学振興課、義務教育課、高校教育課 ]

### ⑦静岡県立大学・静岡文化芸術大学の教育・研究機能の充実

- ・静岡県立大学と静岡文化芸術大学が、優秀で多様な人材から選ばれ、静岡県のみならず日本や世界の発展に寄与する知の拠点として、県民に支持され続ける大学となるため、大学を運営する公立大学法人の中期目標を策定し、両大学におけるそれぞれの強みを発揮した特色ある教育・研究活動や地域貢献の推進など、中期目標達成に向けた取組を支援します。
- ・静岡県立大学と静岡文化芸術大学における観光人材の育成に向けた観光コース等の設置など、教育・研究機能の充実に向けた取組を支援します。

#### <主な取組>

- 教育・研究活動のグローバルな展開、地域社会との連携強化などを支援
- 両大学の観光コース等の設置に向けた支援

[ 大学課 ]

### ⑧高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元

- ・「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の大学間、企業、県内高校等との連携による事業の実施や、コンソーシアムの円滑な運営に向けた組織体制の強化を支援し、県内高等教育機関の教育・研究機能の充実を図るとともに、その成果の地域還元に取り組みます。
- ・国の補助事業である「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）<sup>30</sup>」や「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）<sup>31</sup>」を通じ、市町等の関係機関と協働し、地域づくり人材の育成、雇用創出、人口減少問題等を克服する地域活性化に取り組みます。また、COC+では、ICTを活用した地方創生に取り組みます。

<sup>27</sup> スーパーサイエンスハイスクール：文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度で、2017年度においては、全国203校が指定されている。（本県の指定校は、清水東、浜松工業、静岡市立、静岡北の4校）

<sup>28</sup> 高校生アカデミックチャレンジ：専門学科または総合学科に在籍する高校生を対象に、大学レベルの教育・研究に触れる機会を作るための県教育委員会のプログラム。

<sup>29</sup> 日本の次世代リーダー養成塾：日本や世界を代表する学者や経済人を講師に招き、ディスカッションを積み重ねてリーダーとして必要な資質を養う研修会。

<sup>30</sup> 地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）：大学等が持つ知的資源を集約し、地域が直面している様々な課題を解決する取組のうち、特に優れたものを支援することにより、大学等の教育研究機能の向上を図るとともに、地域の再生・活性化に貢献するための文部科学省の補助事業。

<sup>31</sup> 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）：地方公共団体や企業などと協働し、学生にとって魅力ある就職先の創出・開拓や、地域が求める人材の養成のために必要な教育カリキュラムの改革に取り組む大学を支援する文部科学省の補助事業。



大学で研究を体験する、高校生アカデミックチャレンジ

## <主な取組>

- ふじのくに地域・大学コンソーシアムの共同研究、公開講座・シンポジウムの開催などの取組を支援
- 静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、本県の健康・長寿に関する研究成果を情報発信
- COC+で実施するインターンシップ等の事業との連携(2018～19)

[ 大学課 ]

## ☆教えて、ふじっぴー! ☆



### ④静岡県が育成をめざすグローバル人材はどんな人？

グローバル人材の育成を重点取組の1つとする、本県の教育の振興に関する総合的な施策の大綱である「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」(2018～2021年度)や、大綱の理念を踏まえて具体的な施策を実施する本県教育振興基本計画等をまとめると、本県が育成をめざすグローバル人材は、次のような能力・姿勢をもつ人材となります。

#### <本県がグローバル人材に求める能力・姿勢等>

- ☆郷土の魅力を的確に伝えることのできるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を備え、国際的な視野を持つこと。
- ☆郷土を愛するとともに、多様性を理解し、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けて国際社会に貢献できること。
- ☆外国の文化や歴史等を理解し受け入れることができる姿勢を持つこと。
- ☆世界に目を向けながら創造的な未来を切り拓き地域社会の発展に貢献できること。

グローバル人材の育成に向け、県教育委員会では、2016年に創設した「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用して、国際的に活躍しようとする意欲ある高校生の支援や、教職員の資質向上やグローバル教育の充実を図っています。

#### <ふじのくにグローバル育成基金に基づく取組>

国際感覚豊かな人材の育成 <ul style="list-style-type: none"><li>・長期留学、短期留学の支援</li><li>・グローバルハイスクール指定校の支援</li><li>・教職員の海外研修の支援</li></ul>	ものづくり県の次代を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"><li>・県内企業の海外事業所における就労体験(海外インターンシップ)の支援</li><li>・ものづくり世界大会等への参加の支援</li></ul>
--	---

#### <めざす人物像>

- 世界で活躍するグローバルリーダー・・・日本をけん引し静岡県に還元
  - 静岡県のために活躍するグローバル人材
    - ・本県の文化・風土の魅力を世界に発信できる国際人
    - ・国際競争力を有する職業人・ものづくり人材
- ⇒県内企業、大学等と連携し、社会総がかりで本県に貢献する人材の育成

### (3) 若者の職業的自立・就労支援

子供・若者の勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、経済的に自立していくことができるよう、企業等と連携や協働するほか、ものづくりや技能に触れる機会を提供するなどして、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を推進します。また、若者が安定した職業生活を送ることができるよう、求職者や社会の状況に応じた就労支援を行います。

#### 現状と課題

- ・ 学力だけでなく、勤労観・職業観やコミュニケーション能力などを高めて「生きる力」を身に付け、様々な課題に柔軟に対応し、将来、社会人として自立できるようにするための教育が重要です。
- ・ 生産年齢人口が減少する中、生産性が高く、技術革新や社会のニーズの変化に対応できる、確かな技術・技能を持った人材の育成が求められています。

#### 成果指標

指 標	現状値	目標値	
児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育む教育を実施した学校の割合	(2016年度) 小 89.7% 中 98.8% 高 92.8% 特 100%	100%	総・教
県内出身大学生のUターン就職率	(2016年度) 39.1%	43%	総

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

#### 施策・主な取組

##### ア キャリア教育・職業教育の推進

##### ① 勤労観・職業観の育成

- ・ 地域や産業界との連携を強化し、職場見学、職場体験、就業体験の実施を促進します。
- ・ 専門高校等における産業教育施設・設備の充実や授業内容の改善に取り組むとともに、民間企業でのインターンシップや外部人材を活用した専門技能の講座開催などにより、将来の職業を意識した実学を奨励し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成します。
- ・ キャリア教育に係る実践的な研修の実施、各学校におけるキャリア教育の体系化など、学校・地域・企業等が連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ・ 県内で活躍する公務員、企業経営者等が求める人物像や心構え、地域社会や企業を取り巻く情勢等に関する講話を行うことにより、将来郷土で活躍する人材の育成を図ります。
- ・ ものづくりの楽しさや技能の大切さへの理解の促進、ものづくり・技能に触れる機会の充実を図ります。
- ・ 郷土を担う子供たちの「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりを推進します。



- ・青年の新規就農と定着のため、市町や関係団体等と連携し、技術習得や農業法人への就職支援、就農後のフォローアップなどを実施します。
- ・林業の仕事体験会や就業ガイダンスの開催などにより、林業への新規就業を促進します。
- ・各技術研究所の見学や体験を通して地域産業に関する学習の支援をします。

### <主な取組>

○医療を支える人材育成に向けた「ころざし育成セミナー」 <sup>32</sup> の実施
○「介護の未来ナビゲーター」による情報発信等を通じた理解促進
○ふじのくに実学チャレンジフェスタ <sup>33</sup> の開催、専門高校等に対する理解促進
○高校生ものづくりコンテストの開催支援
○ふるさと人材育成事業の実施
○技能士がものづくり体験を指導する「WAZA チャレンジ教室」や技能マイスター <sup>34</sup> 出前講座の実施
○「生きる道」としての仕事を学ぶため、「技芸を磨く実学」の大切さを知る体験、プロフェッショナルな職業や郷土の産業の魅力に触れる機会の提供
○職場見学・職場体験等の促進
○青年等の新規就農の促進
○林業体験会や就業ガイダンスの開催
○各技術研究所の見学や体験、研修等の実施

[ 地域医療課、介護保険課、研究開発課、労働政策課、職業能力開発課、農業ビジネス課、林業振興課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター ]

## ②職業能力を高めるための教育の推進

- ・技術専門校を短期大学校化し、教育内容を高度化します。
- ・高度な実践力と豊かな創造力を兼ね備えた農林業人材を育成するため、農林大学校を専門職大学化します。
- ・即戦力となる新規漁業就業者を育成、確保するため、全国唯一の高度漁業専門校である漁業高等学園のPRを強化し、入学者を確保します。また、同学園において、質の高い教育を実践し、海技士などの資格を取得した漁業就業者の増大を図ります。

### <主な取組>

○沼津技術専門校及び清水技術専門校の短期大学校化(開校:2021)
○農林大学校の専門職大学への移行(開校:2020)
○HP、就業フェア等を活用した漁業高等学園の情報発信の強化、漁業高等学園における質の高い少人数教育の継続実施

[ 職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課 ]

<sup>32</sup> ころざし育成セミナー：本県の医療を支える人材育成のために、病院で医師から話を聞いたり、体験的な活動を行ったりする事業

<sup>33</sup> ふじのくに実学チャレンジフェスタ：専門高校等による学習成果発表、研究発表等の祭典で、県内1地区において、農業、水産、工業、商業、家庭、福祉、芸術の7分野で実施

<sup>34</sup> 技能マイスター：優れた技能を有し、後進の指導・育成に尽力している現役の技能者を「静岡県技能マイスター」として認定している。

## イ 就労支援の充実

### ①学生・若者の就職支援

- ・ 県内大学生の県内就職(定着)を支援するため、県内企業と学生等とのマッチングの機会を提供します。
- ・ 首都圏等の学生のUIJターン就職を促進するため、静岡U・Iターン就職サポートセンターを運営し、学生の就職を支援します。
- ・ 学生のUIJターン就職を促進するため、県外大学との就職支援協定の締結と連携の強化を図ります。
- ・ 学生の職業意識を醸成するため、県内企業のインターンシップ実施を促進します。

#### <主な取組>

- 企業説明会、就職面接会、保護者セミナー等の開催
- 静岡U・Iターンサポートセンターによる個別相談・セミナー等の開催
- 大学訪問、学内企業説明会の開催
- インターンシップに係る企業向けセミナー、学生向けセミナー、マッチング会の開催

[ 雇用推進課 ]

### ②経済・雇用情勢に対応した就職支援

- ・ しずおかジョブステーション<sup>35</sup>において学生、若者、女性、外国人、ニート等の就職困難者等を対象に、一貫した就職支援を行います。

#### <主な取組>

- しずおかジョブステーションによる就職相談、セミナーの開催、職業紹介

[ 雇用推進課 ]

## ☆教えて、ふじっぴー! ☆

### ⑤静岡県内の就職情報を収集するためのおすすめの方法は？



※実際のトップページのデザインです。

詳細はこちら→ <http://www.koyou.pref.shizuoka.jp>

### しずおか就職 net の活用

「しずおか就職 net」は静岡県が運営する就職情報サイトです。

イベント情報や県内の企業情報など、就職活動に役立つ様々な情報を検索できます。

ご利用も無料ですので、ぜひご活用ください。



<sup>35</sup> しずおかジョブステーション：あらゆる求職者を対象に、就職支援を行う機関であり、東・中・西部の県民生活センター内に設置。

## 2 ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援

### (1) 抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実

ニート、ひきこもり、不登校等の問題は、複合的で、複雑であり、多面的で長期間の対策を必要とする場合が多くあります。このため、教育、福祉、医療、雇用などの関係機関や民間団体が連携する「横のネットワーク」と、年齢階層で途切れることなく支援を行うための「縦のネットワーク」が構築され、機能することが効果的な支援につながります。

そこで、関係機関・民間団体の連携による支援体制の整備に努めます。

また、困難を有する子供・若者及びその家族の多岐にわたる悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図ります。不登校・いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に向け、学校教育における教育相談体制の充実にも取り組みます。

#### 現状と課題

- ・ 複合的な困難を抱える子供・若者が、関係機関の連携により適切な支援を受けることができ、支援が長期化しても切れ目のない支援が受けられる体制・環境づくりが求められています。
- ・ 抱える困難は個々の状況に応じて様々で、必要とする支援も多様なため、それぞれのニーズに応じることができる相談体制が求められています。

#### 成果指標

指標	現状値	目標値	
「困難を有する子供・若者支援のための合同相談会 <sup>36</sup> 」相談件数	(2017年度) 717件	850件	

<sup>36</sup> 困難を有する子供・若者支援のための合同相談会：ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族、関係者を対象とした相談会。民間支援団体、公的支援機関がブースを設置して個々の相談に対応する。

## 施策・主な取組

### ア 関係機関・民間団体との連携による支援体制の整備

#### ①ネットワークによる支援体制づくり

- ・教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の関係機関等によるネットワークの形成・充実を図ります。

##### <主な取組>

- 静岡県子ども・若者支援ネットワーク(子ども・若者支援地域協議会)<sup>37</sup>会議の運営
- 静岡県ひきこもり対策連絡協議会<sup>38</sup>の運営
- 圏域自立支援協議会<sup>39</sup>の運営
- 市町要保護児童対策地域協議会<sup>40</sup>の運営

[ 静岡県子ども・若者支援ネットワーク、障害福祉課、障害者政策課、こども家庭課 ]

#### ②民間団体等との連携による支援

- ・様々な背景・要因を持つ支援対象者が必要な支援と繋がり、継続した支援を受けることができるよう、多様な支援を実施している民間団体等との連携の充実を図ります。

##### <主な取組>

- ふじのくにアイマップ<sup>41</sup>の作成・配布
- 不登校、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催

[ 静岡県子ども・若者支援ネットワーク ]

<sup>37</sup> 静岡県子ども・若者支援ネットワーク(子ども・若者支援地域協議会): 困難を有する子供・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制づくりを目的として設置され、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会にあてている。知事部局、教育委員会、県警少年課の計15課で構成。

<sup>38</sup> 静岡県ひきこもり対策連絡協議会: ひきこもり支援センターが事務局となり保健、福祉、教育、労働等の関係機関が情報交換を行い恒常的な連携を図るとともに、総合的な支援対策の協議を行う。

<sup>39</sup> 圏域自立支援協議会: 障害保健福祉圏域において、市町、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、特別支援学校、ハローワークなどの関係機関で構成される協議会。市町自立支援協議会で解決できない広域調整が必要な事項の協議や圏域障害福祉計画の策定を行う。

<sup>40</sup> 市町要保護児童対策地域協議会: 児童福祉法に基づき、地方公共団体が、設置する協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。

<sup>41</sup> ふじのくにアイマップ: ニート、ひきこもり、不登校等で悩んでいる子供・若者やその家族の支援に関わっている県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレット。



ふじのくにアイマップ (表紙)

## イ 相談体制の充実

### ①個々の状況に対応する相談窓口の充実

- ・ 困難を有する子供・若者及びその家族の抱える多様な悩みや不安に対応するため、相談しやすい体制をつくり、各種相談窓口の充実、相談支援の強化を図ります。

#### <主な取組>

- |                              |
|------------------------------|
| ○家庭支援電話相談の実施(子ども・家庭 110 番)   |
| ○思春期健康相談室の運営                 |
| ○こころの健康についての電話相談の実施(こころの電話等) |
| ○男女共同参画センターにおける相談の実施         |
| ○総合教育センターにおける教育相談の実施         |
| ○少年サポートセンターによる相談対応           |

[ こども家庭課、障害福祉課、男女共同参画課、総合教育センター、少年課 ]

### ②学校教育における相談体制の充実

- ・ いじめや不登校等の解消や様々な心の問題を抱える児童生徒への対応のため、外部機関と連携し、チーム学校として相談体制の整備や教職員の対応能力の向上に取り組みます。
- ・ 学校等における生命に関わる事故等に対し、児童生徒の心のケア体制の構築を支援するため、精神保健福祉センターの専門職からなる「こころの緊急支援チーム」を派遣します。
- ・ 子供の心の健康問題に対応するため、スクールカウンセラー<sup>42</sup>、スクールソーシャルワーカー<sup>43</sup>、学校支援心理アドバイザー<sup>44</sup>等を活用し、相談体制の充実を図ります。

#### <主な取組>

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ○こころの緊急支援チーム <sup>45</sup> の派遣       |
| ○私立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進 |
| ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置         |
| ○スクールカウンセラー連絡協議会の開催                  |

[ 障害福祉課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課 ]

<sup>42</sup> **スクールカウンセラー**：臨床心理等に関して高度な専門的知識を有する者で、児童生徒の不登校や問題行動等に対応するために派遣される専門家。

<sup>43</sup> **スクールソーシャルワーカー**：社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けにより、学校と関係機関とのネットワークづくり等を行う専門家。

<sup>44</sup> **学校支援心理アドバイザー**：学校現場で、臨床心理の知見に基づき、児童生徒に向き合い、教員と学校をサポートする専門スタッフ。

<sup>45</sup> **こころの緊急支援チーム**：学校や学級全体に衝撃がある重大事案等危機発生時に、児童生徒の心のケアを目的として派遣される専門家チーム。

## (2) 困難な状況ごとの支援

ニート、ひきこもり、不登校、障害、経済的困窮など抱える困難な状況に応じた支援の充実を図ります。また、15～34歳までの若者の死因の上位が自殺であることなどを踏まえ、自殺対策を推進します。

### 現状と課題

- ・不登校児童生徒数は増加傾向にあるほか、ひきこもりの長期化・高齢化も指摘されており、関係機関が連携して、早期に適切な支援をしていく必要があります。
- ・特別支援教育に対する教育的ニーズが拡大し児童生徒が増加しており、障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、教育推進のための専門性の向上と体制の強化が求められています。
- ・障害のある子供・若者が身近な地域で安心して生活できるよう、障害の特性に配慮した適切な支援を提供する取組を推進していく必要があります。
- ・非行少年は減少傾向を示しているものの、凶悪犯で検挙・補導される少年が増加傾向にあり、学校、地域と連携した非行防止の取組を引き続き推進していく必要があります。
- ・貧困は子供の生活や成長に様々な影響を及ぼすことから、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、社会全体で支援していく必要があります。
- ・外国人児童生徒数は、平成28年度に減少したものの、年々増加傾向にあり、日本語指導等、必要な支援の充実を図る必要性が高まっています。
- ・自殺による死亡者数は減少しているものの、若年層の自殺者数の占める割合が増加していることから、若年層に重点を置き、自殺対策を強化する必要があります。

### 成果指標

指標	現状値	目標値	
不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	(2016年度) 小 39.0% 中 38.4% 高 31.7%	50%	教
特別な支援が必要な幼児児童生徒の個別の指導計画を作成している学校の割合	(2016年度) 幼 81.5% 小 93.4% 中 91.3% 高 55.4%	幼 90% 小 100% 中 100% 高 80%	総・教
障害者雇用率	(2017年度) 1.97%	2.30%	総
生活保護世帯の子供の高等学校等進学率	(2016年度) 86.4%	98.6%	総
外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(2016年度) 小 68.9% 中 67.2% 高 88.9% 特 90.0%	小 75% 中 75% 高 90% 特 95%	教
自殺による死亡者数	(2016年) 602人	500人未満	総

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

## 施策・主な取組

### ア ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者の支援

#### ①働くことに悩みを抱える若者の職業的自立支援の推進

- ・ 県の総合的就職支援機関であるしずおかジョブステーションにおいては、困難を有する若者に対して臨床心理士によるきめ細かなカウンセリングを行います。
- ・ 困難を有する若者やその家族に対して、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、ネットワークを活用した誘導など多様な支援を行う地域若者サポートステーションや関係団体等と連携し、若者の就業について寄り添い型の支援を行います。

##### <主な取組>

- しずおかジョブステーションにおけるカウンセリング対応
- 地域若者サポートステーションとの連携

[ 雇用推進課 ]

#### ②ひきこもり対策

- ・ ひきこもり状態にある人やその家族を支援するため、一元的な相談対応等を行います。また、必要に応じて、本人の同意があれば直接家庭を訪問し、支援を行います。
- ・ 自宅以外でひきこもりの状態にある人が安心して過ごせる「居場所」を設置し、社会参加に向けた支援を行います。
- ・ 社会的ひきこもり傾向にある青少年の円滑な社会復帰を支援するため、本人と家族に対し、個別相談や交流の場を提供します。

##### <主な取組>

- ひきこもり支援センターによる電話・来所相談等の実施
- 「居場所」による社会参加に向けたプログラムの実施
- 青少年交流スペース「アンダンテ<sup>46</sup>」の運営

[ 障害福祉課、社会教育課 ]

#### ③不登校、中途退学者への対応

- ・ 不登校未然防止策として、「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果を全県に広めるとともに、「人間関係づくりプログラム」の活用促進を図ります。
- ・ 学校生活に問題をかかえる生徒について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援心理アドバイザーを活用し、相談体制の充実を図ります。
- ・ 適応指導教室にスクールカウンセラー等を配置するなど、適応指導教室の機能拡充を図ることで、不登校児童生徒の支援における効果を調査研究するとともに、成果を県内の小中学校に還元します。
- ・ 高等学校を中途退学する生徒等が、社会的自立・職業的自立を支援する機関・団体とつながりを持つことができるように、地域若者サポートステーション等と連携するなど、進路指導の充実を図ります。

<sup>46</sup> アンダンテ：「社会的ひきこもり」傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援するために、男女共同参画センター内に開設している、カウンセリング機能とフリースペース機能を備えた青少年交流スペースの名称。

- ・ いろいろな理由で高等学校を卒業していない人が進学や就職の可能性を広げる試験を県内で受験できるように支援します。

### <主な取組>

○不登校未然防止に向けた小中連携推進
○適応指導教室における自立支援調査研究連絡協議会の開催、市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議での研究成果の報告、研究成果の普及啓発のためのリーフレットの作成・配布
○定時制生徒支援、外国人生徒支援にかかる事業実施
○高等学校生徒指導主事研修会における地域若者サポートステーション等の周知
○地域若者サポートステーションの高校への出張相談の対応
○高等学校卒業程度認定試験の実施

[ 義務教育課、高校教育課、社会教育課 ]

## イ 障害のある子供・若者の支援

### ①特別支援教育の充実

- ・ すべての学校において、校長等（園長含む）のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター<sup>47</sup>を核とする校内支援体制を整備します。
- ・ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が、必要な指導や支援を受けられるよう、個別の支援をする人材や、教職員に対して専門的見地から助言を行う外部の専門家を配置し、教育活動の充実を図ります。
- ・ 特別支援教育について学校全体の専門性を向上させるため、教職員に対する研修を実施します。
- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が相互に理解を深め、共生・共育を進めるため、交流及び共同学習を計画的、組織的に推進します。
- ・ 関係機関や地域自立支援協議会<sup>48</sup>等と連携し、系統性のあるキャリア教育を推進するとともに、生徒の実態に合った職場見学や現場実習先が選択できるよう、地域の啓発や受入れ場所の拡大に取り組みます。

### <主な取組>

○特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用
○小中学校への非常勤講師の配置
○高等学校への学校支援心理アドバイザー配置
○「交流籍 <sup>49</sup> 」制度の周知・準備、「交流籍」を活用した交流及び共同学習の実施

<sup>47</sup> 特別支援教育コーディネーター：発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒を支援するため、学校内の関係者や教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進する人。

<sup>48</sup> 地域自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置するものです。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等で構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議等を行う。

<sup>49</sup> 交流籍：特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小・中学校に置く副次的な籍のこと。



- |                                |
|--------------------------------|
| ○各地区就業促進協議会の開催                 |
| ○特別支援学校への就労促進専門員の配置            |
| ○高等学校における通級による指導の制度化に対応した取組の推進 |

[ 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課 ]

## ②発達障害のある人に対する支援の充実

- ・ 地域における保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関の連携・協働の促進や対応力の向上、発達障害者支援センターの機能の充実・強化など、地域課題の解決に向けた支援を提供します。
- ・ 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築を図ります。

### <主な取組>

- |   |
|---|
| ○発達障害者支援センターによる専門的相談、助言の実施、地域課題を考慮したセンターの配置 |
| ○開業医等を対象とした発達障害に関する専門講座、研修会の実施              |
| ○市町における児童発達支援センターの設置促進                      |

[ 障害福祉課 ]

## ③障害者スポーツと文化芸術活動の振興

- ・ 東京 2020 パラリンピックに向けて、本県ゆかりのアスリートを支援します。
- ・ 障害のある人もない人も共にスポーツに参加できる環境を整備し、障害者スポーツの裾野を広げます。
- ・ 障害のある人の文化芸術活動を支援し、障害のない人との相互理解を促進します。

### <主な取組>

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ○東京 2020 パラリンピックに向けたアスリート支援、その後の支援の継続 |
| ○障害者スポーツ応援隊の派遣                        |
| ○静岡県障害者スポーツ大会(わかふじスポーツ大会)の開催          |
| ○静岡県障害者芸術祭の開催                         |
| ○関係団体と連携した障害のある人の文化芸術活動の支援            |

[ 障害者政策課 ]

## ④就労支援の充実

- ・ 就労と生活の両面からのきめ細かな相談と職場定着支援を充実させ、企業への一般就労を促進します。
- ・ 企業との連携や農業分野の職場開拓など、障害の特性に応じた仕事の創出を図り、一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労を促進します。
- ・ 時代に合った就労訓練の充実と障害福祉サービス事業所等の収益拡大による工賃向上を推進し、事業所等で働く障害のある人の経済的自立を支援します。
- ・ 多様な人材が能力を發揮できる環境をつくるため、幅広いニーズにこたえる職業訓練の充実を図ります。

- ・ 障害のある人の就労を促進するため、障害者雇用推進コーディネーターを県内各地に配置し、企業と障害のある人を求人開拓からマッチングまでを一元的に支援します。
- ・ 精神障害者の就労を促進するため、企業に精神障害者雇用に対する理解促進や職場定着に関する助言を行う精神障害者雇用推進アドバイザー(精神保健福祉士有資格者)を配置します。
- ・ 障害のある人の職場定着を促進するため、作業工程の工夫や通勤時・就労時の決め細やかな支援を行うジョブコーチを職場に派遣します。

#### <主な取組>

- 「障害者就業・生活支援センター」による日常生活等の相談支援、就職希望者・雇用主への助言
- 「障害者働く幸せ創出センター<sup>50</sup>」による授産製品のブランド化、職域拡大に向けた農福連携の推進
- 県と市町が連携した官公需の発注拡大
- 入所による就労訓練と生活訓練の実施
- 個々の職業希望や障害に応じた多様な職業訓練の実施
- 障害のある人のための求人開拓とマッチング支援
- 障害のある人の相談窓口である就労相談員配置と職場定着の支援

[ 障害者政策課、雇用推進課、職業能力開発課 ]

## ウ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援

### ①少年の非行防止の推進

- ・ 学校、保護者、行政、警察、地域住民等が連携して街頭補導活動を推進します。
- ・ サイバー補導活動を推進するとともに、学校と連携して非行防止教室を開催し、少年の非行と犯罪被害を防止します。

#### <主な取組>

- 学校警察連絡協議会の開催
- スクールサポーターの配置

[ 少年課 ]

### ②非行少年の立ち直り支援

- ・ 非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、学校、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動を推進します。

#### <主な取組>

- 少年警察ボランティアとの協働による農業等の各種体験活動の実施
- 大学生サポーターの運用

[ 少年課 ]

<sup>50</sup> 障害者働く幸せ創出センター：障害のある人が一般企業や障害者就労施設等で就労するかを問わず、働くことを総合的に支援する目的で2010年5月に県が静岡市葵区呉服町に開設した拠点施設。

## エ 子供の貧困問題への対応

### ①児童生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援

- すべての子供に適切な教育機会を提供するため、幼保・小・中、高等学校等の連携強化や、子供の成長ステージに即した支援を行います。
- 貧困の連鎖を防止するため、市町や民間団体と連携して、状況把握に努めるとともに、生活困窮世帯の学習支援に取り組み、子供の健全育成を図ります。

#### <主な取組>

- 生活困窮世帯の子供への学びの場の提供、放課後等学習支援の実施
- 高等学校等教育奨学金や母子父子寡婦福祉資金など、修学にかかる貸付制度の実施

[ 地域福祉課、こども家庭課、義務教育課 ]

### ②保護者の就労支援

- 生活に困窮している世帯の保護者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所との連携による支援、さらに就労準備支援など、きめ細かな支援を実施します。
- ひとり親家庭が自立した生活を送れるようにするため、きめ細かな相談支援に取り組みるとともに、職業紹介や就職に有利な資格の取得支援などの就業支援を行います。

#### <主な取組>

- 生活困窮者、生活保護受給者への就労支援員による支援
- ハローワークとの連携による就労支援
- 母子家庭等就業・自立支援センターによる生活や養育費相談、就職先の開拓、無料職業紹介などの就業支援
- 高等職業訓練促進給付金等による就職に有利な資格取得支援

[ 地域福祉課、こども家庭課 ]

### ③適切な養育環境確保のための経済的支援

- 自立した生活基盤を構築するため、生活に困窮する世帯の保護者に対して生活や就労等に関する包括的な相談支援を実施します。
- 生活保護や各種手当、奨学給付金などの修学にかかる支援制度が必要とされる世帯にもれなく活用されるよう周知し、着実に実施します。
- ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費助成や子供の居場所づくりに取り組む市町を支援します。

#### <主な取組>

- 生活保護や児童扶養手当等の支給
- 所得連動返還型奨学金制度、給付型奨学金など新たな奨学金制度の周知啓発
- 生活福祉資金など自立を図るための貸付制度の周知

## ☆教えて、ふじっぴー! ☆



### ⑥修学を支援する制度にはどんなものがあるの？

高校生等の修学支援には、下記1～5の制度等があります。また、進学への支援については、ひとり親家庭等への資金貸付を行う母子父子寡婦福祉資金に下記6・7、低所得世帯等への資金貸付を行う生活福祉資金に下記8の制度があります。

<b>1 高等学校等就学支援金制度</b>
授業料に充てるための、返済の必要のない支援金です。家庭の収入状況によりますが、申請をすることによって、高等学校等の授業料相当（私立学校の場合は授業料の一部）を国が負担します。
<b>2 静岡県高等学校等奨学給付金</b>
授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費など）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度で、申請により、生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯へ、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済の必要はありません。
<b>3 静岡県高等学校等教育奨学金</b>
経済的理由によって就学が困難と認められる高校生を対象に、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。成績が要件となる「教育資金」と収入条件がある「奨学金」の2種類があります。生徒本人への「貸付」なので、卒業（退学）後には返済が必要となります。
<b>4 定時制・通信制修学資金</b>
勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、一定の条件を満たす生徒に対して、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。卒業した場合は、返済が免除されます。退学した場合は返済が必要となります。
<b>5 定時制・通信制修学補助金</b> （県立高校のみ）
勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、一定の条件を満たす生徒に対して、教科書等購入費及び夜食（給食）費の一部を助成する制度です。補助金ですので、返済の必要はありません。
<b>6 修学資金</b> （母子父子寡婦福祉資金）
扶養している子が高校、大学、短大、高等専門学校または専修学校に修学するのに必要な経費を無利息で貸し付ける制度です。「3」教育奨学金及び「8」教育支援資金との併用はできません。
<b>7 就学支度資金</b> （母子父子寡婦福祉資金）
扶養している子が小・中・高等学校、高等専門学校、短大、大学へ入学する際に必要な経費を無利息で貸し付ける制度です。「3」教育奨学金及び「8」教育支援資金との併用はできません。
<b>8 教育支援資金</b> （生活福祉資金）
学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な費用、又は在学中に必要な資金を無利息で貸し付ける制度です。

- \*対象者、申請条件等の詳細及びその他の制度については、県及び県教育委員会ホームページ等で確認いただけます。
- \*上記1～5について御不明な点は、公立高等学校の場合は、入学・在学する高等学校（事務室）、私立学校の場合は、県私学振興課小中高専修班へお問い合わせください。母子父子寡婦福祉資金については、県健康福祉センター、市福祉事務所へ、生活福祉資金については、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会へお問い合わせください。
- \*高校卒業後の大学、短大等の奨学金については、在学する学校又は進学先の奨学金担当へお問い合わせいただくか、日本学生支援機構のホームページを御覧ください。

<sup>51</sup> 放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭等にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を図る取組。

## オ 外国人の子供の教育の充実

### ①円滑な就学の支援

- ・外国人県民の子供の不就学を解消するため、市町及び教育委員会と連携し、実態を把握するとともに、市町教育委員会による就学案内活動を支援します。

#### <主な取組>

○不就学実態調査の実施、多言語による就学案内資料の市町への提供

[ 多文化共生課、義務教育課 ]

### ②外国人の子供への教育の充実

- ・外国人の子供が将来活躍できる人材に育つことを目指し、経済団体及び企業等と協力して子供の日本語習得や地域での居場所づくりを支援します。
- ・市町と連携し、日本語支援コーディネーター等を活用した教育支援体制の整備を促進します。
- ・就学前の子供や編入学児童生徒を対象にした日本語指導や学校への適応指導を行う、市町における初期指導<sup>52</sup>体制の整備を支援します。
- ・公立高校に在籍する外国人生徒の教育を円滑に進めるために、適応指導、指導担当者等への助言、援助等を行います。

#### <主な取組>

○日本語学習教材や日本語能力検定受験料などへの助成

○外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議の開催

○義務教育に準じる教育を行う私立外国人学校(各種学校)の運営費への助成

○外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒スーパーバイザー等の任用・派遣

○初期日本語指導カリキュラムの活用

○高等学校入学者選抜における外国人生徒選抜の実施

○「外国人生徒支援事業」の実施

[ 多文化共生課、私学振興課、義務教育課、高校教育課 ]

## カ 自殺対策

### ①多様な主体との連携による自殺対策の推進

- ・県、市町、多様な主体が一体となり、地域における自殺対策ネットワークを設置し、総合的に自殺対策を行います。
- ・自殺防止には早期に対応することが重要であることから、悩みを抱える人がどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けることのできる仕組みを整備します。

<sup>52</sup> 初期指導：外国人児童生徒等に対する支援を系統的に行うための、就学前の子供や編入学児童生徒を対象にした日本語指導や学校への適応指導のこと。

- ・ 県、市町、関係機関との連携による啓発キャンペーンにより、自殺予防における県民一人ひとりの意識の向上を図ります。

#### <主な取組>

- 自殺対策ネットワーク会議の開催による情報交換・事例紹介・グループワークの開催
- 「こころの電話相談」の実施、「いのちの電話」の支援
- 9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間における街頭啓発、自殺予防講演会・心の悩み相談会の実施

[ 障害福祉課 ]

### ②若年層に重点を置いた自殺対策の推進

- ・ 悩みを抱える若者に対する専門家によるきめ細かな相談体制を充実します。
- ・ 若者が自ら抱える問題を解決し、適切に対処できる力を身につけることができるよう支援します。
- ・ 若者は、SNSやインターネット上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向があるので、SNSやインターネット等のICTを活用した対策を強化します。
- ・ 教育委員会や大学、関係機関と連携し、いのちを大切にする心を育てる教育や自殺の危険性の高い児童生徒の早期発見・見守りの取組を推進します。
- ・ 若年層の勤務問題による自殺の予防を図るため、関係機関と連携し、職場等におけるメンタルヘルス対策を推進します。

#### <主な取組>

- 「若者こころの悩み相談窓口」等による相談対応の実施
- SNSやインターネットの検索連動広告等を活用した相談窓口の周知
- 若年層を対象とした「こころのセルフケア講座」の実施

[ 障害福祉課 ]

### ③早期支援につなげる人材の養成、資質の向上

- ・ 市町や経済団体等と連携し、周囲の人の悩みに気づき、必要な支援につなげるゲートキーパー<sup>53</sup>を養成し、資質の向上を図るための専門研修を行います。
- ・ 関係機関が実施する人材養成の研修会を通じ、自殺予防に関する知識を普及します。
- ・ 研修会等により、教職員等に対して、自殺予防教育の必要性を啓発します。

#### <主な取組>

- 県・市町・関係機関との連携によるゲートキーパー養成研修の開催
- 民間団体等のゲートキーパー養成事業に対する支援
- 企業の労務管理者を対象とした自殺防止対策等に関する研修の開催

[ 障害福祉課、健康体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課 ]

<sup>53</sup> ゲートキーパー：自殺予防の早期対応を図るための人材で、身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人

### (3) 子供・若者の被害防止・保護

子供の心身の成長や人格形成に多大な影響を及ぼす虐待やDV（配偶者等からの暴力）は、相談件数が増加しています。虐待やDVの予防、早期発見、再発防止、虐待を受けた子供等の社会的養護及び自立に向けた支援に係る取組を推進します。

また、増加傾向がみられる児童買春、児童ポルノに係る犯罪の被害児童の早期発見・保護と被害の拡大防止に努めるほか、児童買春、児童ポルノその他の犯罪被害に遭った子供・若者及びその家族等の立ち直りに向けた支援を行います。

#### 現状と課題

- ・ 児童虐待やDVに関する相談件数は増加傾向にあり、特に複雑・困難なケースが増加するなど、専門的知識に基づいた確・迅速な対応が必要となっています。
- ・ インターネットのコミュニティサイト等を利用して児童買春、児童ポルノ等の性犯罪被害に遭う児童が後を絶たず、また、自ら淫行・買春の相手を求める不適切な書き込みをする等インターネットに起因する子供の問題は、深刻なものとなっています。
- ・ インターネットを利用し拡散した児童ポルノは消去できないため、子供に恒久的な被害を加えます。
- ・ 大規模な繁華街を擁する大都市を中心に、子供の性に着目したいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業が出現し、大都市と隣接する本県へのこの種の営業の流入が憂慮されます。
- ・ 児童ポルノ等の性被害を防止するため、児童及び保護者を対象とした啓発活動を継続的に実施していくことが重要です。

#### 成果指標

指標	現状値	目標値	
虐待による死亡児童数	(2016年度) 2人	毎年度0人	総

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

## 施策・主な取組

### ア 児童虐待・DV対策の推進及び社会的養護を必要とする子供への支援の充実

#### ①児童虐待・DV防止対策の推進

- ・ 児童虐待の発生を予防し、児童虐待件数の減少に繋げるため、普及啓発活動や相談対応を充実させるとともに、市町が行う養育支援の拠点整備を支援します。
- ・ 児童虐待に適切に対応するため、児童相談所の体制強化、児童虐待に対する職員の専門性の向上に取り組むとともに、関係機関との連携を促進します。
- ・ 地域において支援を必要とする家庭や児童等の相談援助を行い、専門機関との橋渡しを行う民生委員・児童委員を支援するため、研修や広報などにより、活動しやすい環境の整備を進めます。
- ・ DV問題に適切に対応するため、早期発見のための啓発、被害者の安全確保、自立支援に向けた職員研修を行うとともに、関係機関との連携を促進します。
- ・ 若い世代の男女が、現在及び将来にわたり、DVの加害者・被害者になることを防ぐために、デートDV<sup>54</sup>の正しい知識と対処方法の周知を行います。

#### <主な取組>

- 「189」や「思いがけない妊娠相談窓口(妊娠SOS)」による相談対応、保健師等による訪問等の実施
- 市町子ども家庭総合支援拠点設置への支援
- 児童虐待対応力を向上する研修の実施等による児童相談所の体制強化
- 民生委員・児童委員活動の支援
- DVに関する広報啓発活動、婦人相談員の配置、市町DV防止ネットワークの設置促進
- デートDV防止の啓発

[ こども家庭課、地域福祉課、男女共同参画課 ]

#### ②児童福祉施設・里親等で暮らす子供への支援の充実

- ・ 家庭において適切な養育を受けられない子供に対し、家庭と同様の養育環境を提供します。
- ・ 施設等退所後の子供の自立を促進するため、入所中から社会生活に必要な知識等の習得や大学等の修学支援、就職後の定着支援を行います。
- ・ 施設職員等に対する一層の支援技術の向上や人権教育を行い、子供の権利擁護を促進します。

#### <主な取組>

- 児童家庭支援センターへの里親支援業務の委託、施設の小規模ユニット化
- 施設等を退所した児童の自立支援

<sup>54</sup> デートDV：交際相手からの暴力。



## ☆教えて、ふじっぴー！☆

⑦どこまでがしつけ？どこからが虐待？虐待を防ぐために  
私たちができることは何？

「しつけ」とは、「子供の自立のため、子供の欲求や理解度に配慮しながら、生活習慣や社会のルール・マナーが身に付くよう働きかけること」です。

一方、「児童虐待」とは、「保護者の欲求を満たすため、感情にまかせて子供の心や体を傷つけ、子供を力でコントロールしようとする事」です。児童虐待は、英語で「Child abuse（チャイルドアブ्यूズ）」と言いますが、abuse（アブ्यूズ）とは、「誤用・濫用」という意味で、保護者が子供に対して「力を濫用する」ということです。児童虐待は、具体的には以下の種類に分類されます。

- ① 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる など
- ② 性的虐待：子供への性的行為、性的行為を見せる など
- ③ 心理的虐待：言葉による脅し、子供の目の前で家族に対し暴力をふるう(DV) など
- ④ ネグレクト（養育放棄）：食事を与えない、自動車の中に放置する など

保護者が「しつけ」のつもりで行った行為であっても、「子供の視点」から考えると適切ではないことがあります。例えば、「子供が健康かつ安全であるか」「子供にとってなくてはならないものが与えられているか」「保護者が子供にとって安全で安心できる存在か」といったことが判断基準となり、これらが当てはまらない行為は児童虐待に当たると考える必要があります。

児童虐待を防止するには、早期発見・早期対応がとても大切です。児童虐待と判断できなくても、「虐待かもしれない・・・」と思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。あなたの一本の電話により救われる命があります。

## イ 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

### ①子供の性犯罪被害に係る犯罪対策

- ・ 児童ポルノ、児童買春を始めとする性的搾取等事犯の取締りを強化します。
- ・ 関係機関・団体等と連携した被害児童の早期発見・支援と広報啓発を推進します。

#### <主な取組>

○子供の性被害根絶プログラムの推進

[ 少年課 ]

### ②犯罪被害者等に対する支援体制の充実

- ・ 犯罪被害者が必要とする精神的被害の回復などの支援を充実させるため、静岡県犯罪被害者支援連絡協議会のもと、行政、警察、関係機関の連携を強化します。
- ・ 性犯罪・性暴力被害者の支援窓口として、ワンストップで相談できる性暴力・性犯罪被害者支援センターを設置・運営し、機能の拡充を進めます。

#### <主な取組>

○犯罪被害者週間における講演会・キャンペーンの実施

○性暴力・性犯罪被害者支援センター設置(2018)、管理・運営(2019～)

[ ぐらし交通安全課、警察相談課 ]

### 3 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

#### (1) 地域全体で子供を育む環境の整備

大人も子供・若者も地域との関わりの中で成長し、成長する中で、支えられた側が支える側に回っていく「循環」が生まれます。子供・若者は地域社会の構成員、支え合いの担い手であり、「地域の子供は地域で育てる」という意識で、地域全体で子供を育むことが大切です。

近年、すべての教育の出発点である家庭は、地域社会とのつながりの希薄化等から、保護者が身近な人から子育ての助言、支援等を受けることが難しい状況にあり、家庭の教育力の低下が指摘されています。そこで、子供が基本的な生活習慣、モラル等を身に付け、豊かな心と健やかな体を育むことができるよう、地域で子育てや家庭教育を支える取組を推進します。

また、地域における人材の養成や活用、地域等と学校との連携、学びの場や居場所の提供等、地域の教育力の向上に向けた取組も行い、地域ぐるみで子供を育む環境づくりに努めます。

#### 現状と課題

- ・ 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立化などにより、子育てに関する負担や不安感が増加しており、社会全体で子育て家庭を応援していく必要があります。
- ・ 就労環境の多様化や共働き世帯の増加などにより、多様な保育サービスに対する需要がますます高まっており、安心して子供を預けられる環境の整備が求められています。
- ・ 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘され、複雑化・困難化する課題により学校の負担が増加しています。

#### 成果指標

指標	現状値	目標値	
ふじさんっこ応援隊 <sup>55</sup> 参加団体数	(2016年度) 1,333 団体	2,000 団体	総
保育所待機児童数	(2017年度) 456 人	0 人	総
家庭教育に関する交流会実施園・学校数	(2016年度) 549 箇所	600 箇所	総・教
地域の青少年声掛け運動参加者数	(2016年度まで) 累計 376,373 人	累計 425,000 人	総

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

<sup>55</sup> ふじさんっこ応援隊：社会全体で子どもや子育てを応援する気運の醸成等を図るため、個人、企業、NPO、行政等で結成し、それぞれが自主的に子どもや子育てを応援する活動を実施。

## 施策・主な取組

### ア 子育て・家庭教育への支援

#### ①社会全体で子育てを応援する気運の醸成

- ・ 子育てを応援する気運の醸成を図るため、さまざまな機会を活用し、意識啓発を推進します。
- ・ 「子育ては尊い仕事」を理解し、子供や子育てを応援する活動に取り組む人を増やします。

##### <主な取組>

- 「ふじさんっこ応援隊」参加の促進・活動の拡充、県民への周知
- 「しずおか子育て優待カード事業」協賛店舗の拡充、県民への周知
- 老人クラブと連携した世代間交流の促進

[ こども未来課、長寿政策課 ]

#### ②働きながら子育てがしやすい環境整備、保育・子育てサービスの充実

- ・ イクボスの考え方を普及するなど、企業の管理監督職に対する意識啓発を促進し、男女ともに働きながら子育てがしやすい職場環境づくりを推進します。
- ・ 子育てと仕事の両立支援のため、職場内での保育施設の整備を促進します。
- ・ 保育の対象の拡大等に伴う保育ニーズの増加に対応する受入枠の確保に取り組みます。
- ・ 利用希望者の立場に立った延長保育などの多様な保育サービスを充実するため、保育所等においてサービス等を提供する市町を支援します。
- ・ 児童の健全な育成を図るため、授業の終了後等に児童に適切な遊び場、生活の場を与える放課後児童クラブ等を運営する市町を支援します。

##### <主な取組>

- 経済団体と連携したイクボス養成講座等の開催
- 企業内保育所等の整備促進のための制度周知及び助言
- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等の促進
- 「地域子ども・子育て支援事業」の円滑な実施促進
- 放課後児童クラブ等の時間延長と子供の生活環境改善の促進

[ こども未来課 ]

#### ③家庭教育の支援体制の確立

- ・ 持続可能な家庭教育支援体制を整備するため、地域人材の養成と資質・能力の向上に取り組みます。
- ・ 学校等と家庭教育支援員<sup>56</sup>をつなぐ市町のコーディネート力を強化します。

<sup>56</sup>家庭教育支援員：県家庭教育支援員養成研修会等で家庭教育支援の知識とスキルを学んだ地域人材で、家庭教育ワークシート「つながるシート」を活用した交流型の家庭教育講座等を開催し、親や保護者等に学びの機会を提供する。

- ・被支援者が支援者になる循環型支援体制を目指し、誰もが支援活動に参加しやすい環境を整備します。
- ・家庭教育支援活動を拡大するため、PTAと協力して親同士の交流の場の充実を図ります。
- ・就学前の子供の保護者等への啓発や、親学講座や公民館等での講座開催を促進します。

#### <主な取組>

- 家庭教育支援員の養成とフォローアップ講座の開催
- 家庭教育支援チームによる活動の推進

[ 社会教育課 ]

## イ 地域ぐるみで行う教育の推進

### ①家庭・地域との連携による開かれた学校づくり

- ・学校・家庭・地域との連携・協働による教育活動を推進するため、市町教育委員会や各学校と連携し、コミュニティ・スクール<sup>57</sup>(学校運営協議会制度)の設置、運営を支援します。
- ・地域の芸術家、スポーツ指導者、教育関係者等、様々な人材の学校教育への参画を促し、特色ある学校づくりを推進します。

#### <主な取組>

- コミュニティ・スクール研究協議会の開催・研究と成果の発信

[ 義務教育課 ]

### ②地域の教育力の向上

- ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)<sup>58</sup>、学校支援ボランティアによって構成される学校教育の支援を行う組織(地域学校協働本部)を設置し、学校・家庭・地域が一体となって教育を支える体制を整備します。
- ・学校関係者と地域住民、行政担当者の交流や意見交換を行い、学校と地域の連携・協働に関わる意識の向上、個別の活動相互の連携を進めます。
- ・人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動を促進します。
- ・放課後子供教室<sup>59</sup>等で子供たちの支援を行う人材の安全管理に関するスキル向上を図り、子供たちの安全な活動場所の確保を進めます。

<sup>57</sup> コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「学校運営協議会」により、学校、保護者、地域の方が学校運営に参画する仕組み。「しずおか型コミュニティ・スクール」は、法に基づく新たな組織を作るのではなく、各学校が地域と築いてきた関係性や既存の組織を活用し、実質的に保護者や地域の方が学校運営に参画する仕組み。

<sup>58</sup> 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)：元教職員や元PTA役員などで、地域学校協働本部等において、授業補助や登下校時の見守り、環境整備活動、放課後や土曜日等の体験・交流活動の企画・運営の中心となるとともに、学校と地域住民等との連絡調整を行う人材。

<sup>59</sup> 放課後子供教室：放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子供の安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供とともに勉強やスポーツ、文化活動等を行う取組。

- ・ 地域の人々の参画を得て、通学合宿<sup>60</sup>などの体験活動や地域住民との交流活動の場を提供することにより、子供が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。
- ・ 家庭において、子供たちが主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を実施する「しずおか寺子屋」を推進します。
- ・ 子供の成長を支える家庭や地域の教育力の向上に向け、大人が青少年に積極的に関わりを持つ取組を推進します。
- ・ 賀茂地域の実情・ニーズに対応した教育環境の充実を図ることができるよう、賀茂地域教育振興基本方針の推進を支援します。

#### <主な取組>

○すべての学校区において地域学校協働本部の設置を促進、活動支援
○人づくり地域懇談会の開催
○地域コーディネーター養成講座の開催
○地域と学校の連携・協働に関する研修の実施
○通学合宿実施箇所数の拡大・団体への支援
○防災体験合宿の広報等未実施団体への働きかけ
○「しずおか寺子屋」モデル3市4箇所の設置・運営（～2019）
○「しずおか寺子屋」の拡大(2020～)
○地域の青少年声掛け運動の展開
○賀茂地域教育振興センターにおける教育の充実の支援

[ 総合教育課、義務教育課、社会教育課、総合教育センター ]

<sup>60</sup> 通学合宿：学年の異なる小・中学生が家庭から離れ、共同生活を行うもので、地域の公民館や寺社等の施設に宿泊し、登下校を行う合宿と、学校等の避難所施設に宿泊して防災学習を行う合宿がある。

## (2) 子供・若者の社会参加・参画の機会の充実

地域社会の構成員、支え合いの担い手である子供・若者が社会性や主体性を育み、地域の一員としての自覚を持ち、社会の能動的形成者として成長するために、社会参加・参画の機会を確保する必要があります。

そこで、子供・若者が地域への関心・理解を高めるための学習を行い、地域社会との交流や社会貢献活動等に取り組む場や機会を整えます。

また、地域活動を牽引するリーダーとして力を発揮する取組の推進、社会や行政に対する意見を表明する機会の確保及び社会参加・参画のきっかけとなる情報の提供に努めるほか、大人より子供・若者の方が長けている部分については、その能力を十分発揮できるよう機会を整えることなどを通して、子供・若者の力の活用を促進し、社会参加・参画を支援します。

### 現状と課題

- ・ 県外の大学等へ進学した生徒が都市圏で就職する現状があり、高校在学中から静岡の歴史や文化を理解し、静岡県で活躍する人材が育つように学校と地域との関係が深まる環境を整える必要があります。
- ・ 少子高齢化の進行や世帯構成の変化により、地域における課題は多様化、深刻化しており、地域住民によるボランティア活動の重要性が高まっていることから、子供・若者の主体的な社会貢献活動への参加を促進することが求められています。

### 成果指標

指標	現状値	目標値	
地域社会等でボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	(2017年度) 小 39.1% 中 59.8%	小 45% 中 65%	教
地域で行われる防災訓練の児童生徒参加率	(2017年度) 60%	70%	総・教
養成した青少年指導者の延べ活動回数	(2016年度) 2,573回	2,600回	

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

## 施策・主な取組

### ア 地域社会との関わり合いの促進

#### ①地域についての学びの充実

- ・ 地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、自然、文化、産業などの地域の特色を生かした学習や地域を対象とする環境学習を推進します。

##### <主な取組>

- 地域学研究指定校の取組の全県立高校への周知(2018)
- 地域学の全県立高校における実践(2019～)
- ふじのくに地域・大学コンソーシアムによる地域学講座の提供

[ 高校教育課、大学課 ]

#### ②社会貢献活動の推進

- ・ 防災教育を推進し、災害発生時に自らの命を守ることとともに、地域の一員として地域の安全のために貢献することができるよう、地域の防災活動への主体的な参加を促します。
- ・ 他者に対する思いやりの心を持ち、地域住民・社会と関わり合っ、社会に貢献することができるよう、学校・地域等と連携した福祉教育等を推進し、ボランティア活動への主体的な参加を促します。

##### <主な取組>

- 学校防災推進協力校による実践研究の成果の普及
- 「防災教育推進のための連絡会議」の開催
- 児童生徒等の地域の防災訓練への参加促進
- ふじのくにジュニア防災士養成講座の開催
- 県社会福祉協議会が行う学校・地域等と連携した福祉教育の推進への支援
- 県ボランティア協会が行う青少年ボランティア育成等への支援
- 高校生を対象とした献血セミナーの実施

[ 健康体育課、危機情報課、危機対策課、地域福祉課、薬事課 ]

### イ 子供・若者の力の活用促進

#### ①子供・若者が力を発揮できる機会の充実

- ・ 地域で活躍し、地域活動を牽引する青少年リーダーを育成します。
- ・ 若者の関心のある県政事業について若者目線で発信する静岡県公式SNSを、県内大学生が参加する「静岡時代」編集部と協働で運営します。

##### <主な取組>

- 地域に根ざした青少年指導者の級位認定取得の推進
- 青少年ピアカウンセラーの養成・活用



- 青少年活動団体が行う青少年リーダー育成への支援
- 行政と若者のコラボレーションによる広報(フェイスブック、ツイッター等)の実施
- 若者または若者団体の研修会への招聘及び社会的評価

[ 社会教育課、高校教育課、広聴広報課 ]

## ②意見表明の機会の確保

- ・ 自分以外の者や社会との関わりについて考え、社会の一員としての自覚を高めるきっかけとなるよう、日常生活の中で考えていることを広く訴える機会を整えます。
- ・ 若者が県政に対して意見を表明する機会を確保し、若者の社会参画を推進します。
- ・ 子供・若者が自らの意見を持ち、表明するために必要となる県政についての情報を、各種メディアを利用して発信します。

### <主な取組>

- わたしの主張の推進
- 審議会等への若者参加の推進
- 教育委員会ホームページの充実とフェイスブック等による情報提供

[ 社会教育課、教育政策課 ]

## ☆教えて、ふじっぴー！☆

### ⑧地域の青少年育成活動に指導者として参加して貢献したい。知識やスキルを身につけるにはどうすればいいの？

静岡県では、野外体験活動や福祉活動、ボランティア活動等に参加し研修を積んだ方々を、その実績に応じて、初級・中級・上級青少年指導者として認定しています。

そして、認定された青少年指導者が活動を継続し、身に付けた専門的な知識や技能を様々な場で発揮してもらいにより、地域の活性化に貢献する存在になっていただきたいと考えています。



県内各地で展開されている地域に根ざした様々な事業を「青少年指導者養成事業」として県が認定しています。この事業では『青少年活動の意義』『指導者としての心構え』『青少年活動の円滑な運営の在り方』『安全対策』等の研修が設定されており、指導者に必要な知識や技能を身につけることができます。

青少年指導者養成事業（初級・中級・上級）は、静岡県ホームページに掲載（【静岡県青少年指導者】で検索）していますので、御確認いただくとともに、是非、参加してみてください。



### (3) 子供・若者を取り巻く社会環境の整備

子供・若者を取り巻く社会環境は、成長過程の子供・若者に大きな影響を与えます。健全な成長を阻害する恐れのある有害図書類等への対策、インターネット上の有害情報への対策、犯罪被害から守るための取組等を行い、地域の子供・若者が安心して生活できる環境の整備に努めます。

また、長時間労働を是正し、保護者自身が遊び心、心の余裕を持って生活ができるなど、家族との充実した時間や自己啓発、地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、「誰もがいきいきと働ける環境づくり」に向けた取組を推進します。

#### 現状と課題

- ・ 青少年を取り巻く有害環境の変化が著しいことから、実態を把握し、市町関係機関と連携して地域の実態に即した環境浄化を進めていく必要があります。
- ・ 刑法犯認知件数が減少する一方、子供や女性への不審者事案等が後を絶たず、地域の防犯力を高める取組が求められています。
- ・ 本県の一般労働者の年間総実労働時間は全国平均を上回っており、長時間労働の是正などの働き方の見直しを進める必要があります。

#### 成果指標

指標	現状値	目標値	
刑法犯認知件数	(2016年) 22,097件	20,000件以下	総
一般労働者の年間総実労働時間	(2016年) 2,063時間	2,033時間以下	総

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

#### 施策と主な取組

##### ア 有害環境対策の推進

##### ① 良好な社会環境の整備

- ・ インターネット上に氾濫する有害情報への対策など、関係機関と連携を図り、良好な環境の整備を推進します。

##### <主な取組>

- 携帯電話等による有害情報の閲覧防止措置の推進
- 青少年を保護する立場にある成人を対象とした研修の開催
- 学校警察地域連絡協議会の開催
- 優良図書類の推奨や有害図書の指定

[ 社会教育課 ]

## イ 犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進

### ①自主的防犯活動の促進・支援

- ・ 県民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域の自主的防犯活動を促進するため、防犯講座の開催や様々な媒体を活用した広報・啓発活動を実施します。
- ・ 地域の防犯まちづくり活動を活性化させるため、地域ぐるみの自主的防犯活動の核となる「地域安全推進協議会」などの防犯ボランティア団体への支援を行います。
- ・ 情報共有化や取組の連携を推進するため、市町、地域住民、事業者等の関係機関との防犯ネットワークを整備します。

#### <主な取組>

○防犯まちづくり講座の開催、街頭キャンペーンの実施、パンフレット等の配布

[ 生活安全企画課、くらし交通安全課 ]

### ②子供・女性の犯罪被害防止活動の推進

- ・ 子供の安全対策を充実させるため、行政、警察、地域住民、学校等による子供の見守り活動を推進するとともに、子供の体験型防犯講座の実施により、子供が自らの身を守る能力を育てます。
- ・ ストーカーや配偶者暴力などの人の生命・身体の安全を脅かす事案に対して、関係機関と連携し、被害者などの安全を最優先にした対策を推進します。
- ・ 住民に不安感を生じさせる身近な犯罪の発生を抑制するため、地域ごとの犯罪発生状況を分析し、警察官による実態に即したパトロールの実施などの警察活動を推進します。

#### <主な取組>

○子供の体験型防犯講座の講師養成

○インターネット上に氾濫する違法・有害情報による犯罪被害防止を図るためのサイバーパトロールの実施

[ くらし交通安全課、人身安全対策課、生活安全企画課、サイバー犯罪対策課、地域課 ]

## ウ 誰もがいきいきと働ける環境づくり

### ①誰もが働きやすい職場づくり

- ・ 仕事と家庭の両立や働き方の見直しを支援するため、社内リーダーの養成やアドバイザーの派遣、企業の好事例の紹介などを行います。
- ・ 地域ぐるみで働き方改革に取り組む機運を醸成するため、国や経済団体と連携して経営者を対象としたセミナーなどを開催します。

#### <主な取組>

- 企業へのアドバイザー派遣・広報紙の発行
- 働き方改革セミナー、静岡県働きやすい職場づくり推進公労使会議等の開催

[ 労働政策課 ]

### ②安全・安心に働ける労働条件の確保

- ・ 安全・安心に働ける職場づくりに向けた企業の取組意欲を喚起するため、実践企業の表彰などにより好事例の普及を図ります。
- ・ 経営者・働く人双方に対して、多様な働き方や労働関係法令に関する正しい知識の普及と法令遵守意識の醸成を図り、中小企業労働相談所等における相談対応や自主的な解決支援を実施します。
- ・ 県の契約を通じて、業務従事者の適正な労働環境の整備を図るため、県の契約制度のあり方を検討し、それに基づく取組を推進します。

#### <主な取組>

- 企業表彰・好事例の情報発信
- 労働法セミナー・労働相談の開催
- 県の契約制度のあり方検討、関係機関等との調整、取組の実施

[ 労働政策課、会計課 ]

## 第4章 計画の推進に向けて

## 1 全庁体制による取組の推進

本計画の取組を推進するにあたっては、知事を本部長とし、県の各部局、警察本部、教育委員会により組織する「静岡県青少年対策本部」を中心に、関係各課の連絡調整を密にして、全庁的な体制で臨みます。

特に、ニート、ひきこもり、不登校など困難を有する子供・若者の支援については、静岡県青少年対策本部内に設置している「静岡県子ども・若者支援ネットワーク」を中心に、教育、福祉、保健、医療、矯正、更正保護、雇用等の各分野の関係機関等のネットワークの充実強化を図り、困難を有する子供・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

## 2 社会総がかりによる取組の推進

子供・若者の育成支援は、国及び県・市町、家庭、学校、地域等が相互に連携・協力して、社会総がかりで取り組むべきものであります。

これまで以上に、国、市町との連携を図り、子供・若者の育成支援を実施するとともに、子供・若者育成支援に取り組むボランティア団体、NPO等の民間団体との連携も図り、行政機関と民間団体が一体となって、社会総がかりによる子供・若者育成支援のための取組を推進します。

## 3 地域の実情に応じた子供・若者育成支援体制の整備

子供・若者にとって生活の基盤は身近な地域にあり、市町には、その地域の実情を踏まえた子供・若者育成支援に向けた取組が期待されています。

子ども・若者育成支援推進法第9条2項では、市町は、国の子供・若者育成支援推進大綱及び本県子ども・若者計画（本計画）を勘案して市町の区域内における子供・若者育成支援についての計画（市町子ども・若者計画）を作成するよう努めるものとされています。

県（静岡県子ども・若者支援ネットワーク）は、地域の実情に応じた子供・若者の育成支援が円滑に進むよう、市町子ども・若者計画の策定に必要な情報提供等の支援を行い、市町の子ども・若者計画の策定を促していきます。

また、子ども・若者育成支援推進法第19条1項では、市町は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者への支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとされています。

県（静岡県子ども・若者支援ネットワーク）は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者が、より身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、市町子ども・若者支援地域協議会の設置に必要な情報提供等の支援を行い、市町の子ども・若者支援地域協議会の設置を促していきます。

## 4 成果指標の設定と進捗管理

計画を推進するにあたり設定した36個の成果指標をもとに進捗状況を把握し、成果と課題を検証しながら、実効性のある計画の推進に努めます。

## ＜事例紹介1＞子供・若者育成支援活動、子育て支援活動の紹介 ～社会総がかりによる取組の推進に向けて～

子供・若者が健やかに成長するためには、子供・若者や子育てを担う家庭に対して、行政機関と民間団体等が連携・協力して社会総がかりで適切に支援していくことが不可欠です。

社会総がかりによる取組の推進に向けて、子供・若者を育成支援する活動や子育てと子育てを担う家族を支援する活動を行っている方々、これから行おうと考えている方々の参考としていただくため、県内の子供・若者育成支援活動及び子育て支援活動の事例を紹介します。

### 横尾歌舞伎保存会

昭和50年に設立され、浜松市北区引佐町の横尾・白岩地区に伝わる農村歌舞伎（地芝居）を毎年公演しています。役者、三味線、大道具小道具などすべてを子供・若者を含めた地域の人々の手でまかなっています。小学生が参加する「横尾歌舞伎少年団」や小中学生の「少年少女三味線教室」の指導を地域の大人等が行うことで、子供・若者は異世代と交流を重ね、伝統文化を受け継いでいきます。歌舞伎に携わることで、若い人同士の新たな交流も生まれるなど、子供・若者の健全育成のみならず、地域を一つにまとめることにも貢献しています。

平成23年度子ども若者育成・子育て支援功労者表彰、  
内閣府特命担当大臣表彰受賞（子ども・若者育成支援部門）  
＜浜松市推薦＞



地元の師匠から指導を受けている子供  
(稽古風景)

### かなみ子育てネット2000ハッピーキッズ

就園前の0～4歳の子供とその保護者を対象に、リトミックや手遊び、季節の工作などの活動を行なっています。さまざまな運動や遊びを通して、親子の仲を深めるだけでなく、保護者同士の交流の場となっています。子育て中のママが集まれる場として、平成12年に発足しました。今では、パパやおばあちゃんの参加もあります。また、口コミでひろがり、近隣の市にまで会員を増やし、育児支援の場としても発展しています。会の卒業生の母親を中心に、子育て経験者がスタッフをし、ボランティアで運営をしています。

平成23年度子ども若者育成・子育て支援功労者表彰、  
内閣府特命担当大臣表彰受賞（子育て・家族支援部門）  
＜静岡県推薦＞



フラフープトンネルくぐり  
(親子でリトミック)

#### \*子ども若者育成・子育て支援功労者表彰

内閣府が行う表彰制度で、都道府県・政令市及び関係府省庁等からの推薦をもとに、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動に取り組み、顕著な功績のあった企業、団体又は個人を内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣から表彰する。同時に、本表彰に推薦された企業、団体又は個人が行っている優れた活動を、事例紹介冊子、内閣府ホームページ等で広く紹介する「子ども若者育成・子育て支援活動事例紹介事業（チャイルド・ユースサポート章）」も行われる。表彰は、平成25年度より「子どもと家族・若者応援団表彰」、平成27年度より「子供と家族・若者応援団表彰」へ変更された。

## 「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会

本実行委員会は、浜松市天竜地域の歴史や自然、文化等の特色を活かしたミュージカル、ダンスを市民協働で創作・発表しています。平成15年より活動を開始し、公演を重ねることで、自然と人間の共生、生命の重さ、夢を抱くことの素晴らしさ、ものづくりの大切さ、故郷や家族のありがたさ等を地域の子供たちに情報発信し、子供たちの豊かな心の形成に努めています。活動により、多くの年齢層の交流が生まれ、地域の活性化が図られるとともに、郷土の歴史や文化の継承にも寄与しています。

平成23年度チャイルド・ユースサポート章\*受賞  
(子ども・若者育成支援部門)  
＜浜松市推薦＞



ミュージカル「森のてんぐ屋」  
公演風景

## しまだ次世代育成支援ネットワーク

平成17年より、地域の子育ては地域全体で支援をの思いで、島田市内の公民館（公会堂）で活動しています。保育士による触れ合い遊びや保健師による育児相談、栄養士による離乳食指導、歯科衛生士による歯の健康に関する指導、ボランティアによる読み聞かせ、親子体操、季節の伝統行事での遊び等、子育て中の親に対する支援を実施しています。育児用品のリユース、祖父母の子育て支援等、子育て中の母親に寄り添い、子どもの成長を見守りながら、ボランティアが地域のつながりを生み出しています。

平成23年度チャイルド・ユースサポート章  
(子育て・家族支援部門)  
＜静岡県推薦＞



「もったいないをぶれげんと」  
(育児用品のリユース)

## NPO法人 青少年就労支援ネットワーク静岡

静岡県内の働きたいけれども働けない人びとの「就職ではなく働き続けることのできる人生＝就労」に寄り添い、「静岡方式」と呼ばれる市民のネットワークによる伴走型支援を実践して「働く喜びを分かち合える相互扶助の社会を作る」ことを目的に活動しています。平成29年に15周年を迎え、支援した若者の約8割は無業から脱出、登録ボランティアは1,000名を超えました。地域若者サポートステーション事業、生活困窮者自立支援事業、生活困窮世帯学習支援事業なども受託して若者の社会参加、地域社会づくりにも取り組んでいます。

平成24年度子ども若者育成・子育て支援功労者表彰  
内閣府特命担当大臣表彰受賞(子ども・若者育成支援部門)  
＜静岡県推薦＞



セミナーにおけるワーク

\*チャイルドユースサポート章：P.71脚注 子ども若者育成・子育て支援功労者表彰 参照



## 医療法人社団王会いぬかい小児科

浜松市東区和田町の医院に専門職を配置し、子育て支援コミュニティとして親子の交流の場やくつろぐ空間を提供しています。週2回の子育て広場(わんわんクラブ)では、絵本の読み聞かせ、幼児遊び、子育て相談、助産師による母乳相談を行うほか、積み木教室・歯科講座・クリスマス会などの親子向けイベントも開催し、不安を抱え孤立しがちな親子が地域で共に育ち合うことができるよう支援しています。また、社会福祉協議会員にも、親子支援に参加を依頼し、共に活動することで、地域のコミュニティづくりにも貢献しています。

平成24年度子ども若者育成・子育て支援功労者表彰  
内閣府特命担当大臣表彰受賞(子育て・家族支援部門)  
〈浜松市推薦〉



子育て広場(わんわんクラブ)の様子

## こうのと里サポートクラブ

「子供は地域の宝・みんなで子育て」と考え、浜松市北区引佐町に子育てサークルを5箇所開設することができ、小学校区単位で子育てを支援することで、子育てしやすい環境を整えました。サークルは、母親主体で特技や経験を生かして企画運営されるようになり、母親自身の輝ける場にもなっています。また、会員の助産師が関係機関の専門職などと連携し、子育ての状況に応じて情報提供・助言指導を行い、養育力の向上を図っているほか、幼稚園、小中学校と連携し、「命の教育」「思春期講座」なども行い、次世代の育成支援に貢献しています。

平成24年度チャイルド・ユースサポート章受賞  
(子育て・家族支援部門)  
〈浜松市推薦〉



中学生に人形を使って育児のレッスン

## 認定NPO法人 しずおか環境教育研究会

「エコエデュ」の通称で「自然の中での教育を通じて失敗・変化の中から自分の答えを追求する人を育てる」を理念に、里山での環境教育・指導者養成を有度山丘陵の県有林や県内の環境学習施設等で行っています。特に幼児親子・小学生向けの多彩なプログラムは、若い世代の子育て支援につながっています。50人以上のボランティアスタッフに支えられ、他の里山保全団体・行政・企業・住民の協働事業をコーディネートするなど、地域を支援し、地域に支えられながら活動を進めており、地域のネットワークの形成に寄与しています。

平成25年度子どもと家族・若者応援表彰  
内閣府特命担当大臣表彰受賞(子ども・若者育成支援部門)  
〈静岡県推薦〉



心に湧き上がる、楽しい!ふしぎ!  
面白い!が学びの原点です

## NPO法人 たかね森っ子クラブ

「かわいい子には体験を」を合言葉に、御殿場市内の清流「つつじ川」などの自然を生かした体験活動を幼児や児童、保護者等に提供し、豊かな人間性を育むとともに、「人や環境に感謝すること」の大切さを教えています。また、森にある自然のものを活用した遊具を作製して遊びを提供することで、地域の大人が持つ豊かな知識や経験、伝統技能を子供や保護者に伝えています。多様な立場の地域住民が参加しているほか、参加した子供が後にスタッフとして活動する循環も生まれており、世代間交流、地域の絆づくりに大きく貢献しています。

平成25年度チャイルド・ユースサポート章受賞

(子ども・若者育成支援部門)

<静岡県推薦>



綱を上手に操り、木の上まで行く  
ツリーイング

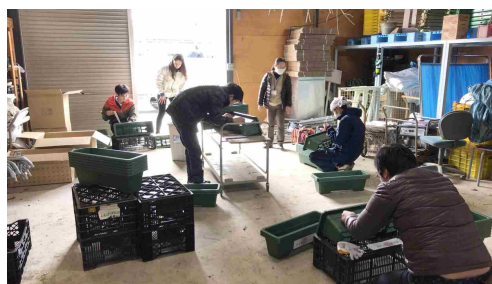
## 認定NPO法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会

医療機関や施設の職員、家族が、こころ豊かなまちづくりを目指して浜松市で平成9年に発足しました。「地域交流会」、「啓発活動」、「当事者研究発表」などの手法で、市民に対し精神障がいや疾患についての正しい理解を促し、地域に支援のネットワークを広げてきました。浜松市のひきこもり地域支援センターの運営に携わり、訪問・居場所支援も行うほか、障害者相談支援事業、地域若者サポートステーション事業など、ひきこもり、不登校、無業、自殺などの「こころの問題」「困難感を抱える人への支援」にも積極的に取り組んでいます。

平成26年度子どもと家族・若者応援団表彰

内閣府特命担当大臣表彰受賞(子ども・若者育成支援部門)

<浜松市推薦>



浜松市フラワーパークにおける  
プランター作業

## 大胡田 茂夫 氏

静岡県東部障害者スポーツクラブの主宰者として、沼津市で月1～2回、老若男女の健常者、障害のある方とスポーツを実施しています。また、スポーツのみならず、季節の行事としてハイキングを実施するなど、健常者、障害のある方の枠組みを超え、体力向上と健康づくりを図り、仲間づくりに取り組んでいます。昭和51年から県内の障害者スポーツ指導員の養成に携わっているほか、全国(身体)障害者スポーツ大会静岡県選手団監督やソウルパラリンピック大会日本選手団役員(陸上競技コーチ)に務め、障害者スポーツの発展に貢献しています。

平成28年度子供と家族・若者応援団表彰

内閣府特命担当大臣表彰受賞(子供・若者育成支援部門)

<静岡県推薦>



東部障害者スポーツクラブでの様子

## NPO法人 富士川っ子の会

富士市内の小学生を対象に、そばの種まきや収穫体験も交えた様々な遊びを通して「いのちの大切さ」や「人のつながりの大切さ」を学ぶ、「ふじかわっこ！遊び塾」を実施しています。会の活動で育った子供がリーダーとして指導にあたる循環を生み出しているほか、企業、学校、行政等と幅広く連携をしており、青少年健全育成活動のモデル的存在となっています。また、地域に住むあらゆる世代の人たちが気軽に集う場として、「寄り合いどころ『かわっこカフェ』」も開設することで、世代間交流の促進に取り組み、地域の活性化に貢献しています。

平成28年度チャイルド・ユースサポート章受賞

(子供・若者育成支援部門)

<静岡県推薦>



ジャンケンバイバイ

## NPO法人 バディプロジェクト

妊娠期から乳児期の母親を、身近な地域でサポートしたいという思いから設立されました。この時期の母親を支援するボランティア養成を市などと共催で十年以上継続し、300名超を養成してきました。その人材は、医療、教育、心理職等、多方面にわたり、大きなネットワークを構築しています。また、初産婦対象の講座や、経産婦向けマタニティ講座(一時保育つき)など、独創的な事業も継続実施しています。スタッフの多くは、乳幼児の母親で、支援の輪が街中に広がっていくことを願い活動を続けています。

平成29年度子供と家族・若者応援章表彰

内閣府特命担当大臣表彰受賞(子育て・家族支援部門)

<静岡県推薦>



子育てサポーター養成講座

## NPO法人 サンフォレスト

静岡県中部地域を中心にひきこもり、不登校等の困難を抱える子供・若者の個別相談、訪問支援、居場所の提供、就労準備訓練、家族教室の開催、家族のグループカウンセリングなどを通して、多くの当事者及びその家族の支援を行っています。平成27年度には「静岡市ひきこもり地域支援センター(DanDan しずおか)運営事業」、平成28年度からは「静岡県ひきこもり支援センター居場所事業」、平成29年度は「静岡市ひきこもりサポーター初級養成講座開設事業」を受託するなど、地域に密着した活動を展開しています。

平成29年度チャイルド・ユースサポート章受賞

(子供・若者育成支援部門)

<静岡県推薦>



ひきこもりサポーター初級養成講座

## ＜事例紹介2＞子供・若者の社会貢献活動、社会参加・参画活動の紹介 ～社会総がかりによる取組の推進に向けて～

子供・若者が、地域社会との関わりの中で社会性や主体性を育み、地域の一員としての自覚を高め、支えられた側から支える側に回ることで、社会総がかりによる子供・若者育成支援の取組も循環していくこととなります。

地域社会に貢献している子供・若者の活動について、子供・若者自身や子供・若者の育成支援に携わる方々に知っていただくことで、子供・若者の社会との関わり合いが進み、社会総がかりによる支援が循環するよう、県内の子供・若者による社会貢献活動、社会参加・参画活動の事例を紹介します。

### YEC(若者エンパワメント委員会)

静岡県立大学の大学生メンバーで構成され、若者の社会参画を活性化し、若者が社会の力となっている状態を目指しています。中高生が「やりたいこと」をメンバーと一緒に実行する「もうひとつの放課後探しプロジェクト」を実施するほか、子供・若者育成支援に携わる関係者を対象とした各種講演会や研修会等を通して、若者を支える大人・社会への働きかけも行うことで、若者の社会参画を活性化していく活動を展開しています。また、研究・勉強のため、子供・若者関連の先進的な活動を行う施設・団体への視察等を行っています。

\*平成25年度社会貢献青少年表彰受賞(内閣府特命担当大臣表彰) <静岡県推薦>

若者が若者を支援、  
大人・社会へ働きかけ



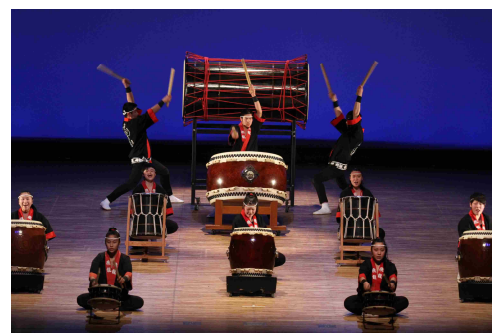
団体のミッションの意味を考える

### 学校法人沼津学園 飛龍高等学校和太鼓部

伝統芸能である和太鼓の技術を受け継ぎ、地元の福祉施設や中学校、祭りなど多様な場所で演奏を積極的に披露しています。週末には、多くの観光客が訪れる県東部の観光名所や各地域の年中行事、文化祭等において、毎年定期的に演奏を披露し、地域の人々との交流を深めるとともに、沼津市をはじめとした東部地区の活性化に貢献しています。また、在学中に貢献する活動を続けることで、卒業後も地域を活動の場としている者、後輩の育成に携わる者が出ており、地域における次世代の担い手育成にも寄与しています。

\*平成26年度社会貢献青少年表彰受賞(内閣府特命担当大臣表彰) <静岡県推薦>

伝統の継承、  
地域の活性化に貢献



地域の方を招待しての演奏会

\*社会貢献青少年表彰：内閣府主催で、都道府県等の推薦に基づき、社会貢献活動に顕著な功績のあった青少年を表彰。

## 一般社団法人 静岡学習支援ネットワーク

「勉強をしたくても、できない子どもたち」の力になりたいとの思いをもった大学生が集まり、平成24年に誕生しました。勉強すること、学ぶことは楽しい！そう感じてもらえるような居場所づくりを目指して学習支援教室を開催してきました。平成27年度からは、他の2法人と静岡市子ども支援コンソーシアムを結成して、静岡市より事業を受託し、静岡市内の生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子供たちのサポートを行っています。中学生を対象とする教室を市内3カ所で運営するほか、長期休暇中には小中高生を対象とした教室も実施しています。

## 社会的課題への取組、 学生主体の法人運営



学習支援教室の様子

## ふじのくにづくり学生研究会

静岡県内の大学など高等教育機関から多様な専門をもった学生が集まって交流し、所属大学や静岡県庁、地域の民間企業などの協力を得ながら学生主体で共同体運営の現状や課題、可能性を調査研究し、自治体運営への提言を行っています。研究生は研究会での経験を大学に持ち帰り学びを深め社会に還元すること、若者の活躍により、「ふじのくに」のプレゼンスを向上させ、次世代の多くの若者が「静岡県で学びたい」と思う社会をつくることを考え活動を行っています。

## 県政への参画 (県事業レビュー参加)



事業レビュー勉強会

## 静岡時代 編集部

静岡県内の大学生が学校の枠を超えて集まり、企画、取材、執筆、編集からデザインにいたるまでのすべての作業を行ってつくる無料情報誌「静岡時代」を年4回発行し、県内の大学構内等で配布しています。巻頭特集では、毎号異なる編集長が、毎号異なるテーマを特集するほか、誌面は県内大学生の今を知る情報、普段なかなか聞けない大学の先生の誌上講義などで構成されています。平成24年より大学生を中心とした若い方々に県政の情報を発信する、フェイスブック「静岡未来」を県庁と共同で運営しています。

## 無料情報誌の作成、 県と共同で県政情報発信



編集会議

## 常葉大学 ボランティアサークル Thunder Birds

平成20年に発生した中国四川省大地震支援をきっかけに結成された学生ボランティア団体です。サークル名は、国際救助隊「Thunder Birds」にちなんだもので、「僕たちが今できること」をテーマに、現在約100名の学生有志が在籍、活動しています。主に緊急災害時の支援活動、募金活動、小学生の下校見守り活動、学習支援、地域の防犯活動、プロスポーツチームの運営補助や地域の自治会や団体と連携・協働して企画・運営を行うなど、浜松市内を中心に幅広い活動を行っています。

## 多様な社会貢献活動、 地域と連携・協働



小学生の下校見守り活動

## きやりこみゅ

NPO法人しずおか共育ネットが、高校生、大学生、大人が共に学び、共に育つ社会を目指して実施する「きやりこみゅ」という高校生のキャリア学習プログラムに、ボランティアで参加している県内大学生の集団です。学生リーダーが中心となり、静岡県内の高校で高校生と一緒に未来を考えるワークショップを行います。平成29年度には、静岡市の「協働パイロット事業」として、同法人が県立静岡中央高校で居場所と軽食を提供した「きやりこみゅカフェ」事業にも参加するなど、高校生との交流を深め、ナナメの関係\*を築く取組を行っています。

## ナナメの関係づくり、 高校生と未来を考える



「きやりこみゅカフェ」のための  
勉強会

## 青少年ピアカウンセラー

県では、子供たちの様々な悩みに対応し、子供の心に寄り添えるピアカウンセラーの養成を概ね20歳前後の大学生及び一般の方を対象に行っています。ピアとは、英語で「仲間」という意味があります。相談をしてくる子供たちの悩みに対し、子供たちと同じ立場に立って、カウンセリングを行い、心のサポートをしてあげる人のことです。養成研修を修了した若者は、県の思春期健康相談室「ピアーズポケット」のほか、しずおかチャイルドライン、はままつチャイルドラインでの電話相談やメール相談への対応、中学校等での出前授業を行っています。

## 悩みを抱える同世代の 相談に対応



青少年ピアカウンセラー養成講座  
電話相談の練習

\*ナナメの関係：親でも教師でもない第三者と子供との新しい関係

## 参 考 资 料

# 〈1 第3期静岡県子ども・若者計画 骨子〉

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の策定の趣旨

第2期“ふじのくに”子ども・若者プランの成果、社会情勢の変化並びに「子供・若者育成支援大綱」及び青少年問題協議会意見具申の趣旨等を踏まえ、子供・若者が健やかに成長し、社会の一員として自立・活躍できるよう支援するため策定する。

### 2 位置づけ

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条1項における「都道府県子ども・若者計画」
- ・県の総合計画のもと、子供・若者育成支援策を推進するための個別計画
- ・本県の各分野別計画の施策等を踏まえて策定し、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を総合的に推進する指針

### 3 計画の期間

2018年度から2021年度までの4年間

### 4 計画の対象者

0歳から概ね30歳未満の者を対象とする。施策によっては、30歳代のポスト青年期の者も対象

### 5 基本理念

「子供・若者が有徳の人として自立し、夢を実現できる地域をめざして」を基本理念とし、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進する。

### 6 基本方針

理念の実現のため、次の3つの基本方針を設定し、施策を推進する。

- ①すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援
- ②ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援
- ③子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

### 7 計画の推進に向けて

計画を推進するために、県における全庁的な取組体制を強化し、国、他自治体、民間組織と連携する。

### 8 計画の体系

\*次頁参照

## 第2章 子供・若者を取り巻く現状と課題

### 1 子供・若者の生活状況と意識

- ・毎日、朝食を食べているわけではない児童生徒が約5%いる。
- ・睡眠時間が一定ではない児童生徒がいる。
- ・放課後の過ごし方は、テレビ等の視聴、ゲーム、インターネットの利用が多く、勉強や読書を上回っている。
- ・大半が高い規範意識を持っているものの、5%の児童生徒がいじめを必ずしもいけないことではないと考えている。
- ・多くの児童生徒が自己を肯定的にとらえている。
- ・将来への夢や希望を持っている児童生徒の割合は、小学生と比べると中学生は大きく下回る。
- ・地域の行事に参加する児童生徒の割合は全国平均を大きく上回る一方、地域や社会をよくするために何をすべきかを考える児童生徒は4割を下回っている。

### 2 ICT社会における子供・若者の状況

- ・ネットやゲームの平日1日の使用時間は、乳幼児～高校生では15分～1時間、大学生等では3～4時間が多い。
- ・子供・若者が使用している情報端末は多様化し、ネットサービスも小学生から多くが利用している。
- ・情報リテラシーは、子供・若者だけでなく、大人も十分とは言えず、子供から大人まで学ぶ必要がある。
- ・子供・若者は、ネットやスマホは人間関係構築に有用だと考えている。
- ・家族とのコミュニケーションの多い者は、生活に充実を感じやすく、ネットやスマホを離れた日頃のコミュニケーションを大切にしている視点が重要。
- ・ネットやスマホ等を長時間利用しているという感覚等、ネット利用に関する認識・感覚は、世代間やネット利用の多少により、隔りがある。ネット・スマホ等の指導・支援は、互いが納得できるように進めることが大切。

### 3 困難な状況ごとの子供・若者の状況

- ・全国の15～39歳の若年無業者は77万人で、35～39歳が20万人と最も多い。全国の15～39歳のひきこもりは54.1万人で、35～39歳が2割以上で、30代は4割を超える。
- ・不登校児童生徒数は増加傾向。
- ・いじめの認知件数は増加傾向。小学校は学年が進むほど増える傾向があり、中学校では1年生をピークに減少する。
- ・特別支援教育対象児童生徒は、平成8年以降、増え続けている。
- ・刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年は、減少傾向。平成28年は中高生が6割を占めた。
- ・生活保護世帯の子供の進学率は、県内全体と比べると低い。
- ・外国人児童生徒数は、小中高それぞれで増加傾向にある。
- ・10代、20代、30代の死因の第1位は自殺。
- ・児童虐待の相談件数は平成12年と比較すると、平成27年はおよそ5倍に増加した。



## 第3章 子供・若者施策の展開

## 第4章 計画の推進に向けて

### 【計画の体系】

#### 基本理念

#### 基本方針

#### 施策の展開

子供・若者が有徳の人として自立し、夢を実現できる地域をめざして

### すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子供・若者が健やかに成長して自己を形成し、社会の変化に適切に対応しながら就労して自立できるよう支援します。



### ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援

困難を有する子供・若者及びその家族が早期に必要な支援と繋がるための環境の整備、児童虐待等の被害防止、被害を受けた子供・若者等の保護に取り組み、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

### 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

家庭教育支援等とおして地域で子供を育む環境を整え、子供・若者を取り巻く社会環境を整備するとともに、子供・若者の社会参加・参画を支援し、子供・若者と共に育ち合う地域づくりを推進します。

- (1)自己形成への支援
  - ア 規範意識、自他を尊重する意識・態度の育成
  - イ 自然体験・文化・スポーツ活動の推進
  - ウ 健康・安全に関する教育の推進
  - エ 読書活動の推進
  - オ 確かな学力の向上
- (2)社会の変化に適切に対応できる能力の育成
  - ア ICT 社会を生きる力の育成
  - イ 消費者教育・環境教育の推進
  - ウ グローバル人材、科学技術人材の育成
- (3)若者の職業的自立・就労支援
  - ア キャリア教育、職業教育の推進
  - イ 就労支援の充実

- (1)抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実
  - ア 関係機関・民間団体との連携による支援体制の整備
  - イ 相談体制の充実
- (2)困難な状況ごとの支援
  - ア ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援
  - イ 障害のある子供・若者の支援
  - ウ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援
  - エ 子供の貧困問題への対応
  - オ 外国人の子供の教育の充実
  - カ 自殺対策
- (3)子供・若者の被害防止・保護
  - ア 児童虐待・DV対策の推進及び社会的養護を必要とする子供への支援の充実
  - イ 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

- (1)地域全体で子供を育む環境の整備
  - ア 子育て・家庭教育への支援
  - イ 地域ぐるみで行う教育の推進
- (2)子供・若者の社会参加・参画の機会の充実
  - ア 地域社会との関わり合いの促進
  - イ 子供・若者の力の活用促進
- (3)子供・若者を取り巻く社会環境の整備
  - ア 有害環境対策の推進
  - イ 犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進
  - ウ 誰もがいきいきと働ける環境づくり

(1) 全庁体制による取組の推進

(2) 社会総がかりによる取組の推進

(3) 地域の実情に応じた子供・若者育成支援体制の整備

(4) 成果指標の設定と進捗管理

計画を推進していくために、県における全庁的な取組体制の強化及び国、他自治体、民間組織との連携を図っていきます。

## 〈2 成果指標一覧〉

### 1 すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

#### (1) 自己形成への支援

指 標	現状値	目標値	
人権教育に関する研修会の伝達研修等を実施した学校の割合	(2016年度) 小 77.2% 中 62.8% 高 57.3% 特 81.1%	小 83% 中 79% 高 77% 特 86%	教
困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	(2017年度) 25.3%	33.3%	総
1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	(2015年度) 67.9% (参考値) <small>文化・芸術を直接鑑賞した人の割合</small>	75%	総
県内文化施設(概ね300人以上の公立ホール)利用者数	(2016年度) 7,495,456人	7,700,000人	総・教
県内施設・大会等でスポーツをする人・観る人の人数	(2016年度) 15,479,139人	16,500,000人	総
成人の週1回以上のスポーツ実施率	(2017年度) 53.9%	65%	総・教
県民の公立図書館利用登録率	(2015年度) 43%	45%	総・教
栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	(2016年度) 幼 35.5% 小 52.0% 中 45.3% 高 32.0%	幼 50% 小 55% 中 50% 高 50%	教
児童生徒の年間交通事故死傷者数	(2016年) 3,026人	2,500人	教
全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合	(2017年度) 小 50% 中 100%	100%	総・教

「総」は県総合計画、「教」は県教育振興基本計画が設定している指標を表しています。

#### (2) 社会の変化に適切に対応できる能力の育成

指 標	現状値	目標値	
授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	(2016年度) 69.5%	85%	総・教
消費生活相談における被害額	(2016年度) 474千円	380千円以下	総
一般廃棄物排出量	(2015年度) 896g/人・日	(2020年度) 815g/人・日以下	総
ふじのくにグローバル人材育成基金による海外派遣者数	(2016年度) 97人	(2016～2020年度) 累計900人	総・教

県内高等教育機関から海外への留学生数	(2016年度) 526人	1,000人	総
外国人留学生数	(2017年度) 2,821人	5,000人	総・教
県内高等教育機関が行った受託研究・共同研究件数	(2016年度) 850件	1,000件	総

### (3) 若者の職業的自立・就労支援

指 標	現状値	目標値	
児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育む教育を実施した学校の割合	(2016年度) 小 89.7% 中 98.8% 高 92.8% 特 100%	100%	総・教
県内出身大学生のUターン就職率	(2016年度) 39.1%	43%	総

## 2 ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者やその家族への支援

### (1) 抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実

指 標	現状値	目標値	
「困難を有する子供・若者支援のための合同相談会」相談件数	(2017年度) 717件	850件	

### (2) 困難な状況ごとの支援

指 標	現状値	目標値	
不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	(2016年度) 小 39.0% 中 38.4% 高 31.7%	50%	教
特別な支援が必要な幼児児童生徒の個別の指導計画を作成している学校の割合	(2016年度) 幼 81.5% 小 93.4% 中 91.3% 高 55.4%	幼 90% 小 100% 中 100% 高 80%	総・教
障害者雇用率	(2017年度) 1.97%	2.30%	総
生活保護世帯の子供の高等学校等進学率	(2016年度) 86.4%	98.6%	総
外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(2016年度) 小 68.9% 中 67.2% 高 88.9% 特 90.0%	小 75% 中 75% 高 90% 特 95%	教
自殺による死亡者数	(2016年) 602人	500人未満	総

### (3) 子供・若者の被害防止・保護

指 標	現状値	目標値	
虐待による死亡児童数	(2016 年度) 2 人	毎年度0人	総

## 3 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

### (1) 地域全体で子供を育む環境の整備

指 標	現状値	目標値	
ふじさんっこ応援隊参加団体数	(2016 年度) 1,333 団体	2,000 団体	総
保育所待機児童数	(2017 年度) 456 人	0 人	総
家庭教育に関する交流会実施園・学校数	(2016 年度) 549 箇所	600 箇所	総・教
地域の青少年声掛け運動参加者数	(2016 年度まで) 累計 376,373 人	累計 425,000 人	総

### (2) 子供・若者の社会参加・参画の機会の充実

指 標	現状値	目標値	
地域社会等でボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	(2017 年度) 小 39.1% 中 59.8%	小 45% 中 65%	教
地域で行われる防災訓練の児童生徒参加率	(2017 年度) 60%	70%	総・教
養成した青少年指導者の延べ活動回数	(2016 年度) 2,573 回	2,600 回	

### (3) 子供・若者を取り巻く社会環境の整備

指 標	現状値	目標値	
刑法犯認知件数	(2016 年) 22,097 件	20,000 件以下	総
一般労働者の年間総実労働時間	(2016 年) 2,063 時間	2,033 時間以下	総

### 〈3 子ども・若者育成支援推進法〉

(平成二十一年七月八日)

(法律第七十一号)

第七十一回通常国会

麻生内閣

子ども・若者育成支援推進法をここに公布する。

子ども・若者育成支援推進法

目次

第1章 総則(第一条―第六条)

第2章 子ども・若者育成支援施策(第七条―第十四条)

第3章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条―第二十五条)

第4章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条―第三十三条)

第5章 罰則(第三十四条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。

6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第3条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の

状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第5条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第6条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第2章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第7条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第8条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
  - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
  - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
  - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第10条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加に

よる自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第 12 条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第 13 条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 14 条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援  
(関係機関等による支援)

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であ

って、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第 16 条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第 17 条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第 19 条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第 20 条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第 21 条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握

しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第 22 条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第 23 条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。



第4章 子ども・若者育成支援推進本部  
(設置)

第26条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第27条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第28条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第29条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第30条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第31条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者(資料提出の要求等)

第32条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第33条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 罰則

第34条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行)

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 〈4 子供・若者育成支援推進大綱概要〉

\* 子ども・若者育成支援推進本部作成資料

平成28年2月9日(火)  
子ども・若者育成支援推進本部決定

### 子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

#### 第1 はじめに

- 全ての子供・若者が自尊心や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

#### 現状と課題

- 【 家 庭 】 ・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要  
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要  
・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【 地 域 社 会 】 ・地域におけるつながりの希薄化の懸念  
・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【 情報通信環境 】 ・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす  
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【 雇 用 】 ・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充塞が重要  
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの

【課題の複合性、複雑性】 困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

## 第2 基本的な方針(5つの重点課題)

### 1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

### 2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- ・年齢階層で適切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

## 第3 基本的な施策

### 1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
- ① 日常生活能力の習得
  - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
  - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
- ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
  - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
  - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
- (3) 子供・若者に関する相談体制の充実
- ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
  - ・子ども若者総合相談センターの充実
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
  - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
- ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
  - ④ 社会形成への参画支援

### 3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

### 4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコア・テイネーターの養成

### 5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適切し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

### 2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
- ・子ども若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
  - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
- ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
  - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
  - ② 障害等のある子供・若者の支援
  - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
  - ④ 子供の貧困問題への対応
  - ・国民運動の取組の展開、充実 等
  - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
- ① 児童虐待防止対策
  - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
  - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

### 3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
  - ① 保護者等への積極的な支援
  - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
  - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
    - ・ 放課後子ども総合プランの推進
    - ・ 社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
  - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
  - ・ 安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
  - ・ ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

### 4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
  - ・ 子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
  - ・ 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
  - ・ 教育、医療、保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

### 5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
  - ・ 留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
  - ・ 先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
  - ・ 情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
  - ・ 地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
  - ・ 「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
  - ・ 国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
  - ・ 世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
  - ・ 内閣総理大臣表彰の創設

### 第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有
- (2) 広報啓発等
- (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
  - ・ 地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

## 〈5 静岡県青少年問題協議会設置条例〉

制定 昭和28年10月13日条例第58号  
 改正 昭和35年7月13日 条例第25号  
 平成12年12月26日条例第67号  
 平成26年3月28日 条例第14号

静岡県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

静岡県青少年問題協議会設置条例  
 (設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律83号)第1条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。  
 一部改正〔平成12年条例第67号〕

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。  
 一部改正〔昭和35年条例第25号〕

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、県議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(家庭裁判所の職員を含む。以下同じ。)のうちから、知事が任命又は委嘱する。
- 3 前項の規定により、学識経験がある者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 10 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- 11 委員及び専門委員は、非常勤とする。  
 一部改正〔平成12年条例第67号〕  
 (委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 静岡県附属機関設置条例(昭和27年静岡県条例第60号)  
 別表中

「

静岡県青少年問題対策協議会	青少年の指導、保護及び矯正についての総合的施策に関する事項の調査審議に関する事務
---------------	--

」を削る。

附 則(昭和35年7月13日 条例第25号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(平成12年12月26日条例第67号)

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。  
 附 則(平成26年3月28日条例第14号)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 〈6 静岡県青少年対策本部設置規則〉

昭和41年 4月22日

静岡県規則第18号

平成29年 3月31日規則第12号

静岡県青少年対策本部設置規則をここに制定する。

静岡県青少年対策本部設置規則

(設置)

第1条 青少年行政に関する基本的方針を確立し、国、市町及び関係行政機関相互の連絡調整を図るとともに、青少年対策の効果的な実施を促進するため、静岡県青少年対策本部（以下『青少年対策本部』という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 青少年対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年行政に関する総合的かつ基本的な施策の樹立に関すること。
- (2) 青少年行政に係る関係行政機関相互の総合調整に関すること。
- (3) その他青少年行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 青少年対策本部に、本部長、副本部長、委員及び幹事を置く。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 委員は、知事戦略局長、地域外交局長、くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

4 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(職務)

第4条 本部長は、青少年対策本部に関する事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は本部長及び副本部長を、幹事は本部長、副本部長及び委員を補佐し、それぞれ分担事務を処理する。

(その他)

第5条 青少年対策本部の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、青少年対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 【静岡県青少年対策本部員及び幹事 一覧表】

### 1 本部員

番号	本部職名	職 名
1	本 部 長	知 事
2	副 本 部 長	副 知 事
3	委 員	知 事 戦 略 局 長
4	〃	地 域 外 交 局 長
5	〃	くらし・環 境 部 長
6	〃	文 化 ・ 観 光 部 長
7	〃	健 康 福 祉 部 長
8	〃	経 済 産 業 部 長
9	〃	教 育 長
10	〃	警 察 本 部 長

### 2 幹事

番号	部 局 名	職 名
1	知 事 戦 略 局	総 合 計 画 課 長
2	地 域 外 交 局	多 文 化 共 生 課 長
3	くらし・環 境 部	政 策 監
4	〃	県 民 生 活 課 長
5	〃	くらし交通安全課長
6	〃	男 女 共 同 参 画 課 長
7	〃	環 境 政 策 課 長
8	文 化 ・ 観 光 部	政 策 監
9	〃	総 合 教 育 課 長
10	〃	大 学 課 長
11	〃	私 学 振 興 課 長
12		ス ポ ー ツ 振 興 課 長
13	健 康 福 祉 部	政 策 監
14	〃	地 域 福 祉 課 長
15	〃	こ だ も 未 来 課 長
16	〃	こ だ も 家 庭 課 長
17	〃	障 害 福 祉 課 長
18	〃	健 康 増 進 課 長
19	〃	薬 事 課 長
20	経 済 産 業 部	政 策 監
21	〃	労 働 政 策 課 長
22	〃	雇 用 推 進 課 長
23	〃	職 業 能 力 開 発 課 長
24	教 育 委 員 会	教 育 政 策 課 長
25	〃	義 務 教 育 課 長
26	〃	高 校 教 育 課 長
27	〃	特 別 支 援 教 育 課 長
28	〃	健 康 体 育 課 長
29	〃	社 会 教 育 課 長
30	警 察 本 部	少 年 課 長

## 〈7 静岡県子ども・若者支援ネットワーク 設置要綱〉

### (設置)

第1条 困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するために、関係機関による実効性のある支援体制づくりを目的として、「静岡県子ども・若者支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

第1条の2 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する「子ども・若者支援地域協議会」については、ネットワークをもってこれにあてる。

### (所掌事務)

第2条 ネットワークは次に掲げる事項の連絡調整及び協議を行う。

- (1) 困難を有する子ども・若者及びその家族を支援する機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (2) 市町の「子ども・若者支援地域協議会」設置及び市町の「子ども・若者育成支援についての計画」策定のための支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、困難を有する子ども・若者及びその家族の支援の推進に関すること。

### (組織)

第3条 ネットワークに、会長及び委員を置く。

- 2 会長は、社会教育課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる機関において選出された者をもって充てる。

### (会議)

第4条 ネットワークは、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 ネットワークの事務局は社会教育課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、委員が協議し別に定める。

### 附 則

- この要綱は、平成23年4月26日から施行する。  
 この要綱は、平成25年3月4日から施行する。  
 この要綱は、平成26年4月28日から施行する。  
 この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

### 別表

番号	部 局 名	課 名
1	地域外交局	多文化共生課
2	くらし・環境部	県民生活課
3	文化・観光部	総合教育課
4	〃	私学振興課
5	健康福祉部	地域福祉課
6	〃	こども家庭課
7	〃	障害福祉課
8	経済産業部	労働政策課
9	〃	雇用推進課
10	〃	職業能力開発課
11	教育委員会	義務教育課
12	〃	高校教育課
13	〃	特別支援教育課
14	〃	社会教育課
15	警察本部	少年課

**夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン**  
**－第3期静岡県子ども・若者計画－**

発行者 静岡県  
事務局 静岡県教育委員会社会教育課  
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
TEL 054-221-3160 FAX 054-221-3362  
Eメール [kyoui\\_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp)  
ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>





富国 有徳の美しい “ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture